

衆議院 建設委員會 議錄 第三号

昭和六十三年三月二十三日(水曜日)

午前十時一分開議

出席委員

委員長 中村喜四郎君

理事 加藤 卓二君

理事 野呂田芳成君

理事 中村 茂君

理事 西村 章三君

理事 櫻本 和平君

理事 大塚 雄司君

理事 木村 守男君

理事 櫻井 新君

理事 武村 正義君

理事 村岡 兼造君

理事 木間 章君

理事 三野 優美君

理事 伏木 和雄君

理事 辻 第一君

出席國務大臣

建設大臣 越智 伊平君

國務大臣 奧野 誠亮君

(国土庁長官)

出席政府委員

国土庁長官官房 清水 達雄君

長 国土庁長官官房 大河原 満君

水資源部長 長沢 哲夫君

国土庁計画・調 整局長 片桐 久雄君

国土庁土地局長 北村廣太郎君

国土庁大都市圏 整備局長 森 繁一君

国土庁地方振興 局長 古賀 誠君

建設政務次官 牧野 徹君

建設大臣官房長 牧野 徹君

建設大臣官房總 務審議官事務代 理 中嶋 計廣君

建設省建設經濟 局長 望月 薫雄君

建設省都市局長 木内 啓介君

建設省河川局長 萩原 兼脩君

建設省道路局長 三谷 浩君

建設省住宅局長 片山 正夫君

環境庁水質保全 局長 平石 尹彦君

水質規制課長 書上由紀夫君

法務省入国管理 局警備課長 入山 文郎君

厚生省健康政策 局計画課長 森本 茂俊君

農林水産省構造 改善局建設部開 発課長 小林 新一君

林野庁業務部業 務第二課長 龜甲 邦敏君

運輸省港湾局管 理課長 嘉味田宗治君

気象庁予報部長 期子報課長 松原 東樹君

労働省労働基準 局監督課長 吉免 光顕君

労働省職業安定 局企画官 谷口 恒夫君

自治省行政局振 興課長 渡辺 尚君

参 考 人 官 繁 護君

参 考 人 官 繁 護君

(住宅)都市整備 公団理事 佐藤 毅三君

参 考 人 官 繁 護君

(日本道路公団 総裁) 佐藤 毅三君

建設委員会調査 室長 佐藤 毅三君

委員外の出席者

委員の異動

三月八日

辞任

櫻本 和平君

遠藤 武彦君

櫻井 新君

武村 正義君

松田 九郎君

村岡 兼造君

中嶋 武敏君

同日

辞任

稲村 利幸君

小坂徳三郎君

佐藤 文生君

志賀 節君

浜田 幸一君

三ツ林弥太郎君

不破 哲三君

同日

辞任

坂上 富男君

同日

辞任

井上 普方君

同日

辞任

櫻本 和平君

同日

辞任

松野 幸泰君

同日

辞任

橋本龍太郎君

補欠選任

稲村 利幸君

小坂徳三郎君

佐藤 文生君

志賀 節君

浜田 幸一君

三ツ林弥太郎君

不破 哲三君

同日

補欠選任

櫻本 和平君

遠藤 武彦君

櫻井 新君

武村 正義君

松田 九郎君

村岡 兼造君

中嶋 武敏君

同日

補欠選任

井上 普方君

同日

補欠選任

坂上 富男君

同日

補欠選任

松野 幸泰君

同日

補欠選任

櫻本 和平君

同日

補欠選任

北村 直人君

辞任

北村 直人君

同日

補欠選任

橋本龍太郎君

三月四日

宅地建物取引業法及び横立式宅地建物販売業法

の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

(予)

同日

同月十五日

大都市地域における優良宅地開発の促進に關す

る緊急措置法案(内閣提出第六四号)

土地区画整理法の一部を改正する法律案(内閣

提出第六六号)

同日

同月三日

東京駅周辺地区再開発に伴う丸の内駅舎の復元

と保存活用に関する請願(岩垂寿喜男君紹介

(第五五二号)

同日

同(長田武士君紹介)(第五五三号)

同日

同月十一日

尾瀬分水反対に関する請願(桜井新君外一名紹

介)(第七五七号)

同日

東京駅周辺地区再開発に伴う丸の内駅舎の復元

と保存活用に関する請願(高沢寅男君紹介)(第

七六六号)

同日

同(櫻本和平君紹介)(第八三七号)

同日

同(三野優美君紹介)(第八三八号)

同日

同月十六日

東京駅周辺地区再開発に伴う丸の内駅舎の復元

と保存活用に関する請願(船田元君紹介)(第八

七七号)

同日

同(愛知和男君紹介)(第一〇〇四号)

同日

同(井上泉君紹介)(第一〇〇五号)

同日

同(上田哲君紹介)(第一〇〇六号)

同日

同(大野潔君紹介)(第一〇〇七号)

同日

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

道路整備緊急措置法及び農地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

建設行政の基本施策に関する件
国土行政の基本施策に関する件

○中村委員長 これより會議を開きます。

建設行政の基本施策に関する件及び国土行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りをいたします。

両件調査のために、本日、参考人として住宅都市整備公団理事渡辺尚君及び日本道路公団総裁宮繁護君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○中村委員長 この際、越智建設大臣から発言を求められておりますので、これを許します。越智建設大臣。

○越智國務大臣 日本道路公団の理事が収賄によりまして起訴されました。現職の理事が収賄容疑で起訴された、非常に残念でありますし、皆さんに申しわけない、また国民の皆さんにもおわびを申し上げたいと思ひます。

道路公団の総裁から報告を受けまして、総裁の進退を含めて相談を受けましたが、私から指示をいたしましたのは、今道路は非常に重要な時期であります。こういう時期に現職の理事が収賄で起訴される、非常に申しわけない次第でありますし、遺憾であります。したがって、綱紀の肅正、この綱紀の肅正といふのも、一般的な肅正でなしに徹底した組織の見直しあるいは監視の方法、この点について具体的に施策を講じ、報告を受けることにいたしております。中間的な報告としては、理事に至るまで監視をするという報告を受けております。そして、総裁に對しましては、とにかく非常に重要な時期であるから、綱紀がきちっと肅正されるまで、また業務がいささかも遅滞を起さないようにやってもらいたい、こういう指示をいたしました。

また、その後、住都公団の、これは昨年、六十二年の一月に退職をした職員であります、これまた収賄で起訴されました。この点についても厳重に注意をいたしておるような次第であります。重ね重ねの収賄、まことに皆さんに申しわけない、また国民の皆さんにも申しわけないと深く反省をし、おわびを申し上げる次第であります。以上二件について、当初に皆さんに御報告を申し上げ、おわびを申し上げるような次第であります。

以上です。

○中村委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大野潔君。

○大野(潔)委員 冒頭、大臣から残念な報告を承ったわけでございますが、どうかひとつ綱紀肅正については、今の御決意どおりしっかりと引き締めをお願いしたいと思います。

もう一つ、けさの新聞を見ますと、小沢副長官が日米間の公共事業の問題協議のために訪米されるようでありますが、これの見通しはどうなっているのか、またどのような対策を持って臨まれるのか、差し支えないところでお答え願いたいと思ひます。

○越智國務大臣 明二十四日、小沢副長官が特使として渡米されるようであります。

御承知のように、一月に竹下総理が首脳會議に参りました際に、かねてから公共事業の参入問題で懸案になっておりました問題につきまして、我が国はもとも内外無差別であります。しかし、日本の法令あるいは規則等を守ってもらいたい、こういうことでありますけれども、工事の実績というものを重く見ておられますが、アメリカ企業は実績がない、この点で摩擦解消のためにプロジェクトを決めて、それに対する実績は外国実績でも加味して、これは外国企業、アメリカ企業が習熟するまでということでお話をいたしました。その後、その問題について、我が国でまたアメリカで二度折衝をいたしました、なかなか歩み寄りができないう状態でありました。今度で三回目を今アメリカでやっておりますけれども、なかなか見通しとしては難しい。難しいといふのは、話し合いでございますから、両方が譲り合えないと話ができないうわけであります。その点でまだ隔たりがあるようでございます。

建設省としては、プロジェクトについては今のようなどころでございますが、運輸省の関係あるいはその他地方公共団体、民間等の話、いろいろあるようでございますので、この点でお話し合いをするようでございますが、至って難しいという印象であります。難しいといふのは、両方が譲る気持ちでないと妥協できない。私の方も実は、例えば植木で考えますと、幹の部分はどうも絶対に守らなといけな。剪定の枝葉については、多少、交渉のことで譲つてもいいつもりであります。

でございますから、私の見通しとしてはなかなか困難である、こういうことであります。しかし、交渉のことでございますから一挙にできるかもわかりませんが、円満に解決することを望んでおるような次第であります。

○大野(潔)委員 これから交渉なさることを余り突っ込んで伺つても無理でございますし……。

それでは、本題の大野の所信に對しての質疑といたしてございまして、冒頭にお願ひしておきますけれども、時間が非常に制約されて、大体四十分、延びても五十分程度ということでございますので、ひとつ答弁の方も簡単にお願ひしたいと思います。

まず、而大臣に伺ひたいのですが、代表して建設大臣に伺ひます。

一月二十五日でしたか、竹下総理の施政方針演説が行われました。そこで、私たちが異論のあるところもありませんが、しかし、いいことも言っておられる。その中で、均衡のとれた国土づくりということ、そこをちょっと読み上げますと、「豊かな自然や住みよい都市環境、地域における人と人との心の通い合い、住民の自発性に基づく町づくり、村づくり、地域づくりのための活動、そして、家族団らん、これらは、私が目指す政治の一つの原点とも言うべきものであります。その意味で、各地方の活性化を促進するためには、ふるさとを育て、守っていく国民一人一人の活動に待つところが大きいと考えます。一方、政府としてもこれらの活動がよりよく発揮されていくよう、都市環境の整備、「自然環境の保全など均衡ある国土づくりのための諸施策を積極的に講じてまいります。」こう述べられておられるわけでございますが、建設大臣の所信表明を伺いますと、この部分とここに述べられているのか、担当官庁として、また大臣として、これが具体化されているのかが、部分なのか、ちょっと私にはわかりにくかったのですが、改めてお示し願ひしたいと思います。

○越智國務大臣 今お示しただきました総理の所信表明の中、これを受けまして私から申し上げましたのは、「国土建設の目標は、住宅、社会資本の整備を通じ、国土の均衡ある発展を促進し、活力ある経済社会と安全で快適な国民生活を実現することにあります。」こういう項で申し上げておる次第であります。

総理の言われましたのは、自然を守り、ふるさとの創生でございますから、特性のあるその都市、都市をつくっていく、こういうことにあると思えますので、そうした面でも今後も努力をまいらう、かように考えておる次第であります。

○大野(潔)委員 ちよつとその点でも突っ込みたいのですが、時間が少ないのですからとんどん先へ進めます。

今大臣は、自然を守り云々ということをおっしゃいましたけれども、最近の地価の高騰のおおりのものが自然環境を非常に破壊するということ現象が続出しているわけですね。その原因というのは、結局相続税軽減対策、これが原因のようでございます。

一、二の例を申し上げますと、ある新聞を引用して恐縮なんですけれども、地価高騰のおおりに受けて、東京都多摩地区の二十六市で、児童公園やスポーツ広場として地主から提供されていた土地が、この三年間で九十六カ所、ちよつと先日でございました東京ドームのグラウンドの十個分に当たる十三万平方メートルが地主に返還されているという事実が、東京都の市長会でわかったというわけです。地主が相続税対策のため農地に戻そうと土地の返還を次々と求めているためだ。返還された土地は、それまで地主が無償や固定資産税分の免除程度で市に提供していたところ、ところが、こうした土地は地目は雑種地、こうなるために、相続の際には税金は宅地並み課税になってしまふ。そこで、農地にしてあげば、評価額が低くなることに加え、将来二十年間の営農継続が認められれば相続税の一部免除の特例もある。このために、相続税の負担軽減を考えれば、その公園に貸してあった土地を返還してもらって農地に戻す、相次いでこういう現象がある。

これは先日、建設大臣並びに自治大臣、それからまた大蔵大臣のところにも陳情があった問題でございますので、もう御承知と思えますけれども、これは完全に今の「ふるさと創生論」からいえば逆行しておる現象ですね。これにどのように大臣

は対応しておられるのか、ひとつ伺いたいと思えます。

○越智国務大臣 東京都を初め東京都以外も、全国的に今、農地を遊園地、子供の遊び場というふうなことで、ミニ公園のような状態に借りてやっておるというケースが非常に多いのであります。今先生の御指摘のように、東京都につきましてもそのことが行われておりますが、地価が高騰いたしましたために、返してもらいたいということで、だんだん返還をしておるような状態はお説のとおりであります。

私は、この農地の問題、特に市街化区域の農地の問題については、できるだけ宅地にしてもらいたい、こういうことではあります。また調整区域については、良好なところはできるだけ開発できるように進めてまいりたい。市街化区域につきましても、どうしても営農を続けるといふ方の土地は、交換分合しても逆に調整区域に戻していくべきではないか、こういうことを言っております。また指導もいたしております。

そういう中で今のよう現象が起きておりますので、今後これをどうしていったらいいか。いいことは、宅地に供給をしても、その中にある公式な公園とかそういう空間地帯をつくっていく、これが一番望ましいと思えますが、今言ったようなことで進めてまいりたい、かように思う次第であります。

○大野(潔)委員 ちよつとお答えが納得できない部分もあるのですが、その二つ目の例として、先日ある大学の教授にこんな話を言われましてね。その方は私の地元に住んでおられる方なんです。四十七、八年ごろに、自分で家を求めたいと思つてずつと歩いたところが、すばらしいケヤキの木がありまして、これは自分の土地じゃなくて借景なんです、すばらしいところだということ、そこを早速借りて家を建てて、朝晩それを眺めながら楽しんでた。ところが、出張から帰ってきてある朝窓をあけたところ、そのケヤキがなくなつてしまつて電灯線、鉄塔が見えるのだそう

です。びっくりしたと。それでいろいろ聞いてみたら、そのケヤキはもう百年以上たつているような大木なんです、結局それを遺産相続のため農地にするために切つてしまった。それでそこを、野菜などを植えて農地にしてしまった。こういう現象が出てくるわけで、何だ、最近言われている「ふるさと創生論」、いわゆる自然を守るといふ現象から見ても、言っていることと現実とは全然違ふじゃないか、政治家しつかりしてくれ、こういうことで、建設大臣のかわりに私が怒られたような気持ちがあるのですけれども、これに対して大臣、一言述べてもらいたいと思つたのです。

○木内政府委員 大臣の御答弁の前に、ちよつと技術的に簡単に説明させていただきますと思つたので、先生の東京都市長会からの要望を聞いておりまして、これに對しましては、やはり緑を残すといふことからは後退をございませぬので、税制等、相続税等の問題、大変難しい問題もございませぬけれども、こういうものを含めて検討させていただきますと思つたのであります。

それから樹木につきましては、樹木の保存に関する法律というのがございまして、確かに指定がなされておりますけれども、この法律は保存義務規定、届け出等でございます、行為の制限等を伴つておりますので、都市計画にあるいは税法上位置づけが大変難しい問題でございます。そういった問題もございまして、先生のような御指摘があらうかと思つたけれども、今後ともこの問題につきましても十分検討してまいりたいと思つておる次第でございます。

○越智国務大臣 今の樹木の問題でございますが、何か制限を加えるまでに、文化財とか何かになつておればでございますが、それ以外だと今の制限では非常に難しい、かように思つた。私も、緑を残す、美しい立派な樹木は残していくといふことに努めなければならぬと思つた。何か法的な根拠がないと非常に難しい、かように思つた次第であります。

それから、今、都市局長からお答えいたしました税制の見直し等は逐次考えておりますが、次の機会にも今の雑種地の問題、雑種地も草ぼうぼうの雑種地は困るわけでございませぬけれども、利用している雑種地についてどうするか、特にミニ公園等に利用しておる場合にはどうするかというのを十分検討してまいりたい、かように思う次第であります。

○大野(潔)委員 質問通告してあると、答弁の方が先回りして言うものだからやりづらいのですけれども……

東京の例ばかりで大変恐縮なのですけれども、私は東京出身でございますし、地方は具体的な資料が手に入らないものですから、地元周辺の問題を率先してやっております。

私は三多摩地区に住んでおりまして、あそこには昔からの青梅街道、五日市街道等もあれば、また玉川上水とかそういう史跡に近いような施設がたくさんあるわけです。ところが、玉川上水とかそういう施設というものは大体都有地になっておりますので、その辺の史跡はいろいろと手の施しようがあるわけで、今大臣の言われたように文化財まではいかないけれども保護できるわけです。ところが、問題は、青梅街道とか五日市街道になつてますと私有地なわけです。そこに百年を超すような直径一メートル以上のケヤキが何本もある。ちよつと私、調べてみましたら、それがこの十年間で半分減つておるのだそうです。それでは全然対策をしていないのかといふますとそうではなくて、やはり市の方では、また都の方も協力していろいろな手だてをしておる。例えば指定樹木、また雑種地は指定樹林ということで、樹木の方には一昨年三千万円支払つておりますし、それからまた樹林の方には固定資産税、一遍納めてその分だけまた補助金を別に出すというふうな形でいろいろやっております。

ところが、冒頭から申し上げているように相続税が地価の高騰によつてだんだん上がつてまいりましたので、その大きなケヤキの木も宅地の中、

または雑種地の中に生えているわけですから、結局相続するの方が健在なうちに農地に転換しておかなくてはならぬということでこういう現象が起きている。地元それぞれ市の当局に聞きますと、あと十年もすればあの木は全部なくなってしまうのではないかと、こういう心配をされているわけでございます。これは文化財になっていけばどうのこうのという、そんな優雅な状態ではないわけでございます。これは環境庁というよりもむしろ建設省、また場合によっては国土庁が相まって、総理の言うところの「ふるさと創生論」、自然を子孫のために残す、こういう立場から、今からその手だてをしなければならぬと思うわけで、その辺の決意を伺っているわけでございます。

そこで、ちやうど言われましたけれども、二十年間のいわゆる管農継続農地、こう認定されればそれだけ税金が安くなる、そういう法律が既にできているわけですから、それに準ずるような手だてを、あなたは大蔵大臣じゃありませんから、そういう税制をつくれと申し上げるのはいかかと思ひますけれども、問題提起はできるはずなんです。それから、建設大臣と国土庁長官でもって協議をされた上で問題提起をされて、大蔵当局にそういった減税の手だてをさせて、何とか自然が守れるようになさるべきじゃないだろうか、こう思うわけなんです。その辺でございまして、都市局長が出てこなくちゃいけない。

○木内政府委員 先生の御指摘、大変ごもっともだと思ひまして、相続税につきましては、私どもとしましては実は六十二年ぐらいからいろいろ、細かくなりますから簡単に申しますと、緑地保全地域だとか、先生の御指摘の保存樹だとか、風致地区、生産緑地等、広範囲にわたりました相続税の農地並みの猶予の措置も要望し、検討してきたのでございまして、六十二年、六十三年、六十一年通ししていろいろの問題、事情がございまして、農地並みの扱いというのはなかなか難しいということになって見送られてきたわけでございます。ただ、緑地保全地区とか歴史的風土特別保存地区

につきまして、相続税の中の延納利息につきまして若干の軽減が認められたという程度でございます。

このようにある程度法的な規制を伴い、あるいは長期に保存する見込みのある地域につきましては、相続税と申しますと農地並みというわけにはなかなかないで、たかだか延納利息の引き下げ程度にとどまっているのが現状でございます。来年度におきましても、都市公園の中で借地公園がございまして、そういうものにつきまして延納利息の引き下げを要求しているわけでございますけれども、これとていまだ、相続税の抜本改正の中で検討しております。そのように厳しい状態でありますけれども、これからも検討してまいりたいと思ふわけでございます。

ただ一つ心配なのは、相続税の軽減へ持つていきますと、先生も御指摘になりましたように、農地においてはやはり相続後二十年間は継続してやるといふ話がございます。そういうことで、借地小公園等については相続後例えは二十年間継続して二十年と言わなくても一定期間長期に継続してそういった借地公園等が続くかどうか、そういう継続に對して地主さんの方が耐えられるかどうかというふうな問題もこれありまして、そういったものとの兼ね合いで、継続性を主張しますと出してくれなくなる可能性も考えなざるならぬというなかなか難しい問題があるわけでございますけれども、緑地保全ということは大変重要なことでございまして、私どもとしても引き続きこういった線ではまいりたいと思ひます。

○大野(憲)委員 やはり減税措置というものをしつかりしておかなければ、これは受けないと思ふのです。指定樹木にしても五年ごとに地主と話し合いをして決めるわけですから、地主がもう嫌です、あるいは切ります、こう言われれば、これは今のところ手の打ちようがない。だから十年もたてばなくなってしまうのじゃないか、こういうことでございまして、都の方としても歴史的環境保全

地域というようなことで、条例の中でできる手だてはしているけれども、事税金問題になってくると、これはもうどうしようもないわけですよ、国でやる以外に、ですから、建設大臣の方から問題提起をして、大蔵当局と協議の上、その指定を受けければ、その税金がからず済む、よって保存ができる、こういう手だてをやるべきだと申し上げているのですが、大臣いつ。

○越智国務大臣 お話しのメーターもあるケヤキとなりまして、何百年かかかって大きくなった、かように思ひます。これが無残に伐採される、非常に残念でございます。

お説の点について、税制の問題、よく検討して提起をしてみたい、かように思ひます。市とあるいは都、こことよく連絡をとって、何か保存の方法がないか、税制だけでいけるのかどうか、また税制がどういふことになるか、ひとつ今後大いに勉強をさせていただきます。

○大野(憲)委員 してみたいとか勉強するなどという優雅なものじゃなくて、緊急性があるのでございまして、ひとつしっかりと頑張っていたいただきたいと思ひます。

余りこれだけにこだわっているわけにいきませんで、期待を込めてお願いをしまして、次は東京湾の臨海部の再開発問題について若干伺いたいのであります。

首都東京が、いよいよ都庁が新宿移転する。それに伴って副都心構想が各所にできているわけでございます。その中の大きなのがこの臨海部の再開発問題でございます。この、結局各都府間の権益問題というのが非常にまたがっておりますので、その調整のために協議会というのを設置されておりますけれども、その構成とそれからその推移について、簡単に御説明をお願いしたいと思います。

○北村政府委員 東京臨海部の開発につきまして、昭和六十一年十一月に東京臨海部開発推進協議会というものが発足したわけでございます。その構成は、発足当初におきましては内閣官房の特

命担当室長、それから国土庁、通産省、運輸省、郵政省、建設省、国の各省庁の担当局長それから東京都の担当室長または局長という構成になっておりまして、以降協議を重ねまして、本年の三月十八日に、地域開発の基本的方針、根幹施設の整備方針、開発者負担の考え方等を主な内容とした「東京臨海部における地域開発及び広域的根幹施設の整備等に関する基本方針」を取りまとめたところでございます。

今後は具体的に、東京都が中心となりまして、根幹施設の整備あるいは都市計画上の処置あるいは港湾整備等に取りかかるという段取りになっております。

○大野(憲)委員 もう一言、その協議会の権限というものは大体どういふことになっておるのですか。

○北村政府委員 協議会そのものは協議の場でございます。協賛会そのものに権限があるわけはございません。しかし、国の関係省庁及び東京都、関係者が全部この席に寄っておりますので、国土庁が座長となりまして、よりよい開発状態を取りまとめるために一致して協議し推進する、こういう機構になっております。

○大野(憲)委員 後で国土庁長官の方へ御質問が参りますので聞いてもらいたいのですが、これは去年の十二月に運輸省の港湾局長の名前でもって東京都知事あてに、「臨海地区内の区分における構築物の規制に関する参考条例案(モデル条例)の改正について」ということで通達が出されている。この通達の内容を、運輸省、簡単にひとつ説明していただけますか。

○北村政府委員 御説明申し上げます。

今御指摘のいわゆる、私もモデル条例と呼んでございまして、最近非常に社会経済情勢が変化してまいりまして、港湾という場におきましても単なる物流とかあるいは生産の場としての港湾ではなくて、非常に総合的な利用を図っていかねばいけないという要請が全国各地で出てきておるわけでございます。したがって、そういう

は設計が専門でございますので、昭和二十一年から三十五年まで広場設計とかそういうものをいろいろやってきたわけでございます。ですから、相当な手間がかかると思うのです。大臣はそこまで言われるならば、ある程度その応援を出してこれから対応していかなければならないと思うのですが、そこまでやっていただけませんか。

○越智国務大臣 具体的な問題は今後検討をしてみることとしたしまして、先ほどの話がありましたが、できるだけ、子供の森ですか、こういうことであらうと思えますから業種にも関係すると思えます。御承知のように、土地をつくる。あるいはそれに植樹する、あるいは遊び場をつくる、そういういろいろな分かれるところがあるのではないかと、こういうふうに想像いたしておりますので、技術的には十分事務当局に検討をさせて、地元で業者がやれるものは地元でできるように持っていくたい、かように思う次第であります。

○大野(潔)委員 ちよつと時間をちよつとお願いいたしますので、ついでにまた突っ込んで申し上げますが、今のお答え、ひとつよろしく実行のほどをお願い申し上げます。

そこで、地元の問題ばかりで恐縮なんです、地元では従来、花火大会とかマラソン大会とかやっております。当初は自衛隊の基地などを利用してやっておったわけでございますが、公園がだんだんとできてまいりまして公園を利用するケースがふえてきた。ところが、結局、公園を利用するとなると、花火ですとか夜暗くなつてからやる。それでもなおかつ入園しようとする入園料を規定料金を払わなければならぬ。まさか楽しみにしている市民一人一人から取るわけにいけませんので、結局、地元の観光協会なり商工会、こういう主催団体が肩がわりして納める。ところが意外と大変な金額であります。地元の公園の事務所ですら全然配慮がないかといえ、それは十分な配慮はいただいておりますけれども、なおかつ大きな金額になっております。そこで、ただにしてくれと言っても、実際には管理も警備も、

また後の掃除も必要でございますから、そういうものの実費は必要なんですけれども、地元の市当局や観光協会や商工会、こういったものがその主催なり後援会になってやる場合には、その規定は規定として特別な配慮をすべきではないかと思ひますが、その辺のお考えはございませうか。

○木内政府委員 大臣が先ほど御答弁申し上げましたように、国営公園でございますので、そのものの性格上、やはり国民広く一般に供するという性格のものでございませう。また他の国営公園とのバランスというふうな問題もございまして、先生の御要望のような件につきまして、例えば入園料を割り引きするとか無料にするとかという点は大変難しい性格があるかと思ひます。

しかし、イベント参加者については団体割引というふうな手段もございませう。また、昭和記念公園につきましては、先生御承知のように、国土建設週間とか都市緑化推進運動期間とか都市緑化月間とか、そういうときに無料開園日等がございませう。こういった無料開園日にそういったイベント、花火大会等ができるだけ合わせていただくとかいうふうなことで、できる範囲内の地元に対する助成、便宜と申しますか、そういったものも考へてまいりたいと思ひますけれども、先ほど申しましたような公園の性格もございまして限界があるという点も御承知願ひたいと思ひます。

○大野(潔)委員 無料開園日と合わせるといふお話でございますが、では、無料開園日と合わせることもできるのございませうか。

○木内政府委員 都市緑化推進運動期間につきましては五月中の土、日一回ずつとか、国土建設週間は七月十日から一週間程度とか、都市緑化月間につきましては十月中の土、日を一回ずつとか、無料開園につきましても若干の幅がございませう。その幅の範囲内ではいろいろ御都合を合わせることが若干なりとも可能かと思ひます。

○大野(潔)委員 余りここで詰めてしまひますとやりづらくなるから詰めないことにいたしますが、大いに期待しておりますから、よろしくお願ひいたします。

最後にもう一度、災害時の避難場所ですね。私見でございますが、これは悪い人間が中に入れないように厳重になつておられるわけでございますが、災害のときにはどういう手だてになつておられるのか。また、今なつてなければ、将来どのようにしていきなさいのか。その辺のこともひとつあわせて、地元民のために明快にしておいてもらいたいと思ひます。

○木内政府委員 先ほどちよつとお話が出ましたように、この公園は有料でございます。やはり何らかの囲いが必要なのでございませう。この公園につきましては二十四時間体制で管理人が常駐しております。したがひまして、災害時においては、現在八つの入り口がございませう。また、広域防災基地の側でございませうけれども、そちら側には非常口もございませう。そういうふうなことで、周辺住民が避難できるよう配慮しているところでございませう。

○大野(潔)委員 こんな席で余り細かなことを言うところ恐縮なんですけれども、公園そのものには入り口があつても、そこへ到達する途中の段階がまだ整備されてない、国の施設が鉄条網等で囲われていてすつと回らなければその入り口に到達できないというふうな事態がございませう。これはまた追つてお願い申し上げますが、ここでは、とにかく地元民が安心していただけるような、そういう協力があると、もう一言大臣の方からお約束願ひして、時間が若干余つておられるようでありませうけれども、終わらせてもらひます。

○越智国務大臣 この公園だけでなしに、公園といたつては災害時には避難場所として利用できる体制にいたしたいと思ひます。この公園につきましても、お説のことを十分配慮して、災害時にはなるべく早くここへ避難できる、こういう体制にいたしたいと思ひます。

○大野(潔)委員 一時間の予定が急に短縮になりましたので、本日に突っ込んだ質問ができずに終わりました。また、いろいろお願ひ申し上げますが、ぜひひとつお約束願ひしたことは実行されますように心から願ひして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○中村委員長 小野信一君。

○小野委員 四全総に絞つて奥野大臣に御所見をお伺ひいたします。

国土庁の当時の計画局長が、四全総に比べますと前の三つの総合開発計画は役人の作文のようなものである、自分も役人だと私は思うのですけれども、ある座談会でそう発言してございませう。大きな自信と自信を持っておられるのでございませう。そこで、従来の手法とどんな点で四全総は異なるのか、地方の開発についてどんな衝撃を与えてこれを促進しようとするのか、そういう観点で四全総を見ますと、東京一極集中、東京一点集中に歯どめがかかつて、地方に東京の今まで集まった部分が移行するというような形にはならないのではないか、なるにしても大変難しいのではないだろうか、私はそういう感じがしてなりません。要するに、地方の開発計画が東京一極集中に歯どめをかけるほど強力な四全総だということを私は受けたいわけなんです。

そこで、大臣に率直に、四全総を読んでマスターしたその感想を、地方の開発という観点に絞つて御所見をお伺ひいたします。

○奥野国務大臣 全国総合開発計画を作成された方々は、それなりに自信と誇りを持って当たつてこられたと思うわけでございます。そういうことで四全総が過去の三つとは違ふのだというふうな言葉も出てきたのじゃないかな、こう思ひます。私が今度の立場に立つてます思ひましたことは、常に国土の均衡ある発展がうたわれながら、それらの計画が必ずしもそのとおり実現されていらないか、やはり何か手法が要するのじゃないかな、こんな思いをしたわけでございます。そういうことから、あえて立法にも手をつけるこ

とにしたわけでございました。

今御心配になっておりますことは、東京一極集中を是正すると言われども、必ずしもそれが確実に受けとれないじゃないかという意味合いであつたと思ひます。そういう意味であつて立法を志したということでございますけれども、例えて申し上げますと、政府関係機関を地方に移転させることにしているわけでございます。同時に、今後新しく機関をつくる場合には、この多極分散型の国土形成、それに配慮して立地を決めなければならぬ。なおかつ、その場合でも二三区内に立地をしようとする場合にはチェックを受けますよというふうにしてはいるわけでございまして、政府関係機関を外へ出す、二三区には新しくつくらせまいというふうな手法も講じておるわけでございまして、おっしゃいますとおり今後一層、地方にそれぞれ核になるようなものをつくっていく、そこを中心にして創意工夫を尽くしながら、活力のある地域社会が生まれるような努力をしていかなければならない、こう思つておるわけでございまして、そういう意味で、地方の振興拠点開発区域というようなものをつくつて積極的に国が力を尽くしていこうじゃないかということも考えておるわけでございまして。

しかし、何といひましたも全国をどう結んでいくかということになりますから、交通、情報、通信の体系を整備していくということ、これが非常に大事だと思つてございまして。今まではどうも東京中心に放射的にそういうものが流れていったように私は思つてございまして、今度の四全総を見ておりましたも、まず環状的に物を考える、横断的に物を考える、都市と都市とを結び合つていくというようなことになり配慮しているようにございまして、そういうことから一日交通圏というような構想も出したりしているわけでございまして、ぜひ私たちは東京一極集中を是正して多極分散型の国土にならざるやうに全力を尽くしていきたいなどと考えているところでございます。

○小野委員 四全総は、これまでの三つの総合開発計画とは違つて大変難航いたしました。完成するまでに三年有余かかつた異例の計画だつたと私は思ひます。その異例の理由は、やはり東京対策をどうするのだからか、このことに焦点があつたのだと思ひます。東京への過度の集中を阻んで、特色ある機能を持った多くの地域が極を形成して、それがお互いに交流し合つて多極分散型の国土をつくる、こういう方向をそのために打ち出したのだらうと思ひます。その目的達成のために、高速交通体系の整備が書かれてあります。

そこで私がお聞きしたいのは、現在の過度の集中がなぜ起こつたのか、金融、業務、情報、世界的に見ても驚異的な東京集中がなぜ起こつたのだからか、そのメカニズムをしっかりと分析して正しい分析の上から東京一極集中への歯止めをかけるのでなければ、その分析がなければ私は架空のものになりはしないだらうか、こういう感じがするのですから、なぜ東京に、これだけ一極に集中したその理由、メカニズムについて、簡単に基本的なところでよろしゅうございましてからお聞かせ願ひたいと思ひます。

○長沢政府委員 東京一極集中、東京への再集中は五十年代後半から顕著になつてまいりました。私どもはその原因を国際化、情報化の急速な進展と産業構造の変化、これが非常に大きな要因になつていふと思ひます。国際化、情報化は御承知のような状況で、世界都市として東京に金融、情報センター化が起つていふ。一方、産業構造の変化に伴つて多く地方に立地しておりました製造業等が構造不況に陥り、そのために東京へ出ていかなければ飯が食えない、こういう状況が出てきたことが大きな原因だつたというふうに考えております。

○小野委員 国際化と情報化と産業構造の変化が東京一極集中化をもたらした大きな要因である、こう分析をいたしました。順次質問いたしますけれども、この三つが地方に分散する可能性を持った要素だとは私は全然思ひません。国際化、情報

化、産業構造の変化はこれから多極分散型の国土をつくる要素には一つもならない要素でございませぬ。むしろ東京に集中をいたす要素でございませぬ。それだけに、多極分散型の国土づくりというのは大変難しい問題を含んでいるということを痛感するわけでございまして。

そこで、第一回目から四全総までの四つの総合開発計画の底流、基本的な考え方は、国土の均衡ある発展だつたらうと思ひます。あるときには定住圏構想という名前になりました。あるときにはサブタイトルになつたにしても、その底流は均衡ある国土の発展であつたと思ひます。そこで、均衡しなければならぬ国土の最低の条件とは、四全総の中で何と何を挙げていられるのでしようか、数えるのでしようか。

○長沢政府委員 均衡ある国土の発展とは、適切に人口、つまり人々がバランスよく国土を利用しながら住んでいる、またそういう人々の定住条件として諸機能——産業機能、都市機能等々の各種の機能が定住条件としてまたバランスよく配置されていふ、こういう状態を国土の均衡ある状態というふうに認識しております。

○小野委員 人口の適度の分散、要するに全国三十七万平方キロの日本の国土の中に、あるところは集中だけじゃなく、あるところは共同生活ができるような適度の過疎ではなく、過密であつても混乱のない国土、過疎であつても集団生活ができるような適度の人口の集中度、そしてそのために産業の適度の分散が行われることを国土の均衡ある発展だ、こう分析をいたしております。しかし、これもまた現在の日本の産業構造、人口の移動を考えれば、果たして四全総の持つておる十年間の範囲の中で、時間の中でどれだけ解決できるのだからか、そう考えますと、まことに不安を感じざるを得ませぬ。

そこで逆に考えまして、地域の活性化が四全総の一つの目的です、それならば地域の活性化というものはどういふものを言うのでしようか、どう

いう指標が大きくなつたり小さくなつたときに、これは地域の活性化が始まつておるのだ、こういう分析をするのでしようか。地域の活性化の内容、指標についてお伺ひをいたします。

○長沢政府委員 なかなか特定の少数の指標で地域活性化の状態をはかるのは難しいと思ひますが、現在各地域の人々のニーズ、要望というものが、第一に就業機会、第二に健康環境、第三に文化環境、この三つが多くなつて人々が求めるものになつております。このニーズにそれぞれの地域がこたえていけるような発展をすることが地域活性化だといふふうに認識しております。

○小野委員 ただいま雇用の機会の増大、健康が維持されるような地域社会、そして文化の恩恵に浴する地域社会、これが地域の活性化の少なくとも最低の三つの要件だ、こういう御答弁をいただきました。これもまた実際に地域に住んでおる者にとつて、東京あるいは県都と言われるその地域の中央都市と比較いたしますと、その他の地域というものは大変難しい条件だなどという感じが私はいたします。

そこで、これもまた四全総に書いておることなんですけれども、円高に伴う製造業の不振と非製造業の堅調という二面性がある、地域的には金融、証券業や不動産業にリードされる状況を呈する東京圏と、製造部門を中心に停滞する地方経済との明暗となつてあらわれております。こう分析をいたしております。特に雇用問題が厳しいのだ、この指摘をいたしております。特に地方経済は労働人口の高齢化が東京よりもずっと進んでしまつた。したがつて、適切な雇用機会、雇用の場をつくらなければ地方の振興は難しいよ、こう分析をいたしております。だからといって雇用の発展策はございませぬ。したがつて、国土庁は地方の開発についてどのような基本的なお考えをお持ちなものでしようか。私は、ずんずん突っ込んでいくつもりはございませぬけれども、基本的な方針として、地方の開発計画にどんな方向、手法をもつて

すれば私どもができるかと考えます、こういう考え方がありましたらお聞かせ願いたいと思ひます。

○長沢政府委員 地方にも就業機会ができるためには、全体としてサービス経済化の方向に進んでおります産業構造の変化に対応しつつ、地方でも諸産業が活発になることが不可欠の条件だといふふうに解釈しております。そのためには、地域間の交流、人材の交流あるいは経済交流あるいは文化の交流、そういう交流が活発になることが一つの契機になって諸産業の発展をも促す、こういう考え方で、四全総では三全総の定住に加えて交流というコンセプトを打ち出しまして、交流ネットワーク構想という開発方式を採用しておるわけでございます。

○小野委員 大臣、昭和六十一年の国勢調査をもとにして未婚率を調べてみました。未婚率の最も高いのは新潟県の粟島浦村、三十歳から三十九歳までの男性は四七・八%が独身でございます。二番目は長崎の伊予島町、四七・五%、二人に一人は独身でございます。三番目が山梨の早川町、四四・四%。ずっと四〇%台が続いております。私どもの郷土岩手県の最高は、川井村の三〇・九%でございます。

地域社会の振興といひましても、情報化の変化に対応した、産業構造に対応した地域の産業をつくれといひましても、私は、四全総の言っているこれらの政策は、ここに住んでおる人たちにあってはまことにむなしい空文に感ずるような気がしてなりません。これらの結婚することができない、一家を形成して、自分が一生の仕事としてこれから後継者を残そうとしても残すことのできない人々が全国にかなりの人数おる、地域社会に多数おるといふことであります。今回の四全総でも、これらの本当に地域で働いておる人々に希望を与えるような四全総なんだろうか、こういう不安不満がうっせきしておりまして、これを解消することができません。私はどうしてももう少し、大部分の人が地域におるのですから、これらの人々に希望を与えるような具体的な、だれもが理解で

きるような四全総であつてほしい、こういう気がしてなりません。

大臣、いかがでしょうか。最初に質問いたしましたように、四全総が果たして、地域の人々に大きな希望を与えるような、均衡ある国土の発展を促すような政策となるという大臣の決意を私は聞きたいのです。御所見をお伺いします。

○奥野国務大臣 御承知のように、日本の経済構造が非常に速い勢いで大きく変わつておるわけでございます。一次産業はウエートがどんどん低くなっておりまして、所得構成も低くなってきておるわけであります。二次産業に移り、二次産業から三次産業に移つていっている、その結果一番大きな影響を受けているのは農山村だ、こう思うわけでございます。したがって、国土づくりの問題だけでは解決しない、そういう意味の経済政策もあわせてとつていかなければならないんじゃないかな、こう思うわけでございます。国土対策の意味では、過疎対策をとりましたり、工業再配置政策をとりましたり、半島振興政策をとりましたり、離島振興の政策をとりましたり、いろいろやつておるわけでございますけれども、やはりそういう意味合いにおきましては、農山村の再編成みたいなことも考えながら、そこに雇用の機会を持つていくような努力もしていかなければならない。

ですから、四全総だけで全部片づけるといふことになりまして少し荷が重過ぎるんじゃないかな、いろいろ他の経済諸政策ともあわせまして、今御指摘になりましたような問題の解決に当たつていかなければならない。これはもちろん非常に大事な問題でございます。なればこそまた、日米間の農業問題につきましてもこれほど深刻な対立になつてきているんじゃないだろうか、こう思うわけでございます。

積極的に私たちが、そういう地域につきましても日の当たるように考えていきたい。そのために四全総で打ち出しているのは、交流をもつと活発にしたらどうかというところにもなつてい

んだと思うのでございまして、私の知っているところにおきましても、山村では学校が余つてくる、その学校を都市の青少年に利用させる、その農山村の製品を都市がさばっていくというような、こういう計画もあつたりするわけでございますけれども、いろいろな知恵を絞るわけですから、それらの地域に、今おっしゃいました日の当たるような努力を重ねていきたいものだ、こう思います。

○小野委員 それでは、四全総の目玉である、全国に極と言われる拠点都市をつくる、その形成を追求することなんです。極という言葉はどのよう都市を言うのでしょうか。極と言われる都市はどのような任務を果たすためにつくられるのでしょうか。極の果たさなければならぬ内容について、もしそれを整理してあるならばお聞かせ願いたいと思ひます。そして、現在の都市の中で、極と言われるものはどことどの都市であつて、それは極と言われる都市の任務を具体的にこのように果たしておりますと、極の内容について説明願いたいと思ひます。

○長沢政府委員 四全総で、東京一極集中の反対概念として多極分散型国土ということをおっしゃるわけでございますが、その極とは何ぞやということに關しましては、特定の都市を意味するのではなくて、大小さまざまな都市が周辺と一体となつて発展する姿を極といふふうに考えておる。つまり、東京、大阪、名古屋の三大都市のほかには地方中核都市もありまして、地方中核都市と呼ばれるものもありますし、また、農山村と非常に間近な地方中小都市というのがあります。極には大小さまざまなある、それらの都市を全部総称して、周辺の地域と一体となつた概念でとらえておるの極の意味だといふふうに解釈しております。

○小野委員 質問項目の中に、この極の持つておる内容、極の意義づけについての質問を出しておらなかつたのですから、これはちょっと質問する方が悪かつたのかも申しませんが、御勘弁を願ひたいと思ひます。

範囲を超えまして、広域中核都市として格付をされております。これらの都市は、就業人口の産業別構成を見ますと第三次産業都市でございます。同時に、これらの都市の特徴は、東京の本社機能の一部を、支店、出張所、営業所という形で代理機能が集まつております。要するに支店経済都市であります。政府の出先機関を含めた中央の代理店としての機能も集中をいたしております。これが広域中核都市と呼べるだろうと私は思ひます。その下にある県庁所在地、これは県の広域中核都市と呼ぶことができるだろうと思ひます。これらの都市は、商業人口が多いということ、商業、サービスが発達して大型施設もあるということ、要するに、その県の全体的な集會、そういうものを実施することのできる都市になつております。極と言われる都市は、こういう全国的な東京からの支店、営業所的な要素を持ち、全体的な、人々を集める大集會所を持つ、商業、第三次サービスの機能を果たすことができる、現在の都市の段階から考えますと、極と言われるのはそういう役目を果たす都市をいうのではないだろうか、私はそういう気がするのですけれども、四全総でつくろうとする極という都市は、どんな役目果たさせようとするのか、現在果たしている役割のほかに何かを付加しようとするのか、その違いをやはりはっきりと国民に説明しなければいけないのではないだろうか、そういう気がするのですけれども、いかがですか。

○長沢政府委員 先生がおっしゃつた比較的大きな都市はもちろん極だと思ひます。大極でありまして、そのほかに中極、小極、さまざまな極があつて、全体として八ヶ岳型の発展を目指す、俗語であります。そういうことを言つておるわけでございまして、そういう極、中心になる都市の役割というものを、従来よりも都市のサービスエリアというふうな形で、その都市自体だけじゃなくて周辺にも都市的なサービス機能を及ぼす、そういう役割を持つた都市としてとらえておるわけでございまして、東京のような大極はもちろん全国的ある

いは世界的なサービスエリアを持つわけであり、すし、それから仙台とか札幌とか広島、そういった都市はブロック全体にその都市機能のサービスエリアが及ぶわけでございますし、それよりも小さい県庁所在地は県全体にサービスエリアが及ぶ。それから、もっと小さい中小都市になりますと、周辺の農山漁村に対する重要な都市のサービスエリアを持つ、こういう考え方で極をとらえているわけでございます。

○小野委員 全国の都市は東京を頂点として、先ほど申し上げました札幌、仙台、広島、福岡というふうに広域中核都市がござります。それから県域中核都市、要するに県庁所在地がそう呼ぶことができると思います。そのほかに、一つの県の中の中心都市が存在をいたします。私は、こういうふう

に現在の日本の都市は構造的にでき上がっており、多極分散型国土の創生と言われる場合、この広域中核都市、県域中核都市、県域中心都市の中から、下位の部分から一ランク上の都市につくり変える、上のものをまた上につくり変える、こういうふう

に都市を大きくしていくことをいうものなのか、現在ある東京を頂点とするピラミッド型の都市の階層分化の中からどこか新しい地域、都市を設定して、これらの持つべき任務を果たすようにつくっていくというものなのか、四全総を読んでみますと、多極分散型の国土をつくるという場合には、このピラミッド型以外のどこかの地域、都市を指定して、より大きな機能を持たせるような解釈が成り立つと私は思うのです。私も最初そう思いました。しかし、聞いてい

ると、新しい極をつくるのではなくて、現在の都市を何かの援助を行うことによつてより大きな機能を果たさせるというような感じがしてまいりました。その辺の整理整頓が必要なのではないかというのを今の答弁、質問の中で感じました。

極というのは、どういう任務を果たさせようとして、現在のとは違う形の都市をつくらうとするのか、あるいは下位の都市を上位の都市に育成しようとするのか、その辺の整理がしてあつたら

ばお聞かせ願いたいと思います。

○長沢政府委員 既存の都市の集積を活用しながら、その都市にそれぞれの地域の個性を反映した新しい特色ある機能を付加していこう、こういう考え方が主流になってきていると思います。

○小野委員 現在の我が国の都市の階層序列の中からその階層以外に新しい都市をつくる、極をつくるということはほとんど不可能じゃないか、このことははっきり言えると思います。したがって、やはり小さい都市をより大きな機能を

持った都市に育成していく以外に、多極分散型の国土をつくる、都市の機能の拡大はないよ

うな気がしてなりません、まだ十分検討しておるわけじゃありませんけれども、ひとつその辺の整理をお願いしておきます。

次に、先ほど質問しました、なぜ東京だけが大きくなって地方の経済が停滞したのだろうか、この問題について私の意見を申し上げます。

本社が東京で工場が地方にある企業の場合、売上高あるいは出荷額の利潤はほとんど全額本社に吸い上げられます。地方に残るのは、そこで働いておる人々の労賃だけになっております。すべて利潤は本社、工場のある地域ではなくて東京に吸い上げられてしまいます。このようにして、本社機能

が集中しておる東京には全国で生産される所得の大部分が集中することによって、東京の経済は莫大になつたと私は思います。現代社会の特質としても、製造業での直接生産労働が減少して間接労働の割合が高くなることはだれもが承知しておるところでございます。したがって、本社機能

を分散することなしには地方の所得の向上を図ることはできないと私は思います。経済がサービス化すればするほど、交通の便がよくなればなるほど、東京へ所得は集中するのだと私は思います。

地方への工場の分散と言いますけれども、今東京にある本社機能を地方に移す傾向は一つも見えませんが、この傾向が続く限り東京への所得の集中、東京への一極集中は続くだろうと思つて、その意味で、果たして四全総の目的が達成されるのだ

ろうか、私はこう思われてなりません。それに加えて、情報化時代になりましたらますます東京へ集中いたします。この経済のサービス化と情報の多元化、集中化は地方の経済を停滞させる要素を持っており、東京をますます大きくさせる要素であると私は思いますけれども、いかがですか。

○長沢政府委員 サービス化や情報化の進展といった経済メカニズムそのものは、確かに東京一極集中をむしろ促進する要因として今日まで働いているわけでございます。これに対して、各般の政策努力また各地域の人々の主体的な努力が、この経済メカニズムにいわば抗して地方を発展させていく、これが四全総の考え方でございます。

おっしゃられました本社機能が東京に集中しているということもやはり東京に経済力が集中する大きな原因だと思つて、これに対抗するよう

に各地方でもその地域独自の産業の発展を図っていくこと、また東京で得た所得を地域間交流を活発化させることによつて地方で消費する、そういう動きを活発化させることもまた地方の経済を持ち上げていく理由になるだろう、こういうふう

に考えております。

○小野委員 最後に、大臣の所見をお伺いいたします。

四全総では交流ネットワーク構想がつけられまして、東京からの分散を促進しようとしております。しかし、今わずか四十分間の質問の中でも大変難しい内容を含んでおると私は感じます。大臣もそのことは十分承知しておられると存じます。

これは新幹線の例を挙げてもなく、交通交流体系の整備は地方への分散の役割以上に東京への集中の役割を果たす結果になった、私も十分分

分そのことを知っております。要するに、交流ネットワーク構想も、東京との時間距離を短縮するといふだけの機能を持つ限り四全総の意図とは反対の結果が生まれるのではないだろうか。要するに、新幹線開通にしても交流ネットワークにいたしましても、時間距離の短縮だけですべて

終わるといふことであるならば、四全総の持つ意図とは逆の結果が生まれるだろう、私はそう思つてなりません。その意図と反対の意図をつくつてはならないわけですから、私もはそれに對する十分な施策を早急に立てて、先ほど申し上げましたように四七・九％という未婚率の高い地域の人々に頑張る気持ちと植えつけていくような、発生させるような政策を早急につくる必要があると私は感ずるわけですが、最後に大臣の所見を伺つて終わりたいと思います。

○奥野国務大臣 東京一極集中が加速されるのが今の姿じゃないかという御指摘がございました。これからどういふ社会に変わっていくだろうかという点も考え方の一つのポイントになるだろうと思つてございまして、やはり週休二日制、余暇時間が非常にふえていく、また国民がどうい

う生活を望むだろうかということも一つあるだろうと思つてございまして。ただ経済活動ばかり願うだろうか、あるいは快適な生活ということにもっと重点を移していくのじゃないだろうかというふうないろいろなことが考えられるだろうと思つてございまして。

そういう考え方の今後の流れも見詰めていかなければならないと思つてございまして、同時に、御指摘いただきましたように情報とか通信とかいうことが非常に重要な役割を果たすわけでございまして、先ごろ遠距離通信の料金の引き下げが行われたわけでございまして。やはり遠隔の地におきまして通信、情報において不利な立場に立つ、これはできる限り縮小していかなければならないと考えるわけでございまして。東京から離れた地域にあつても必要な情報は適時得られるのだということになつてまいりますと、かなり変わってくるだろうと思つてまいります。

同時にまた、高速交通体系を整備してまいりますと時間的距離が短くなつてくるわけでございまして。何も人間が集まつて会議をしなくてもテレビ会議をどんどんやれるじゃないか、こういう時勢

になってまいりましたら、むしろ快適な土地に本社機能を持つことも不可能ではないかと思つた。こういうことも言えるのじゃないかと思つた。早い話が、戦後日本は臨海に産業発展の地域を求めてまいりました。それからやはり空港の地域に求めてきたように思います。そして、これから先どうなるだろうかなと思つた。大リゾート基地の周辺に頭脳中心の産業が立地を求めてくる時代もあるんじゃないだろうか、こう思つたりもするわけでございます。

そういういろいろなことを考えながら、基本は均衡ある国土の発展でございますので、それに向けてあらゆる施策を講じていく努力を重ねれば、東京一極集中の弊害をだんだんと除去することも可能になってくるのじゃないかな、こう思つたわけでございます。東京自身そのものが過密で、今やこのままではとても思苦しくなつてしまつていゝと思うのでございます。したがつて、首都構造も改革して秩序あるものにしていかなきゃならぬ。そういうことから副都心問題でありますとか業務核都市問題であるとかいうようなことが出ておりました、やはり基本的には職住近接の地域社会をつくつていかなければ快適な生活は営めない。今のままで東京はそんな姿にはなつていないと思つた。しかし、それも改造はしていきなと思つた。また日本全土がそういうことになりまふように、これからお知恵を拝借しながら最善の努力を尽くしていきたいと思つた。

○中村委員長 伊藤英成君。
○伊藤英成委員 ます本日冒頭、建設大臣からお話のあった件であります、日本道路公団の取締事件に關してでありますけれども、この間、二月十日に日本道路公団理事が、同公団発注の主要高速道路の関連工事に絡んでの業者選定に關し取締容疑で逮捕をされたという事件であります。我が國の代表的な公団でこのような不祥事件が起つたというについては極めて残念なことであり

ます。管理監督者の責任は極めて重い、このように思つた。そこで、公団総裁は本件に關してどのように認識をされておられるのか、また今後の再発防止についてどのようにしておられるのか、決意を込めてお願いしたいと思います。

○越智国務大臣 けき私からおわびのごあいさつを申し上げましたが、公団の総裁にお尋ねでございますけれども、総裁の答弁の前に私から一言だけ申し上げたいと思つた。公団総裁は非常に責任を感じまして、私に進退伺いといひますか、そういうお話がございました。この事件は公団の理事、幹部でございますから、ことに残念な次第であります。そこで、一般的に言う綱紀肅正ということの言葉だけではだめだ、であるから、組織の見直しあるいは今後、理事を含めての監視体制、こういうものをやつてもらいたい、こういうお話をいたしました。そのことを着々進めてもらつていような次第であります。総裁のことにつきましては、総裁は、先ほど申し上げましたように進退伺いといひますか、率直に言ひますと責任を感じて辞意の表明がございましたけれども、今このまま責任をとつておかわりになるということとは、とても今の公団の実情といひます。各々地域とも非常に高速道路の要望が強い、また御承知のように十次の五カ年計画でさらに早く開通させようという意欲に燃えている次第であります。またもう一点は、内部の職員の監視体制も、外からちよつと見たのではすぐにはできない。でございますから、これが綱紀の肅正がきちつとできる、軌道に乗るまではひとつとどまつてもらいたい、私から実は今お願いして、本人がみずから処置をされている、減給とかそういうことをしているわけでございますが、今なお本人は辞意を漏らしておりまして、私はこれががきちつとできるまではせひともしばらく現職にとどまつて、その責任において再建してもらいたい、こういうことを申し上げておる、これが実情

でございますので、先にそのことだけお答えをいたしたい、かように思つた。○宮警参考人 たいま先生からお話がございましたように、私どもの公団の役員が取締の容疑で逮捕されて起訴されました。まことに大きな不祥な事件でございます。極めて遺憾なことだと思つた。申しわけないことが生じたと思つております。責任者といひまして、重い、大きな責任を感じておるわけでありませう。

たいま大臣からいろいろお話がございましたけれども、私といたしましては、進退を含めまして大臣に御処置をお願いして待つておるといふような状況でございます。こういった事件を起こしまして、今お話もございましたように、内需を拡大してこれから国民の生活基盤になる道路を整備していかなければならぬときにこんな問題を起こしまして、国民の皆様にも、また建設委員会諸先生方にも心からおわびを申し上げたいと思つた。

三月二日付で窪津が横浜地方裁判所に起訴されたことに伴ひまして、三月三日付で建設大臣の御認可をいただきまして本人を解任いたしました。なお、当面、私と副総裁の俸給を懲戒的な意味を含めまして二〇％減給という措置をとつております。それで、特に大臣から今後の綱紀の維持につきまして強い御指示がございました。それで同日付で、今後二度とこのような不祥事件を起こさないように、綱紀肅正委員会を設置いたしました。対策の検討を進めてまいりましたが、組織的な対応といたしましては、監察役を副総裁直結とする特別監察体制を設置いたしました。非違の防止に当たるとともに、職員の研修の活用によりまして自覚と資質の向上を図つていく、さらには管理職の職員に對しましては、家庭や奥さんの御協力も得まして対策を講ずるなど、組織を挙げて不祥事件の再発防止を図つてまいりたいと思つております。また、契約制度につきましても、三月三日付で契約制度

の検討委員会を設置いたしました。資格審査の方法等について検討を進めてまいりたいと思つた。以上のように、建設省の御指示を得ながら、綱紀の保持と適正な業務の執行のために最大の努力を傾注してまいりたい、かように考えております。○伊藤(英)委員 今大臣からも、それから総裁からもありますが、この問題は、管理監督者の責任は本当に重いのです。しかし、このような国民の信頼を裏切るような事件が二度と起こらないようにすること、そういう業務執行の立て直しを図つていくことがそれ以上に重要なわけですね。そういう意味で、総裁以下公団の皆さん方にそれこそ頑張つて取り組んでいただきたい、このようにお願いをしておきます。総裁、ありがたうございませう。次に、都市の景観の問題についてお伺いをいたしたいと思つた。

これはよく言われることでありますけれども、円高のせいもあるわけでありませう、今、日本が大変な経済大国になつてくる。そして一人当たりのGNPだとか一人当たりの賃金水準とかそういうものが世界のトップレベルになつてきた。そういうふうになつてきたときに、じゃ日本の都市といふものを他の国々と比べてみたときに、まだまだだなどという感じが否めないですね。私も外国に生活していたり海外に行く機会には非常に多いわけでありませう、そういうそれぞれの国の都市と比べてみましても、日本の都市景観といふのはもう少し何とかならないものだろうかといふふうにお伺ひすることは非常に多いのです。そういう意味で、日本の都市の景観がこの経済大国の都市景観にふさわしいと思われのかどうか、まずお伺ひをいたしたい。

○越智国務大臣 たいま御質問の都市景観でありますけれども、率直に言つて日本の都市は至つてお粗末、こう言わざるを得ない。潤いと安らぎ、ゆとりのある都市とは思えない。なぜならば、第

の検討委員会を設置いたしました。資格審査の方法等について検討を進めてまいりたいと思つた。以上のように、建設省の御指示を得ながら、綱紀の保持と適正な業務の執行のために最大の努力を傾注してまいりたい、かように考えております。○伊藤(英)委員 今大臣からも、それから総裁からもありますが、この問題は、管理監督者の責任は本当に重いのです。しかし、このような国民の信頼を裏切るような事件が二度と起こらないようにすること、そういう業務執行の立て直しを図つていくことがそれ以上に重要なわけですね。そういう意味で、総裁以下公団の皆さん方にそれこそ頑張つて取り組んでいただきたい、このようにお願いをしておきます。総裁、ありがたうございませう。次に、都市の景観の問題についてお伺いをいたしたいと思つた。

一番に社会資本の充実がおくれている。公園は非常に狭い、下水道はまだ完備していない、建物はいろいろな、余りおもしろくない建物もある、こういう状態であり、まことにお説もつとものだ。でございませうから、まず社会資本の充実を図って、住宅も立派な住宅にしていく、あるいは公園や下水道の完備をしていく。道路ももちろんでありませう。そしてその都市、都市の特性を生かし、歴史あるいろいろな自然を取り入れて文化の薫りの高い都市にしたいものだ、かように存じておる次第であります。

○伊藤(英)委員 今も大臣もお話がありましたけれども、私は、日本の歴史からいいますと、ちょうど今の時期というのはそういう意味で都市の景観というものを大事にしようという非常に大きな政策の変更の接点にあるときなんじゃないかと思っております。そういう意味でぜひよろしくお願いをしたいと思っておりますが、ちよつと具体的に、今都市景観形成モデル都市というのを進めておりますけれども、その内容並びに同モデル事業の実施状況はどのようになっているか、お伺いいたします。

○木内政府委員 良好な都市環境を形成するため、昭和五十八年度から、景観に配慮した街路事業及び公園事業を重点的に実施するという意味で、都市景観形成モデル事業という制度を設けております。これは街路あるいは公園を重点的に整備することによって町の景観をよくしていくという事業でございませうけれども、具体的には盛岡市とか豊橋市とか呉市とか十三の都市の地域において、一部の地域において実施している事業でございませう。

さらにこれを都市景観形成の一層の総合的な推進を図るというふうな観点から、本年四月をめどに現在作業中ではございますけれども、都市の部分ではなくて都市全体、都市景観形成モデル都市というものを、今のところ約二十都市程度を指定しまして、指定された都市においては景観ガイドプランというふうなものを、マスタープランをつくりまして、良好な景観形成に配慮した例えはシン

ボルロード、ソフトの面とハードの面でございますけれども、立派な道路をつくと同時に、その沿道等の建築規制等も考えたシンボルロード整備事業、あるいはアメニティー下水道と申しまして、下水の放流水を活用しまして枯渇させせらぎを復活する、あるいは豪雪地帯においては融雪機能を持たせるというふうなアメニティー下水道等々の事業を織り込んだモデル都市の指定を現在考えているところでございます。

○伊藤(英)委員 私は、二十都市とかというよりも、もつともつと数を多くして大々的にやられた方がいいんじゃないかと思っております。先ほど、これは大臣のお話もありましたし、まさに今こそこういう都市の景観というものを重要視した都市づくり、そしてそれによる生活の潤いとか、これはまた文化でありますから、ぜひ取り組んでいただきたい、こういうふうな思いをいたします。

それから、都市の景観ということをお考えなさい、夜間の都市景観ということももつと考えていっていいんじゃないか、こういうふうな思いです。夜間の都市景観の向上を図るために、あるいは歴史的な建物やあるいはタワーに照明を当てて浮き彫りにする、いわゆるライトアップというのでしようか、そういうことももつと考えてもいいんじゃないか。

例えは、この国会議事堂もアメリカのキャピタルヒルみたいに夜間ライトを当てるといふことも真剣に検討してみてもどうか、こういうふうな思いをいたしますが、いかがですか。

○木内政府委員 先生御指摘のように、最近夜間照明についての関心も大変高まっております。建設省としても六十二年頃から都市環境照明調査委員会なるものを設置しまして、本格的に検討しているわけでございます。

また、各都市におきましても、例えば大阪市のライトアップ大阪計画とか、あるいは御承知のように横浜の場合でもサマーナイトフェスティバルとか、そういうのもやっておりますし、また東京駅のライトアップあるいは新橋の万代橋とか、ま

た首都高なんかでも、葛飾のハーブ橋のライトアップとかいろいろやってきております。こういった機運のもとに、私どもとしてもできるだけいいなライトアップということを考えてまいりたいと考えておるわけでございます。

それで、御指摘の国会議事堂につきましては、実はこれ昭和十一年に投光器というのが一応設置されておりました。昭和三十五年には水銀灯もできておるわけでございます。過去におきまして、皇太子殿下の御成婚のときとか東京オリンピック時のような国家的な記念事業が行われたときにはライトアップが行われたという実例がございます。ただ、現在中央部の塔屋というのですか塔の改修中ではございますが、昭和六十五年度に一応国会開設の百周年記念というふうなものを迎えるわけでございまして、こういうものを迎えることを前提に、現在衆議院、参議院の両事務局におきまして国会議事堂の照明のあり方等が検討されていとお聞きしております。

○越智国務大臣 国会議事堂ですから、実は国会の話ですけれども、私が議運の委員長としておりましてこの議が論議をされたのでありますけれども、今お話しのように屋根を今全部修理をいたしておりますので、それが終わってから考えよう、論議しよう、こういうふうになっておりますので、近々進むもの、こういうふうな期待をいたしております。

○伊藤(英)委員 それから次に、電線、電柱の地中化の問題でありますけれども、かつては電柱は文明開化のシンボルだったさうでありますけれども、今それはその電柱のない道路が新しい文明開化のシンボルだろう、こういうふうな思われるんですね。そういう意味で、今の電線や電柱の地中化の状況というのがちよつと寂しいなというふうな思われるんですね。

それで今のキャブシステム整備事業の整備状況がどのようになっているのか、またこの事業の各地方自治体からの要望はどの程度出されているのか、目標はどういうふうになっているのかについて

で、まずお伺いをいたします。

○三谷政府委員 先生御指摘のように、キャブシステムは安全で快適な通行空間の確保とか、あるいは都市災害の防止、都市景観の向上、こういうものに非常に資するわけでございまして、地中化をしようという制度でございます。

昭和五十八年度から全国五カ所で試験施工を始めた。昭和六十年にキャブシステムの整備モデル事業というものを経まして、六十一年度から本格的に実施をしたわけでございます。

六十一年四月に総合経済対策を受けまして、内需拡大の観点から電線の全部の地中化を五年間で約千キロということが出されてきて、そのうち約四割をキャブシステムでやろうということが昭和六十一年度に出されております。

現在、昭和六十二年度末で百三十四キロでございます。今後は私どもの目標といたしましては、昭和六十三年度から発足させていただきたいと考えております。第十次道路整備五年計画でございませうが、キャブシステムにつきまして五百キロを整備したいというふうな考えております。

それから百三十四キロを今整備を進められていると申し上げましたけれども、これは全国で九十六都市でございます。

それから六十三年度に、今来ております要望、これは継続のものもございませうが、七十一都市から八十八キロという数字が出てきております。

○伊藤(英)委員 同じような観点で、都市における河川、要するに親水対策、水に親しむ話についてお伺いをいたしますけれども、六十二年度の建設白書の二百七十一ページに「河川環境の現状に対する満足度」というグラフが出ておりますけれども、この調査結果についてどういふふうな理解をしておりますか。

○萩原政府委員 お答えをいたします。

御指摘のグラフは昭和五十八年一月にアンケート調査をした結果でございますが、見まして、私ども、河川の環境保全、整備に対しまして国民の皆様方の満足度が十分なものとは言えない、ますま

庁にお伺いをいたします。

今、国会の方で提出予定がされております多極分散型国土形成促進法に、道路、鉄道、空港を組み合わせた高速交通施設整備基本方針を策定してその趣旨を織り込むというふう聞いています。が、どのような状況になっておりますか。

○長沢政府委員 多極分散型国土形成促進法は現在まだ政府部内で準備作業中のものでございませうが、高速交通施設は多極分散型国土を形成するための基盤として非常に重要なものでございませうので、各省協力してその整備を総合的、体系的に進める必要がある、こういう趣旨の訓示規定を盛り込むことを考えております。

○伊藤(英)委員 実は私、この問題を考えるときに、かつて整備新幹線の問題で旧国鉄の最後のとき、国鉄が民営・分割化される直前でありましたけれども、当時の国鉄当局から整備新幹線についての考え方を聞いたことがあります。そのときにいろいろ話をされた中で、整備新幹線をうまくやっていくためには、高速道路網のスピードを落とすというかちよつと調整をしないと競争条件に負けるのではないかという発言があったりしたことがありました。それから今度民営化された後、昨年の末だっと思いますが、JR各社が整備新幹線についての意見書を出されました。その中に、あるJRの、高速道路網についての若干の配慮をしないとなかなか整備新幹線はというような言い方の文章があったりいたしました。

私は、将来の形としては整備新幹線等が必要であるというふうにも考えても、物には順序があるだろう。そのときに、これから四全総なんかで考えております全国一日交通圏とか、あるいは一極集中からそれぞれ地方分散をさせなきゃいかぬというふうにも考えたときには、物の順序としては、高規格幹線道路網をびしっと早くやることも重要なんだということをお私には非常に思うのです。これは考え方の順序になるわけでありませう。そういう意味で、この基本方針あるいはそれぞれ道路や鉄道、空港等のネットワークの問題につ

いて基本的に大臣はどういうふうにも考えられるかお伺いをいたしたいと思ひます。

○奥野国務大臣 均衡のある国土の発展を考えましたら、どうしても高速交通機関の整備というところが欠かせないと思うわけでございませう。しかし、御指摘になりましたように、整備新幹線をどう着工するかということが大問題になっておるわけでございませう。同時にリアモーターカーが出てきておるわけでございませう、これは国際的に考えても早く着工したいなということもございませう。同時に、空港の問題につきましても、地方空港を整備していきこうじゃないか、四十か五十くらいつくりたい。既に六十三年度予算にも一部盛り込まれておるわけでございませう。さらにヘリコプター基地もつくっていかねければならぬじゃないか、こういうことになってまいりますと、やはり地域によって矛盾したようなことにもなってくる。

ですから、高速交通体系を整備したいな、そういう気持ちであの法律の中にも盛り込ませていただいたわけでもございませう、これを基礎にしてひとつ今後の考え方をまとめる機会にしていきたいな、こう思っておるところでございませう。

○伊藤(英)委員 終わります。ありがとうございます。

○中村委員長 辻第一君。

○辻(第)委員 時間が短縮をされましたので、奥野長官にお断りをしておたわけでありませうが、割愛をさせていただきますので御了承いただきたいと思ひます。非常にはしよつた質問になるわけでございませうが、ひとつ御了承をいただきたいと思ひます。

〔委員長退席、野呂田委員長代理着席〕

昭和六十三年度予算案によりませうと、一般公共事業等に災害復旧を加えた公共事業関係費は総額で七兆二千八百二十四億円となり、対前年度当初比で一九・七%、約二割増の大幅アップとなっております。このうち建設省所管分の公共事業費は国費で四兆九千八百六十二億、N T TのA型を合

んでおられますが、こうなっております。対前年比二〇%増となっております。つまり、建設省の公共事業費は国費で八千三百六十億円の増、事業費ベース、これは地方負担分や財投分を含んだものでありますが、二兆八千四百四十五億円の増額、全体で十八兆百三億というようになっております。

ところで、国の公共事業関係費は昭和五十一年から五十四年度は毎年二〇%から二七%の伸びを示しておりました。その後臨調引革路線により、昭和五十五年以降ゼロシーリングになり昭和五十九年度からはマイナスシーリングが続いてまいりました。そこへ突如として昨年の大型補正予算一兆二千億による内需拡大への転換、そして今回の予算案へと続いてきておるわけであります。

そういう状況の中で、建設省の「昭和六十三年度建設重点施策」というパンフレットを見てまいりました。「欧米諸国に比べ大きく立ち後れている住宅・社会資本の整備水準」というような項目がございませう。そうして、そのような状況の中で建設省は、「二十一世紀をめざして」というパンフレット、これの昭和六十一年から七十五年までの累計投資規模は七百二十九兆程度と見込んでおられるわけであります。

こう見てまいりますと、建設省の仕事は今後ますます増大するというふうにも考えるわけでございませう。このような状況の中で、我が党は公共投資を国民本位に切りかえること、すなわち大企業奉仕の大型プロジェクト中心ではなく、住宅、生活道路、下水道、公園、学校、福祉施設など、国民生活と密着した公共投資中心にすること、諸外国に比べて著しくおくれしております社会資本を整備することの重要性を主張してきたところでございます。

こういう背景の中で、建設省所管の公共事業の事業費ベース、これは五十九年までは横ばいだったと思うのですが、五十九年度から大幅にふえてまいりました。五十九年度と六十三年度の事業費ベースの額をお答えをいただきたいと思ひます。

○牧野(徹)政府委員 五十九年度の公共事業費は、

事業費ベースで十二兆六百六十三億円でございませう。それに対して、六十三年度は十八兆百三億円になっております。

○辻(第)委員 大幅にふえております。約一・五倍になっておるのではないかと、このように考えるわけでございませう。

ところが、定員削減の問題です。昭和四十三年から始まったようでありませうが、既に一万百五十二人の定員削減が行われておる。しかも、事業費がふえております五十九年から六十三年、この間に千八百八十九人削減がされておるよう認識してはいるのですが、そのとおりですか。

○牧野(徹)政府委員 五十九年度の定員が二万七千四百五十七人でございませう。それに対して、六十三年度は二万五千五百六十八でございませう。引き算いたしますと千八百八十九名の減、こういうふうになっております。

○辻(第)委員 しかも大幅な前倒し発注です。これが行われる。しかも、本当に超大型の補正予算が組まれるという状況の中で、物すごく仕事があふえました。こういう状況なのに、今お話がありましたように、定員削減が行われて、既にこの五年間には約千九百人近い方が定員削減をされておるのです。こういうことで本当に、今国民が望んでいる安全で良質な社会資本の整備充実、こういうことがスムーズにやられるのか。また、労働者の労働条件といひませうか、そういうことが本当に守られるのか、私は甚だ疑念を抱くわけであります。

どうも見てまいりますと、定員削減が、既に定員削減ありきということで、これはもう全然さわるれない、これはもう回復することのできない問題、どうも極めて不合理なことになっているのが現状ではないかと思ひます。そういう状況で、増員も建設省は要求をされておるわけでありませうが、六十三年度の定員削減の数と増員の実態はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○牧野(徹)政府委員 六十三年度におきましては、定員削減は政府が決定しております第七次定員削

減計画に基づきまして、定員削減数三百六十四名、増員七十五名というふうになっております。
○辻(第)委員 結局増員を差し引きまして、二百八十九名の減ということになっておりますのですね。

ところが六十三年度、二十六省庁中、定員削減を上回って増員になっているのが十五省庁あるということですね。例えば、法務省で九十九人、外務省で八十八人、大蔵省で三百三十九人、文部省で百五十二人、厚生省で百七十八人、こういうふうに入っているのです。逆に減っているところは、実数では農水省に続いて二番目ということですね。また比率では、農水省、北海道開発庁に続いて三番目ということになります。

これは、仕事が多量にふえてきている状態、しかも、定員がどんどん削減をされている。これはどう考えても道理に合わない、理屈に合わない。しかも、その中の実態は、私はこれから後で述べますが、大変な状況になっているということであり、私は、建設省としては、この定員削減を見直す方向で、増員要求をもっともつとちか取るべきではないのか、その点についてお伺いをいたします。

〔野呂田委員長代理退席、委員長着席〕

○牧野(徹)政府委員 先ほど先生からお話がございましたが、私もといたしましては、第一次から第七次の定員削減計画を政府全体として決めまして、今実施をしておるわけでございます。ですから、建設省といたしましてはこの方針には当然従うことになると思っております。

ただし、先生のお話にもございましたように、私どもの担当しております仕事の重要性は、ますます高まることはあれ、低まることはないわけでございます。第七次の定員削減計画を策定する際にも種々その辺の事情を関係機関に説明いたしまして、理解を得るよう努めた結果、第六次計画に比較いたしますと削減率が引き下げられるなど、建設省の主張はある程度考慮されたと思っております。

もちろん、先ほどおっしゃいましたように、四十三年から一万人ほどの減員がございまして、厳しい情勢ではございますが、私たちは、増員についても、今後とも必要なものはその確保に格段の努力をしたいと考えております。
○辻(第)委員 実態としてはそういうことでございまして、本当に大変な苦勞をいただいておるということもわかるのですが、もつともつと御努力をいただきたい。重ねて強く申し上げておきます。

そういう状況の中で実際どんなことが起こっているのかということだと思っておりますが、やはりそういう状況ですと、仕事の面は大変な前倒し発注ということでした。六十二年度は過去最高の前倒し発注ということになりました。それから大型の補正予算ですね。そういうことになりましたと、短期間にその年の大半の仕事を発注するということになるのです。六カ月間に設計し、積算し、時には用地買収まで行って契約をする、こういう状況。仕事は物すごくふえるわ、人手は足りないわという状況になります。当然そこをどうでいろいろ矛盾が起こります。詳しく申し上げる時間がないのですが、積算をする係員から、積算というのですか審査というのですか、後、見ていくのがもう十分できない。極端な言い方をしますと、あととめくら判—悪い表現で申しわけないのですが、そういうことがかなりやられているというふうにも私ども認識をしております。

そうなりますと、さまざまなミスが起こるというところですね。ひどい場合は実施計画にない工事を出したり、まだ設計ができていないものまで発注したりという事態があるというふうな聞いています。しかも、そういうところでの、建設省、仕事の知恵とかいうようなことで、概略契約ですか、概算契約ですか、こういうこともやられている。こういうことも、それは一面アラスはあるでしょうけれども、非常に矛盾が現場ではたくさん起こっているというところですね。こういう状況の中で、六十一年十二月十二日に会計検査

院の指摘に対する建設省の地建局長あて文書「建設省発第千七百七十二号」というのが出されたというところですが、そのとおりですね。
○牧野(徹)政府委員 簡潔にお答えする観点でございまして、それに間違いはないという、前段のところについては私は申し上げる意見がございまして、六十一年十二月十二日付で千七百七十二号を出したというところはそれとおりでございます。
○辻(第)委員 大変恐縮に思っているわけですが、時間がないので……

さらに、「職員の健康管理について」というような建設省大臣官房地方厚生課長の通達も出されている。これは健康管理の問題なんですね。こういう状況の中で解決策として進められておるのは、やはり職員の残業ということが一つ起こってきていると思っております。残業が非常にふえている。それで補えないものは外部に委託をする業務委託という形をとっておられる。それから、先ほど申しました知恵を働かすというんですか、概算発注などがやられている。こういうことでカバーをしておられるのではないかとおもうのです。

職員の残業については、私の聞いたところでは百時間とか、極端な場合は二百時間というところもある、平均をいたしましても大体三十時間、いずれにいたしましても大変な残業時間になつておるんです。こういうことで労働者の健康の問題、ひいて言えば家庭生活にまでひびが入るのではないかとおもうことまで私は心配するんです。今労働時間の短縮ということが大きくうたわれているときに、逆にこういう超過労働があり、しかも長時間労働ということは、これは大問題だということに考えるわけでありまして、

時間がありませんで言いつ放しで、おたくの方の言い分もあるかと思っておりますが、そういうことですね。この問題については昨年参議院の下田議員、それから予算委員会の分科会で私どもの野間議員がお尋ねをしたということでございまして、これはまた飛ばさせていただくわけでありませんが、そういう状況ですね。

次に、業務委託の問題ですね。これは建設省が最大よりどこにされているのではありませんかというふうにも考えるのですが、これは大変な問題を持っておられると思うのです。最近の委託業務の人としてアルバイトの人は大体どれくらいおられるのか、お尋ねをしたいと思います。
○牧野(徹)政府委員 業務委託等については、実は詳しい実態調査をしたことがございませぬが、六十一年度には庁務関係あるいは河川、道路の管理業務、これらの方々に於いて実態を調査いたしました。その結果は八地建合計で二千六百六十人というふうになっております。

○辻(第)委員 詳しくお調べになっておらないのでということでしたが、私も、全建労が調べられた数字で見まいますと、委託業務が三千六百七名、アルバイトが千四百七十七名、合わせて四千七百五十四名、これは一昨年十一月二十六日の調べであります。

近畿地建では、業務委託とアルバイトが七百三十四名ですね。職員二千七百一名の三九%になっている。こういう数字があるんですね。これは六十一年十月一日でございます。ですから、五十二年からの十年間で四百十人の定員が削減をされ、そして七百三十四人も委託業務、アルバイトの人々がお仕事をされている。そして一・九倍に伸びた事業量を消化されているというのが現実のようであります。

そのところでもいろいろ問題点をお尋ねしたいわけですが、定数削減というのははずつとやられてきている。ところが実際は、こういう委託業務であるとかアルバイトという方で、逆にそれ以上に入らして仕事をされている。定数削減の実態が、言うなら数字合わせというのですか、まやかしの数字ですか、そういうことを言わざるを得ないような中身になっているのではないかとおもう。それが、委託業務の問題であります。問題点がたくさんあるようですね。例えば現場の職員が減ってくる。そして委託業務に変わってくる。

そのところでもいろいろ問題点をお尋ねしたいわけですが、定数削減というのははずつとやられてきている。ところが実際は、こういう委託業務であるとかアルバイトという方で、逆にそれ以上に入らして仕事をされている。定数削減の実態が、言うなら数字合わせというのですか、まやかしの数字ですか、そういうことを言わざるを得ないような中身になっているのではないかとおもう。それが、委託業務の問題であります。問題点がたくさんあるようですね。例えば現場の職員が減ってくる。そして委託業務に変わってくる。

例えば監督官が一人で四人も五人も業務委託の、現場の技術の人と仕事をする場合、出張所なんかではそういうことが数多くやられているようなことになりす。しかも、概算発注などというようになりす。しかも、地元などと折衝がふえるわけですね。そういうことで忙しくなって現場の監督に行く時間が非常に減るわけですね。ですから、言うなら業務委託の人に任せきりになるというように、それが現場で起こるのです。これで法令に基づいた責任ある監督ができるのか、こういう問題が出てまいります。民間委託の方が仕事をないがしろにされるということは全然ないわけですね。その方はその方なりに一生懸命やられるわけでありす。しかしそれは、やはり官と民の境があるわけですね。そこで、責任でありすとか権限でありすとか、そういうものが働かざるを得ないと私は思うのです。こういうことになりす。本

当に長もちする安全な公共構築物をつくっていく、そのためには建設者が責任ある監督をしなければならぬ、こういうふうな考えのわけでありす。そういうことができたい。民間の委託業務の方に任せきりになっているというのが一つの問題でありす。この点について、かがですか。

○牧野(徹)政府委員 私どもは、業務委託に当たりましたは、先生御指摘のような懸念をなくするといひますか。そういうおそれをなくするために、単純業務でありすとか設計、積算業務でも、例えば工事等に必要現場条件の調査あるいは図面その他の資料作成等補助的技術業務に限って行っているわけでありすから、ただいま御指摘のような心配はない、立派に監督していると思っております。

それからなお、先ほどから再三、概算数量発注がいかに何かおかしげなようなニュアンスの御発言がございすので、一言申し上げておきます。これは御承知かと思ひますが、工事現場の状況が標準的な図面を示せば請け負った方がそこで判断できるという場合に、例えば河川の護岸工事などにあつて標準的な図面と数量を示して契約する方

式でございすから、これは業務の簡素合理化の一環である、おかしなことではないと私も思っております。

○辻(第)委員 私もその点についてまだいろいろと言ひたいことがあるわけでありす。時間がありませんので……

私は一番最初にもちよつと申すておきましたけれども、全部否定する意味で言つておるわけじゃないのです。非常に逆の矛盾点があるというところも言ひながら申し上げたわけでありす。

それから、費用も委託業務の方は決して安くついでないのです。例えば、現場技術業務の委託労働者は、近畿地建では百五十六人働いておられるわけでありす。これは六十二年十月です。その業務の金額はトータルで約九十九億円ということですね。一年ずつと通して働かない方もありますので、一年間働く人で計算してみますと約一千万円の費用という試算が出てくるわけでありす。

こういうふうに見てまいりますと、業務委託というものが逆に高くなつていっているのではないかと問題がございす。

それから、これもまた委託業務の方が派遣労働者の内容を持っていて、ということでありす。これは業務委託でありまして、現場に責任の人が来られて、その方から命令指揮されるという形になつていられるわけでありす。実際は、現場ではデスクを並べるといふか、そういう職場もありすし、一緒のところやっておられるということでありす。一緒のところやっておられるということは職員の方から直接やられるということが多数あるということですね。私もいろいろ現場も見せてもらいましたし、また労働省にお尋ねをいたしました。

その問題を見てみたわけでありす。それから、そういう内容も含んでいられるわけでありす。それから、単純な補助の仕事をしておりす。大丈夫でございす。というお話がございす。けれども、守秘義務の問題も、それは職員でない民の業務委託の方が実際は設計、積算のところに仕事を並べておられるわけでありすから、実際のところは守秘義務

が守られないという問題もあるのです。こういうふうに見てまいりますと、委託業務でカバーされるという考え方、やり方というのは大問題だと私は思ふのです。しかも、委託業務の方も一生懸命やっておられる方は、労働条件が非常に悪いというのも、これまた実態なんですね。ですから、委託業務の方にとつても大変いろいろな御要望がある。もつと労働条件をよくしてほしいとか安定した仕事でないということも含めておるわけでありす。ですから、こういうところを見てまいりますと、やはり委託業務ではなしに、もつと建設省の職員の人をふやしていただいて、本間に国民の期待にこたえる安全で良質な社会資本を整備していただく、また労働者の労働条件を守つていただくという体制をぜひとつていただきたい、このように考えるわけでありす。大臣いかがでございすか。

○越智(第)大臣 辻先生の話を聞いておりますと、建設省はいかに悪いことをしておるやうなお話でありす。先ほど官房長からお答えいたしました。が、定員削減、これは政府の方針でありす。小さい政府ということでありす。その中でどうしてやつていくかといひますと、委託業務もありすし、下請もありす、いろいろな手法を使つてやつていられるわけでありす。先生の言われた委託業務、決して安くはない、一人の所得が一万円だ……(辻(第)委員)いや、所得じゃないです。よ……と呼ぶ費用ですか、費用が一万円。一方では、委託の方々は労働条件が悪いというお話でございす。これはちよつと聞いておると矛盾するやうな気もいたひす。

それが、また安全で良質な施工をいたしてございす。御承知のように今非常に進みまして、計算にいたしまして、昔はそろばん、その次は計算機、今はコンピュータでやりますので、非常に能率もいひわけでありす。また施工にいたしまして、今は写真を皆撮らせておきますし、それからコンクリートはコンクリートで試験をさせておきますし、また鉄筋は鉄筋で

ちやんと検査をしておりますし、そんな劣悪な仕事をしておることは絶対ございせん。またそういうことを請け負うにいたしまして、そういう仕事をしたものは排除されるということでもございす。責任を持ってやつております。決して御心配ありません。立派な仕事をどんどんやつておる。社会資本の充実、そして予算がふえたことでもございすから、それなりに努力をいたしております。

また残業、超過勤務の話もございす。例えば用地買収、これは日曜とか夜間に行かないと、相手があることでもございす。昼の時間だけに用地買収に行くといひても率直に言つてできないのです。ですから多少残業が多くなりますけれども、労働が過重になるといひてもございせんし、大変よくやつておられます。現場の職員は皆よくやつておられます。

人員は、最初申し上げましたように定員削減、小さい政府でございすから、それは我々の方はまだやる方法があると思ひますけれども、先ほどもお話がございす。厚生省とか文部省、これは大学病院の看護婦さんは機械化するわけにいひませんが、せんで定員に入つてくるわけでもございす。我々の方は機械化したり合理化したりあるいは今の業務委託をしたり下請をするということでもやつておりますので、決して御心配無用でありす。立派にやつていひます。ひとつ御安心をいたひたい。お任せいたひたい、かように思ふ次第でありす。

○辻(第)委員 大変懇切丁寧に御答弁いただいたわけでありす。私としては非常に残念な御答弁だと思ひます。本場に現場のことをよく見ていただひて、実態もよく見ていただひて、ほかの省に負けないように、こういうふうな仕事があるのをごくふえていられるに定員が削減され、人員が削減され、そしてそのかわりに民間の人を入れていく、その中に非常に矛盾があるわけでありす。ですから、そのところをもつと真剣に考へていただひてお答えをいたひたい。私はこのことを要望して、

ひとつ次へ移ります。

汚職の問題をお尋ねしたかったのですが、もう時間がないので割愛いたします。

大和川の治水対策の問題でお尋ねをいたしま

昭和五十七年に大和川の流域で大水害が起こりました。私はこの問題でも既に三回、きょうで四回目の質問をするわけですが、これも端的に申しますが、流域総合治水対策協議会というようなものがつくられて、関係の地方自治体、建設省に非常に御苦労いただいているのはよくわかるのです。しかし、今の状況ではまた五十七年のような水が出れば安心できないという状態ではないかと私は考えるわけでございます。

そこで、この間も大和川工事事務所に行ってお話を聞かせていただいたのですが、御努力いただいているのはよくわかるのです。ところが一方、こういうような中川・綾瀬川流域総合治水対策協議会のものを見てみますと、もう少し具体化しているのです。暫定治水計画の中で整備対象河川を掲げ、大まかではあります。治水計画施設概要図を示し、河道改修区間、その他改修区間、調節池などの位置を明らかにしております。また保水対策でも、期間十年を示して市街化区域への変更を行わないこととしていたり、新規開発に伴う流出抑制対策で流出量の対策基準を示しているわけです。

これに比べて大和川というのは、御努力いただいているわけですが、まだ漠然とし過ぎており、流量分担保まで示していただいているのですが、具体的な全体計画が明らかになっていないというのが私どもの考え方です。

そういうことでありますので、ぜひさらに一歩進めて具体的な全体計画を明らかにできるようにしていただきたい、こういうふうに考えるわけですがいかがですか。

○萩原政府委員 お答えをいたします。中川、綾瀬川との比較での御議論でございますが、私どもは基本的には中川、綾瀬川も大和川も同じ考えに基づいて、おっしゃいますように流域

協議会をつくりまして、流域整備計画をつくりまして、実施要領をつくりましてやっておりますつもりでございます。ただ、それぞれ流域の性質がやはり大分違っていて、中川、綾瀬川は御存じのように大変低平なところ、低いところを流れておる川でございます。したがって、例えば雨を浸透させようと思ってもなかなか実際は浸透いたしませんので、どうしても遊水地ですとかそういう施設をつくるのが主体にならうかと思っております。大和川も低平ではございますが標高の高いところでございますので、現にため池もたくさんございまして、ため池に水をためるとかあるいは雨水を貯留するとか浸透させることに主眼がございまして、ちよつとその辺の差が、見ていただきますが、そんなことではないかと思っております。

私どもはもちろんできるだけ丁寧に、全体計画がわかっていただけるようなものをつくるように一生懸命努力しているわけでございます。

○辻(第)委員 それからも一つ要望しておきたいのは、遊水地といいますが貯水池といいますが、ちよつと今近鉄線の天理線との交差点のところにそういう遊水地を建設者がつくっていただいているということでございますが、こういうものをひとつもつと積極的に建設省としてやっていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○萩原政府委員 お答えをいたします。私どももうできるだけ適地を、適当なところを探しましてやっておりますが、ただ大和平野の場合は大変土地が開発をされておりました、実際はなかなかそういう適地を探するのは難しい状況にございますので、努力は続けたいと思っております。

○辻(第)委員 ぜひひとつやっていたきたい、お願いをいたします。次に、河川の汚濁の問題についてお尋ねをいたします。

残念なことに奈良県の河川が、環境庁が昨年十二月に水質汚濁防止法に基づく測定結果を発表さ

れましたが、ワーストファイブに三つの河川が入っております。それから建設省の大和川の水質調査でも、この大和川が奈良、大阪府ともBODが平均値で一三・一で、一級河川としては全国第二位という、こういう残念な状況になっておるわけです。それで、県を初め地元の市町村もいろいろ努力をされているわけですが、現実にはこういうことですね。建設省としてもまた環境庁としても、この地元の自治体と協力をしてぜひ大幅に改善ができるようにお答えをいただきたいと思っておりますが、その点で建設省と環境庁から御答弁をいただいで、終わりにしたいと思

○越智国務大臣 大和川の問題は、環境庁の長官も御出身地でございますし、特に建設省に要望をされております。これは初めの、下水が各都市の立ち上がりがおくれたということで下水の普及率が遅かった、こういうことでありますので、下水を早く整備すればよくなってくるであろう、こういうふうに思います。この点については努力をいたしたいと思

○平石説明員 大臣の御答弁の後で恐縮でございますが、御説明申し上げます。大和川におきます水質汚濁でございますが、工場等のいわゆる産業系の排水も原因としてございます。しかし、むしろ主な原因は生活系の排水と

いうことと考えております。したがって、環境庁といたしましては所管しております水質汚濁防止法の厳正な施行ということとは当然といたしまして、下水道を初めといたしまして生活系排水の処理施設の整備というものを推進していくべきだと考えております。奈良県につきましては、環境庁におきまして県に対しまして具体的な施策で水質の改善というものにつきまして緊急に推進するよう

に指導しております。密接に連携をとりながら進めていきたいと考えております。

○辻(第)委員 終わると言いましたが、まだ二分か二分ほどあるんですね。建設省、環境接触酸化法による河川浄化という

ものに実験的に取り組んでいただいているというふう聞いています。これは実効があると思っておりますが、ぜひこれを進めていただきたいというふうに思うのですが、いかがですか。

○萩原政府委員 お答えをいたします。環境接触酸化法でございますが、御指摘のように、たゞいま近畿地建で大和川におきまして実験中でございます。六十年に施設をつくりまして、六十一年度から実験をいたしているところでございますが、本格施設の事業化は、大変残念でございますが今のところまだ未定でございます。ただ、先生御存じのように、既に実施箇所が全国的にはございまして、多摩川の支川の野川というところで五十八年に実際の施設をつくりまして、大変役に立っておりますのでございます。いずれ私どもも事業化を考慮しておりますのでございます。

○辻(第)委員 終わります。

○中村委員長 委員各位には大変熱心な御議論を午前中いただきましたが、審議日程も詰まっておりますので午後一時半から再開をさせていただきますので、大臣以下政府関係者もよろしくお願

申し上げます。以上、休憩いたします。午後零時五十六分休憩

午後一時三十分開議
○中村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。木間章君。

○木間委員 第一次竹下内閣が発足されて、越智先生にはめでたく建設大臣に就任されて、そして精力的に建設省の陣頭指揮をとっておられます。大変御苦労さまですが、所信表明につきまして若干御質問させていただきますと思

公共事業は広く国民福祉の増進を図るのだと、国家的大企業を進められております。その国家的大企業も、時には地域住民の方々に迷惑を与えることが間々あるだろう、このように受けとめるわけでありませう。特に、住宅が込み合っております

地で公共事業を行われようとするときに、例えば建造物の立ち退き、移転あるいは自治コミュニティを二分、三分をすとか、また時には自然破壊を伴う、あるいは公害発生がほとんど高まっていくなど、局地的に見た場合に福祉が損なわれていく場合があるのではないだろうか。このようなときに、当該地域の皆さんの意見を十分に聞いて、そして局地的な方々の御意見も取り入れて実施されていかなければならないと思います。あるいはそのようにお進めになるのか、それとも旧の都市計画法のような既定方針どおりどんお進めになるのか、まず大臣の気持ちをお尋ねしたいと思います。

○越智国務大臣 御承知のように、我が国の社会資本は大変おくれしております。でございますから、幸い予算も大変増額をされて、今から事業を進めていかなければなりません。この事業を進めるに当たりましては、今お説にありました地域の方々の協力をなくしてはやれない、こういうふうに思います。

でございますから、各地域の方々の絶大な協力をいただく、また十分話し合いをしてやっていく。したがって、公害を残すようなことはほしくないように、例えば道路をつくりましても騒音と悪環境が残るだけだということな地域も、率直にいろいろ言われますが、こういうことのないように、また特に道路等で非常に車が多いようなところは防音施設をすとかいろいろ配慮をしていく。いずれにしても、地域の方々の御協力をいただき、また御理解をいただく、その中で事業を進めてまいりたい、かように思う次第であります。

○木間委員 ぜひ今後ともそのような心根を持って、そして国家的大事業の先頭に立っていただきたいことを特にお願いをしておきたいと思っております。

それで、東京外郭環状道路、この問題について、現状を少し私の方からも申し上げながら、皆さんの進めておいていただくことを分析しながら質問をさせていただきます。

特に、外環道路の中でも千葉県の松戸、市川市の問題についてお尋ねするわけであります。この外環道路は昭和三十六年、七ごろから測量等に入っておられます。そして昭和四十年、東京の都市計画の中で街路網再編成の一環として決定を見まして、昭和四十四年、国道二百九十八号線として指定されたのであります。

この制度は旧法の時代でございます。大正八年に制定された都市計画法のもので作業が進められておるのであります。ただいま建設大臣の御発言は、新憲法下の所信であろう、また越智大臣の日ごろからの政治に対する、行政に対するお気持ちだらう、こう察するところでございますが、旧制度のもとでは公共事業を執行するときに、今日までのいろいろな会議録その他も散見されるところでございますが、私的に要約申し上げますと、原案を発表する前は外部には一切説明はされていない、意見も聞かれない、一たん原案を発表いたしますと絶対に変更はあり得ない、こういう状況でございます。そしてお困りになっておる関係者には補償で償っていく、こういう時代であったらうと思っております。つまり住民の意思反映はほとんど認められていない、こういうふうには認識するわけでございますが、大臣あるいは担当の局長、私の認識がどうか、お尋ねしたいと思っております。

○三谷政府委員 外郭環状道路は、今先生のおっしゃいました松戸から市川区域について申し上げますと、昭和四十四年に都市計画決定をされております。それで昭和五十三年に千葉県から、特に国道から南の路線、構造等について再検討を要請されたところでございます。

建設省ではこれらの要請をもとにいろいろな検討をいたしまして、昨年の十月に松戸、市川地区の東京外郭環状道路のルート、構造を、一つは自動車専用部プラス一般部の構造、こういうような工法を採用いたしまして、南北方向の交通軸を確立する。それからもう一つは生活道路の機能回復、地域環境の改善、こういうものを考えたわけでござ

います。

それから、構造でございますけれども、半地下構造を採用いたしまして、環境施設帯を配置いたしまして環境基準を満足するとともに、サービス道路、自転車・歩行者道を設置したわけでございます。さらに、下水道等都市施設の収容空間、緑化、防災空間の確保を可能とした。こういうようなことをいろいろ考えまして、地元の事情に十分配慮した最良の案というふうに私どもとしては考えております。

今これを県にお示ししまして、県から市にいろいろお話しして御理解を求めつつある、こういう段階でございます。

○木間委員 私のお尋ねしたことで御答弁いただいたことと、ちよつと違うわけですが、それはそれで結構でございます。

確かに今道路局長がおっしゃられたように、この道路は国道二百九十八号線ではございますが、計画決定されたその当時の一日の交通量を見ておりますと、十六万台を見込んでおります。そして一般国道部分四車線、高速自動車部分四車線、幅員四十メートルから成っておるわけであります。その当時、市川市は間もなく人口が四十万人になるだらう、こう言われたのでございますが、その市川市を縦長に十一キロメートルにわたって四十メートルで二分しよう、こういう代物でございます。特に四十メートルの幅員の中には二千戸の住宅、二千七百戸の世帯が住んでおりますし、幼稚園から小、中、高校までの学校法人もありません。そのほかに幼稚園四つ、病院一つ、医院一つあります。道路の敷地内になるであらうその中にはこのような状況でございますが、道路が新築されますと、当然のことながら周辺地域にもさまざまな影響が及ぶというものであります。道路の両端から東西五百メートル以内には影響を受けるであらう二万三千二百世帯が今日住んでおりますし、教育施設や医療施設、福祉施設はたくさん存在しておる地域でございます。それを縦長に四十

メートルぶち抜こうということでございませう、これは聞いただけでも私たちはびっくりせざるを得ないと言わざるを得ません。しかし、この道路は都心を中心にして半径十五キロの地点に位置しております。川崎市を起点に都内、世田谷、三鷹を通り、そして武蔵野を抜け、杉並、練馬など住宅地を通って埼玉南部から千葉県へと入って東京湾岸道路に接続をする全国的な高速自動車道路網の一環として機能を果たすであらう、このように位置づけられておるところでございます。

このようにことから、当然関係者はいたまればいろいろな行動、例えば陳情とか見直しはできないだらうかとかさまざまなことへと発展するわけでありませう、それらの陳情行動がなえられない、こうなりますと、だんだん運動がエスカレートしていこうというものであります。御案内のとおり、住民のそうした兆しが高まりまして反対運動へと拍車がかかり、勢い市当局や県当局へもそれらの問題が持ち込まれました。そして、自治体を動かしながら、四十四年に決定された国道二百九十八号線は具体的に四十六年に工事着手という段階で、住民の目に映ってそういう運動となり、今日十七年間この反対運動が続いておるところであります。

そういう中で、今、三谷局長おっしゃったように、若干の見直しの気持ちも建設省にあつたやにお聞きするわけでありませう。当然のことながら今後どうやって進めていくのか、建設省も大変苦慮しておいでになるだらう、こう思うわけでありませう、こういった住民の運動もある、あるいは建設省も何遍も御相談を受けておる、だけれども解決しない、これから一体どのようにこれらのことについて進められようとするのか、お尋ねをしたいと思っております。

○三谷政府委員 外郭環状線の概略をちよつと御説明させていただきますと、先ほど御指摘がございましたように、ちよつと半径十五キロくらいで延長八十五キロの環状道路でございます。確かに東京、首都圏につきましては放射状の道路に比べて環状道路の整備が非常に

て、この環状道路が分散導入を図る、こういうよ
うなものでございます。かてて加えて、新しい沿
線地域の地域開発あるいは地域環境を創造する、
こういう意味でも私も外郭環状道路に非常に期
待をしているわけでございます。

しかしながら、先ほど御指摘がございましたよ
うに、こういう首都圏地域の住家の多いところ
こういうところから道路をつくるわけでござ
いますので、関係者の中で大変いろいろな御相
談が要ります。先ほどから申し上げましたように、
昭和四十四年に、当初この区間につきましては幅
員をちょうど四十メートルということで都市計画
決定がなされました。その後、先ほどからお話
のございましたように、県当局等から建設の反対と
いうことで、特に国道六号の以南、今対象になっ
ておりますこの十一キロの区間、ここについては
抜本的かつ徹底的な検討をお願いしたいというこ
とで、昭和五十三年に県知事から建設省、具体的
には関東地方建設局でございますが、いただいて
おります。これを踏まえまして、先ほどちょっと
お話がございましたような案を私どもいろいろ考
えて、先ほど構造の面だけ申し上げましたけれど
も、そのほかルートの問題等につきましてもあら
ゆる検討をいたしまして、一つの成案を得ました。
そこで昨年の十月に私どもがこの検討案につきま
して県当局にお示しをした、こういうことでござ
います。

それで、特に松戸、市川市においては東京外郭
環状道路は南北方向の交通軸を形成するわけでござ
います。南北方向の時間短縮の問題あるいは
生活道路の機能回復、地域環境の改善など都市構
造改善のために非常に重要だと考えておりま
す。しかしおっしゃられるとおり、外郭環状線の
重要性もありますが、今後とも地元の意向を十分
に反映して、その実施に当たっては環境の保全に
配慮していろいろ御理解を得て事業を進めてまい
りたい、こういうふうに考えているわけでござい
ます。

○木間委員 地元の意見も十分に反映をさせたい

ということ、先ほど越智大臣の方からも地元の皆
さんと十分話し合ってやっていかねばならな
い、こういうお話もあって、まさにそのとおりな
んですが、決定して発表から今日、十七年間に
わたって反対の意見がますます高まっておるの
が現状でございます。

そこで、本論に入る前にもう一つお尋ねしたい
のでありますが、一般的に道路を建設したい、あ
るいは改築の法線を決めようとするときにどうい
う地形を選ばれるだろうか。細い村道あるいは農
道を核にして拡幅をするという手法もありまし
ょうし、また、そういった中では密集地を避ける
という手法も常識だろう、こう私は思っております。
この法線を決定されたときはまさに旧法の時代で
ございまして、そのけそのけお馬が通る、こ
う言っても過言ではないと思っておりますけれども、今
道路局長がお考えになっておるもの、あるいは見
直し案、それらを見ましてもその考え方が抜け
切っていないのではないだろうか、私はこう指摘
せざるを得ないのであります。とりわけ今度の見
直し案を見てみますと、前回までは幅員四十
メートルでございましたが今回は六十メートルに
広まっております。いよいよ大変な問題を投げか
けるのではないのでしょうか。ですから、十分に地
元の意見を拝聴するんだ、県も市も住民もみんな
が反対をしておるわけでありまして、そういう
た中で逆に幅員を広めてやろうというのは、どの
ような意見の反映が保証されるのでしょうか。一
般的な問題として大臣のお考えをお尋ねしたいと
思います。

○越智国務大臣 御承知のように、都内の交通は
大変渋滞をいたしております。都内に入つてまい
ります車が五百万台、そして高速道路に乗って
おりますのが九十五万台、こう言われております。
その三分の一は都心部にはおられない通過だ、こ
ういうことであります。ですから基本的には、中
央環状線それから今の外環状線、こういうことで
車を分散する道路網をつくらなければならぬ、こ
ういうふうに思っております。そのことは大前

提でありませぬ。

しかし、今お話のように、実情をもう少し勉強
させていただきますけれども、地域の全体の方が
反対するとうようなことになればなかなか難
しいのでなからうか。そこら果あるいは市と十
分連絡をとってよく御理解をいただき、御協力を
いただく。また、道路がつけばその地域が非常に
よくなる、そういう前提を私は一般的に考えてお
るわけでありませぬ。道路がつけばその付近はよ
くなる、こういうことで喜んでもらえる道路、こ
ういうことを希望をいたしておるのであります。高
速道路等になりますと、インターの付近は喜ぶけ
れども、その中間は余り喜ばない、そういう現象
もございませぬけれども、できれば喜んでいただ
く、そういうことで進めてまいりたい。

今具体的な問題につきましてはよくまた連絡
をいたしまして、果あるいは市とよく話し合いを
し、またそこを通じて地元の方々と話し合いを
進めていくようにいたしたい、かように思う次第
であります。

○三谷政府委員 構造の面だけ、ちょっとだけ御
説明させていただきます。

四十メートルから六十メートルに広げましたと
いうのは、掘り割り構造にしたわけでございます。
基本的には、先ほど先生から御指摘がございま
したように環境問題あるいは分断問題、こういうも
のが非常に問題になりますので、まず沿
道の環境保全をとにかくできるだけ図る。それか
ら潤いのある、緑豊かな空間、これは環境施設帯
を設けて、ちょうど掘り割り道路が、専用
部が埋まるような格好でございますが、前後に、
上の方に環境空間をつくっております。

それから、当然ながら道路のもう一つ持つ機能
でございます各種の、例えば下水道みたいな都市
施設の収容を可能な構造とする。

それから、地域分断にならないように、平面交
差あるいは横断歩道等の施設を適切に配置できる
ような構造、こういうようなことで四十から六十
に都市計画変更がでないだろうかという御提案

をさせていただきます。

それから路線の方でございますが、路線計画は
いろいろ地域によって違いますが、やはりこの場
合は、例えば補償物件がもちろん大きな要素にな
ろうと思ひますし、また道路網が、道路がなか
か南北軸がないところでございませぬので、そう
いうものをどうしたら一番よくできるかと、ある
いは先ほど申しました施設収容機能とか、それか
ら沿道の環境保全をどうやったらできるか、こ
ういうことを全部考えて今の路線を選ばせていた
いたわけでございます。

○木間委員 掘り割り部分を入れたんだ、こうお
っしゃるけれども、結論的には幅員四十メートルが
六十メートルになったということはそれとお
りなです。さまざまその他の都市機能も取り入
れてやるんだ、こうおっしゃられるのであります
が、今自治体も住民も困るんだ、こうおっしゃ
られますから、逆にありがた迷惑じゃないでし
ょうか。皆さんの、国の建設事業の一端なんだと
いうことをそこで一本筋通ししながらやっておい
でるとしか私は言ひようがありません。

また、この地区の過去の選挙のときの公約など
を拝見いたしましたも、本院に議席を置かれた先
生方あるいは不幸にして破られた皆さんも同じ
ようにこの問題については取り上げられて、そ
して反対をするんだとこの間主張されておるこ
とでございます。

いろいろ他の案も検討したんだけれども、都市
機能を充実させるためにはこれが最良の案だ、こ
のようにおっしゃっておられますけれども、他に
何か方途がないものかどうか。私はまだ現地へ
行っておりませぬけれども、地図の上で何遍か私
なりに検討を加えました。

例えば、この選挙区出身の新村勝雄議員が質
問主意書を出しておられます。つい先日答弁書も
いただいておるところでございますが、この質問
書の項目の中に、地下方式でできないだろうか、
完全地下構造はどうだろうか、このようにも実は
質問しておるところであります。ところがこの

質問に對しまして回答は、一般部への車面の出入りを確保する必要等から地下構造とすることは不可能である、このようにも言われております。

しかし今他の公共事業等を見ておきますと、東京都は間もなく新宿へ新築移転されます。そして丸の内から新宿までの道路事情をどうするか。ただでさえ込み合っておる、そういう中で官庁街との往来をどうするか、こういったものにもさまざまな知恵が出されておられます。新宿副都心から丸の内まで丸丸道路構想も実は上がってきております。これも私は一つの手法だろうと思っております。皆さんは、地元がありがた迷惑がたつておるのに都市機能や他のものも取り入れてこの道路を新築したいのだ、こうおっしゃられるというのは、私はそのまま素直に受けとめられないのでございます。

ですから、そういった手法、あるいは河川敷を利用するという方法もありましようし、既にこの地区には松戸―市川の有料道路もございませう。これらをさらに立体的にも大きくしてそれを活用するとかそういった手法が考えられないでしょうか。

確かにおっしゃるとおり、東京への車の洪水を緩和させることは必要だろう、私もこう認識をする一人でございますが、しかし四十万にんなんとする大都市を二分する、そして市民生活環境、自治コミュニティ環境もすべて葬り去るような手法は政府のとるべき態度でない、このように私は思うわけでありませうけれども、重ねてこのことについてのお考えをお聞きしたいと思います。

○三谷政府委員 専用部のトンネルで、例えば仮に一般部を省略した工法というものができないかどうかという問題につきましては、非常に南北の地域交通軸がこの地域では欠けておりますので、生活道の機能回復とか地域環境の改善とかというような地域の都市機能の向上のための骨格としてこういうのがいいのではないかと、このように私も考えております。

しかし、ともあれ地域の方々の御意見をお伺い

するのが一番のことでございますので、先ほど申し上げましたように、私もこの案を昨年の十月に千葉県の方へお示しをいたしました。

千葉県ではいろいろ検討されました、ではひとつこれを具体的に検討しようということで市川市の方にお話をされたようでございます。市川市の方もひとつ検討をされるということでございまして、私もひとつ誠意を持っていろいろ御説明をさせていただきます。

また、このお話し合いがまだこれからでございますので、先ほど来の、御協力なくしてはこの道路がとてできないことは私も十分わかっているつもりでございますので、いろいろ御説明をして理解を願いたい、こういうことでございませう。

○木間委員 十分現地の皆さん、住民の皆さんを含めて話し合いを進めていく、強行は絶対あり得ない、このように今私は受けとめたのですが、それでいいですね。このことはひとつ……。

○三谷政府委員 はい、そのとおりでございます。○木間委員 それで、大臣に一言この問題で尋ねたいのでありますが、率直に言って議論を続けるよりも現地を一遍視察をお願いしたいなあ、実はこう思う一人でございます。大臣が現地を歩かれるとなりますと、さあ地元も本省も大変だろうと思つて、逆に人目に映るわけでありませうから、そういった点ではいかがでしょうか。あるいはお忍びで出られるなども一つの方法じゃないだろうか。現地の実態をまず見てもらいたいということなんです。

かつて先輩の建設大臣でございました方々も例えば保利建設大臣は世田谷を視察されておられます。そして生活に重大な影響を与えるから変更についても検討せざるを得ない、このように述べておられます。また西村建設大臣の時代にも、このルートについて慎重に扱わなきゃならぬ、金丸建設大臣に至っては、嫌というものならやる必要がない、その予算を他の地区へ回したら他の地区は何ほこそ喜ぶであろう、このようにも言っておいでるのでございますが、建設委員会の会議

録にも載っておりますが、それはそれとして、やはり百聞は一見にしかず、住民の皆さんが悪態をついておるのかどうか、無理難題を言っておるのかどうか、どちらが無理か、難題を押しつけておるのか、そういったことについて私はずい現場を見ていた方がいいと思つておるのですけれども、建設大臣いかがでしょうか。

○越智國務大臣 お話、十分承りました。現地を見るかあるいは説明を聞くか、その手法はいろいろございませうけれども、ひとつよく検討をさせていただきます。今もお話ございましたように、現地を見に行くとか行かないかと言いますといろいろございませうので、その点はひとつお任せをいただきます。十分検討をして、先ほどもお話ございましたように、私も喜んでやらせるところに道路をつける。もちろん全体的な日本の均衡ある発展に寄与することはもちろんでございますけれども、全体が反対するようなどころをなかなか實際問題やれない、こういうふうには私思つておりますので、今後の検討調査、ひとつお任せいたします。

○木間委員 机の上で道路局のプランをお聞きになるだけでは私は全体像が映らないと思つておすね。やっぱり現地を見ていただいでその地域がどういう生活実態であるのか、そういったものなどを見ていただかないとなかなか理解がいただけないんじゃないやなからうか、こう私は思つております。まあ何ほともあれ、住民のため、国民のために陣頭指揮をとつておいでる越智大臣のことでありませうから、そこはお任せいたしますけれども、ぜひひとつお願いをしておきたいと思つております。

○奥野国土庁長官に、この機会に一つだけお尋ねをしておきたいと思つております。今さまざまな開発事業が計画され、構想の段階のものもございませうけれども、あるいは間もなく着手をされようというプロジェクト事業がたくさんメジロ押しに並んでおります。とりわけ、東京を中心とした地区に集中しておるのも一つの特徴であろうと思つております。それは東京都内であったり、

あるいは神奈川県や千葉県や、いわゆる東京都圏であったりもするわけでありませうが、新たに作成された四全総とこれらプロジェクト事業との整合性はどこにあるのだろうか、こう私なりに関心を持たざるを得ないのであります。

四全総の基本目標は、二十一世紀への国土づくりの指針として、おおむね昭和七十五年を目途にしています。そして、安全で潤いのある国土の上に特色ある機能を有する多くの極が成立し、特定の地域への人口や経済機能、行政機能の過度の集中がないように、地域間、国際間で相互に補充、誘発し合いながら交流している多極分散型の国土を形成することを目標とする。こうなつておるのであります。既に一極集中化させてしまったこの東京、そしてその周辺で再び、これらのプロジェクト事業が完成をされますと、この四全総で方向を定めておられますが、逆の現象が起こるのではないだろうか、こう思つて仕方がないわけでありませう。

○奥野國務大臣 東京の二十三区は容積率を四割しかこなしてないと言われておるわけでございます。窮屈さが目立つことになるとは、むしろ道路を広く緑地をつくりながらなおかつ土地の供給力をふやし得るんじゃないか、そして、やはり文化的な地域にしていく必要もあるんじゃないかなという気がするわけでございます。そういう意味でいろいろなところで再開発が行われたりすることは望ましいことだ、こう思つておるわけでございます。

○奥野國務大臣 東京の二十三区は容積率を四割しかこなしてないと言われておるわけでございます。窮屈さが目立つことになるとは、むしろ道路を広く緑地をつくりながらなおかつ土地の供給力をふやし得るんじゃないか、そして、やはり文化的な地域にしていく必要もあるんじゃないかなという気がするわけでございます。そういう意味でいろいろなところで再開発が行われたりすることは望ましいことだ、こう思つておるわけでございます。

るということを聞いておりますが、その点はいかがですか。

まず、集中の原因、私の指摘した点で間違った点、もし補う点があったらお答えいただきたい。
○奥野国務大臣 中央集権的な日本の政治、経済のあり方を指摘されました。全く同感でございます。やはり、一極集中を是正しようといいたし、ならば、地方分権的な仕組みに変えていかなければならないと思えます。なかなか抵抗の多いものでございますけれども、その方向は大事なことで、こう思っておるわけでございます。

政府関係機関の移転の問題は、これも四全総にうたわれ、行革審の答申に入り、昨年の政府の緊急土地対策要綱の中に入ってきた問題でございますが、しかし、今の東京の過密を救うためには、そういうことよりも首都機能を一括移転を必要とするんだ、こういう論も盛んになってきておるわけでございます。首都機能一括移転が行われても、必ずしもそれについていく必要のない政府関係機関、それはひとつこの際全部移転することにしたかどうかという点で、今年とりあえず一省庁一機関、どんなものを出せるかというお話から始まったわけでございますが、今は四つのカテゴリーを決めまして、この四つのカテゴリーに含まれているものは二三区の外に移転しようじやないかということを進んでいるわけでございませぬ。

○矢追委員 たしかきのうの読売新聞の朝刊に、政府機関の第二次地方移転で、読売新聞の調査でございますが、移転可能があと三十九、検討中が八十七で、不可能が百十四、検討中とそれから移転可能を足しても百二十六ということになっておりまして、この中を見ましても、これがそっくりそうなるかどうかは別といたしまして、結局、今長官の言われたような、要するに部分的にすぎない。

今の原則だとそうならざるを得ないかと思いますが、私はもう少し——これも第一段階としては

私決して反対するわけではございませんが、その移転に際しまして、やはり移す側ですね、もちろん希望を出されてくるんでしようけれども、例えば醸造試験所一つ取り上げても、これは広島の方も大変のりを上げて一生懸命で、大阪は大阪でまた府の要望の中にちゃんと醸造試験所を持ってこいということも言われております。京都はまた伏見のお酒で酒どころで、兵庫は灘の生一本がありますし、そうなりますと、全国どこでも来てくれとなるわけですね。どの機関でもそれは言えるんじゃないかと思うのです。そこでどうするかというの、私は力関係の綱引きであつては決してならない。やはり、その地域の主体性といいますが、自主性といいますが、さらにその地域は今後の日本の将来にとってどうあるべきなのか、こういった点をひとつきちんとしておかないと、それこそ利権といひますか、政治家同士の押し合いへし合いが出てきたりする可能性も十分ありますので、その点をひとつきちんとしていただきたいこと、もう一つは、県単位ですべて物を考えていいのかわか。もう少し広がった、近畿圏なら近畿圏、四国圏なら四国圏、九州圏なら九州圏ということで、やはり国土形成というものの上からこういったものも考えていかなければならぬのじやないかと思うのです。

そういう点で、今の四つの原則からこれを一つ一つ移していくこと、第一段階としてはいいと思えますけれども、その実施に当たっては相当またきちんとしたルールが必要だと思ふのですが、その点はいかがですか。
○奥野国務大臣 四つのうちの第一番目は地方支分部局でございますけれども、これは関東地方を管轄している地方支分部局が大多数でございますので、関東地方から離れたところへ持つていくことはできませんし、またできる限り一括して移転先を決めた方がいいんじゃないだろうか、こう思っております。また、大学及びその附属機関は、それぞれの大学の予定を考えていかなければならないわけでございます。公庫、公団のたぐい

試験所になりまして、ある程度分散していくことになるだろうと思ふのでございませぬけれども、試験所などにつきましても、筑波学園都市を予定しているところもございませぬし、別なところもございませぬ。醸造試験所になりますと、十六府県が希望しておるようございませぬ。パイオテクノロジーの研究しておるものから、先端産業の誘導力になるんじゃないだろうかという期待もあるようございませぬ。

これらはいずれも既存の機関の移転でございませぬけれども、新しい試験研究機関も次々に生まれていくわけでございませぬので、そういうことをあわせて国土政策上の配慮をしていかなければならない、こう思っておるようございませぬ。
○矢追委員 私も大阪でございませぬので、大阪から出ている要望を申し上げますと、これも大変たくさんさんの希望が出ておるわけですね。今の醸造試験所なんというのは小さい方として、大阪では文部省、文化庁、科学技術庁、特許庁、工業技術院、中小企業庁、こういったものも地方へ持つてきてもらいたい。あわせて、日本銀行、政府系金融機関の大阪への移転、それから医薬品産業、繊維産業が大阪はありますから、厚生省の薬務局、通産省の生活産業局、こういったものまで出てきておるわけでございませぬ。

（委員長退席、野中（広）委員長代理着席）
そういう意味では、こういうのが各県とも盛んに出てくると思ひますが、今長官の言われましたこれらの移転と、いわゆる地方で進められているいろいろな計画、関西であれば関西文化学術研究都市あるいは南大阪のコスモポリス計画、それから阪南丘陵開発事業、そういったこともあるわけでございませぬし、そういうものとの絡みこそ非常に大事であると思ひます。
特に私は、大阪へ今の省庁を全部持つてきてもらえばそれはありがたいですけども、そうもいかぬと思ひますので、やはり大阪の持つ役割というものは、これから国際金融が中心にならなければならぬと思つております。四全総でもその点はきちん

ちんと指摘をされておるわけでございませぬ。そのためには、やはり国際金融の機能の強化をしたい。これは大阪市も大変な要望をしておるわけでございませぬが、シカゴあるいはニューヨークのような商品の先物市場それから金融の先物市場、こういったものをぜひ大阪につくってみたいといふのが大阪の財界人あるいは地方自治体の強い要請です。関西空港もできるわけでございませぬから、ところが、残念ながらこれはまだ民活法の対象プロジェクトには入っていないわけですね。ことしので、改正にもどうも入らないようございませぬので、この点は長官、ひとつぜひ御尽力をいただきたいと思ふのです。まあ実際の担当の役所は通産省が中心と聞いておりますけれども、国土庁という立場で、ひとつぜひお願いをしたいと思います。

そのように、近畿圏はこういう金融なら金融でいく、そういう構想をやつぱり各地域によつてとんどん出していただく。こういうのを相当議論を積み上げて、そして最終的には政府で決めるなりまたいろいろな審議会等で決めるなりいろいろやり方があると思ひますが、ただ私申し上げたいことは、決して一部の圧力とか力関係だけで決めるに、国民の合意と、それからその地域の今後の発展と、そして民主的な討議を経た上でやつていただきたい、こう思つてございませぬが、その点はいかがでございますか。

○奥野国務大臣 政府関係機関の移転につきましては、先ほどちょっと触れましたように、首都機能の一括移転の問題があるわけでございませぬ。これはしかし、国民の間にもっと論議が深まっていて、その動向を見ないと決断できないものでございませぬので、そういうことには触れないで政府関係機関の移転を行おうと考えておるわけでございませぬ。したがって、今、文化庁とか特許庁とかいろいろ名前を挙げられましたけれども、そういうものは対象になっていないということを御理解いただきたいな、こう思ひます。

関西が関西の復権を目指して努力しております。幸いにして関西文化学術研究都市でありま

すとか、あるいは関西国際空港でありますとか鳴門大橋でありますとかいろいろ国際的なプロジェクトがずんずん進んでおられるわけでございまして、今お話しになりました金融の問題にいたしましても、大阪証券取引所では株先五〇を先に始めたりしているわけでございまして、さらに大型の新しい試験研究機関も近く関西に設置が決まるわけでございまして、これからもそういう意味合いで十分注意を払っていきなすと思っております。

○矢追委員 これは大変大きな問題でございまして、慎重に議論を闘わし、検討していきなすと思っております。

続きまして、水の問題に移らせていただきます。昨年夏の首都圏における水不足は私たちの記憶にも新しいところでございまして、ことしも下手をすれば水不足になるのではないかなという予想をするわけですが、その辺はどう見えておられますか。

○萩原政府委員 お答えをいたします。三月に入りまして大雷雨が降り始めてはおりますが、二月までのところ、特に四国地方それから中部地方が少雨でございまして、それぞれ取水制限等を既にやっておるわけでございまして、また、首都圏と申しますか、関東地方に関しましては、ただいまのところ大体昨年と同じような傾向をたどっておりますが、昨年の渇水といえますのは四月の雨の異常な少なさに起因するものでございまして、これからの推移を見守ることになろうかと考えております。

○矢追委員 気象庁の調べによりますと、昭和三十年ごろをピークに全国的に少雨傾向になっておりました、この数年間の雨量というのは、昭和三十年ごろから年間二百ミリ減って、しかも異常少雨が全国的に頻発し、そのために渇水の発生頻度がふえてきておる、こう言われておるわけでございまして、一方、生活用水の利用というのは、近年、年平均三〇％増加をしております、その需要に対する

ダム等の水資源開発は、開発適地の減少や建設コストの高騰等によりまして非常に厳しい状況にあるわけでございまして、それに追い打ちをかけるように、東京では特に大きなビルがどんどんできて膨大な水の需要、下水道施設の拡充整備というものが急がなければならぬという状況になってきておるわけでございまして、そこで、まずダムの問題についてちょっとお伺いしたいわけでございまして、ダムの堆砂、最近、流入土砂のために埋没しようとしておるダムがたくさん出てきておりますが、その状況を御説明いただけますか。

○萩原政府委員 お答えをいたします。ダムを築造いたします場合はある程度の土砂が堆積しますことを見込みましてつくっておるわけでございまして、先生御指摘のようにダムに砂がたまりますことで問題になっておるダム、全体の貯留量百万立方メートルぐらいで線を引かしていただきますと、全体の貯留量に対して八割以上砂がたまっていくというようなダムが全国で十ダムほど出てきておる。

また、特にもう少し大きなもの、全体の貯留量を五百万立方メートルぐらいのところを線を引かしていただきますと、いずれも天竜川でございまして、平岡ダムでございまして、それから八割から九割近い堆砂率になっておるといふ現状でございまして、

○矢追委員 今言われたように十ダムも八〇％以上の堆砂があるわけでして、十ダムですから、ちょっと恐縮ですが、建設されて何年ぐらいになつておられますか。

○萩原政府委員 十ダムございまして、一番古いものは大正の初年に建設されたものもございまして、当然戦後と申しますか、昭和の二十年以降に建設されたもので既に全体の容量の八割近くたまっていくものも多々見受けられます。したがって、やはり入り込んでいきます土砂の激しいものは、十年から二十年ぐらいで堆砂による支障が起き始めておるかと考えます。

○矢追委員 一般的にダムの耐用年数というのは五十年から百年と言われておるわけですが、今言われたように、戦後つくられたもので既に八〇％以上の堆砂率を示しておるところも出てきておるわけでありまして、これは非常に大きな問題だと思っておりますけれども、これに対する除去作業はなかなか難しい、困難な問題がたくさんあると思っております。これは現在どのようにされておるか、今後どういふ方向で対策を講じられていくのか、お示しをいただきたいと思っております。

○萩原政府委員 お答えをいたします。まず、私も河川管理者自身が洪水調節等を目的といたしましてみずからつくっておるダムでございまして、そういうものにつきましては、貯水池の末端に貯砂ダムをつくりましてそこへ砂をためる等のいわゆる貯水池保全事業というものを、ダムをつくりました後、堆砂の激しいダムにつきまして別途事業を起こしてやっております。

また、俗に利水ダムと言われます、例えば発電でございましてかそういう利水を目的にそれぞれ事業者がおつくりになっておるものにつきましては、例えば末端堆砂が問題になりますものについては用地買収を追加していただいたらどうか、あるいは極端な場合は末端の家屋について移転をさせていただいたらどうか、そんなようなことを指導しておるわけでございまして、

○矢追委員 天竜川水系の平岡ダムでは、十年ほど前に既に堆砂による水位の上昇で両岸流域の民家八十三戸が災害対策上立ち退きを余儀なくされて、そのほとんどは移転しておるわけでございまして、こういう災害対策上立ち退く場合の移転補償体制というのはどうなつておりますか。今日まで全国で何戸ぐらいの移転対象になり、移転済みはどれぐらいなのか。

○萩原政府委員 お答えをいたします。おっしゃいますように、泰岡、平岡を中心にして、特に先ほど申しましたいわゆる利水ダムにおきましてそのような事態が発生しているものが多いわけでございまして、全国のトータル

は持つてございませぬが、中部地方のそのようなダムを中心にして、現在までに数百戸ぐらいいまでは移転をされた事例があらうかと考えております。

○矢追委員 補償体制はどうなつておりますか。○萩原政府委員 実際に障害が起りますことが間違いないダムの堆砂によるものであるということが確認できるものにつきましては、そのダムの管理者に対しまして、被害を受ける方々に対して立ち退きでありましたら立ち退き料等の補償をいたすように指導いたしておるところでございまして、

(野中)委員長代理退席、委員長着席 ○矢追委員 ちょっと戻りますが、確かに堆砂の除去作業についてはなかなか予算等もかかると思っておりますので、この堆砂除去作業が経済効率的にはマッチしないかわかりませんが、長期の、総合的展望に立つならば、やはりダムの機能を回復してダムの寿命を延ばすことになるわけでありますから、先ほど総論的にしかおっしゃいませんでしたけれども、堆砂の除去についても少し本腰を入れて、しかもきちっとした目標を立ててやれないかどうか、その点はいかがですか。

○萩原政府委員 ダムそれぞれによりまして大変事情は異なつておる部分があるかと思っておりますが、少なくとも私も建設省が所管をしておりますダムにつきましては、先ほど申しましたような貯水池末端に貯砂ダムをつくる仕事のほかに、たまたま六十二年度からでございましてが特定ダム堆砂排除事業という事業項目を設けてまして、そういう砂をのけることを事業目的といたしまして、事業を、これもまたまた天竜川水系でございまして、美和ダムというダムについて既に始めております。今後、計画以上に土砂が入つておるものについて、順次そういう事業を適用しながら対応していきなすと思っております。

○矢追委員 現在建設中のダムあるいはまた今後建設を予定しておるダムにつきましては、こういった堆砂除去というものを事前に想定してつ

くつていかなければならぬと思うわけです。特に堆砂の後、砂利や砂を建築資材として使うわけでございますから、その需要地域への輸送体制等も確保していかなければいかぬと思うのです。今も堆砂除去の作業が大変なのは、そういう道路等もなかなかないためにできないところが非常に多いわけでございますから、これからつくられるもの、現在建設中のものについては、その点を十分配慮する必要がありますと私は申し上げたい。その点いかがですか。

○萩原政府委員 お答えをいたします。

これから計画いたしますものは、本来であればその貯水池の中にもたまるべき堆砂のための容量を事前に確保することが基本かと思いますが、なかなかそれだけでは結果効率的なダム計画が立てられませんので、御指摘のような砂利資源への有効活用等も念頭に置きまして建設時からいろいろ対策を立てなければいけないと考えておりまして、現実に現在建設中のダムでも、例えば大きな排砂ゲートを設けますとか、つくる段階から末端のところに貯砂用のダムをつくるとか、実行に移し始めておるところでございます。

○矢追委員 ぜひこの点はきちんとしていただかないと、外国でも二十五年前に、世界第三位の規模を誇っていたイタリアのバイオントダムが地すべりを起こして、下流域の村落で三千人の犠牲者を出したという大惨事が起こったわけでございますから、ダムが決壊等をするとか大変なことになりますので、ぜひ現在の堆砂の対策、そしてまた今後のダム建設についてもそれを意識してやるようにお願いしたいと思います。この問題を最後に建設大臣に伺いたい。

○越智国務大臣 先ほど米河川局長がお答えしたとおりでございますが、今後のダムの新設あるいは管理、この面に一層の研究、努力をしてみたい、かように存じます。

○矢追委員 それでは次に、私は、中水道、雑用水あるいは再処理水の問題について伺いたいと思っております。

私は、昭和五十四年四月三日、参議院予算委員会でのこの中水道問題について大平当時総理を初め国土庁長官あるいは建設大臣等にお伺いしたわけでございます。その後、中水道問題については私たちが公明党としても法案も出しておるわけでございますが、政府としてこの中水道に対しての今日までの取り組みについて簡単に説明してください。

○木内政府委員 先生御指摘の下水処理水の有効活用と水のリサイクルは大変大事なことでございまして、リサイクルと申しますのは、一つはビル内の排水の循環利用でございますけれども、建設省としましては、これにつきましては税制面、金融面、構造基準の設定とか容積率の緩和等の対象にするなどの措置を講じてまいっております。それからもう一つの方の下水処理水の再生利用に関しましては、五十四年度より下水処理水循環利用モデル事業をスタートさせまして、新宿の副都心を初め全国六カ所所で事業を進めております。さらに来年度から新たに、処理水の再生利用を進めていくための総合的な計画としまして、都道府県における再生水利用基本計画の策定を促進することとしております。

○矢追委員 いろいろやっていただいておりますが、これは五十四年のときも指摘をしたのですが、まず水の名称が違うわけですね。雑用水、工業用水あるいは下水処理水、違うわけですね。別にどうしろということはありませんが、飲料水とは違いますから雑用水でいいのじやないかと私は思いますが、やはり水道としたり中水道という名前がいいのではないかと個人的に思っております。それで法案も中水道という名前にしてあるわけでございますけれども、結局監督官庁が通産省、国土庁、建設省と厚生省、四つあるわけですね。この辺で、水のこういう問題についていろいろな役所の調整ができない点があると思うのですけれども、まず名称の問題、それから監督官庁といいますが主務官庁といえますか、四つに分かれておつてもどこがどう調整していくのか、その点について

て両大臣にお伺いしたいと思います。
○奥野国務大臣 それぞれ所管がございまして、どこか一つにするといいことはなかなか難しい、しかし大事なことでございます。それまでの間はできる限り協調して、問題は目的を達成すればよろしいのでしようから、そういう方向に努力するように注意していきたいと思っております。

○越智国務大臣 国土庁長官からお答えしたとおりでございますが、今の水の問題で四省庁の意見が違つてやうなことも余りございません。よく連絡をとってやうなことであります。今後もお互いに協力し合つて進めてまいりたいと思つた次第であります。

○矢追委員 中水道が大事なことは、需給水量を減少させ水不足地域における緩和策の一つになります。また排水量、汚濁負荷を減らし下水道施設に好ましい影響を与える、また都市整備に伴つて今後増大する下水処理水の有効利用になる、こういうような点で我々としては法案を出したわけでございますが、立法化についてどうお考えなのか。今の問題にちよつと絡んでまいりますが、現在のところさつき言われたような形で進めて十分とお考えなのか、その点いかがでございますか。

○木内政府委員 建設省だけにお答えしていいか、ちよつと迷つておられるところがございますけれども、今雑用水の利用促進関係につきましては、雑用水利用促進関係省庁協議会というところで、厚生、通産、国土、建設の四省庁で国土庁主導により年一回程度会議等も開催しているわけでございます。それから立法化の点でございまして、確かに今後極めて重要な課題となるということで、御提案はその意味で時代が大変即したものと考えておるわけでございますけれども、現段階で法制化ということになりますと、私どものいろいろな研究では、再利用の義務づけの是非、それから水質面、コスト面等の経済的な問題ということとま

だいろいろ難しい問題もあろうかと思われまふので、建設省としましては、関係各省庁との調整を

図りつつ、なお一層の研究課題として真剣に取り組んでまいりたいと考えている次第でございます。

○矢追委員 この問題の締めくくりとしてまた両大臣にお伺いしたいのですけれども、立法化は今言われたように確かに難しい面もあることは承知をしておりますが、あえて将来のために我々としては提案を六十年からしてきたわけでございます。私がこの前質問をして少なくとも八年半たつているわけですね。せめて名前ぐらいひとつ統一できないか。せつかく国土庁長官も実力ある大臣でございますし、建設大臣も実力者でございますから、両大臣の間にひとつ名前ぐらい決めていただきたいと思います。うのですが、いかがですか。

○奥野国務大臣 よく相談してみたいと思つた次第でございます。

○越智国務大臣 よく相談して検討をさせていただきます。

○矢追委員 結構です。終わります。

○中村委員長 中村茂君。

○中村(茂)委員 まず最初に、奥野国土庁長官にお伺いしたいのですが、昨年の国会で総合保養地域整備法、いわゆるゾーン法が通りました。私もその法案に参加いたしまして附帯決議をつけたわけですが、六つの附帯決議の中で三点御質問をして、国土庁でおつくりになった基本方針と照らし合わせて、これから申し上げる点があるかという点についてお伺いをいたしたいと思います。まずその一つは、「地域の設定及び整備に当たっては、土地利用の適正化に努めるとともに、地価対策に万全を期すること。」これを附帯決議とした理由は、今まで行われてまいりました開発事業というのを見ますと、特にこのゾーンをやつていくというのは長期滞在型、しかも広大な地域で事業を進めていくわけでありまして、その上に民間の手をかりるという手法になつて、今までの開発ではそういう開発事業が起るというところについては、とかく土地を買い占めるとしてそのものを他のところに売りさばくと

か、そういう利益でまた開発をしていく。言い換えれば乱開発につながるし、その地域の土地の地価の高騰を招く、こういう経過をたどっているわけでありますから、この大事なリゾート設定については特に地価対策に重点を置きなさい。国土利用計画法の中でも、規制区域を設定するというやり方もあるわけですが、したがって、そういう手法を用いて土地対策に万全を期せよ、これが私ども附帯決議した趣旨だということに思っています。

二番目には、「地域の整備に当たっては、自然環境の保全との調和に十分配慮するとともに、生活環境対策に努めること。」これは申し上げるまでもなく、特に自然環境の保全とその調和というのは、開発に当たっては非常に難しい問題だということに思っています。ですから、そういうものを保全しながら、調和をとりながら、重点を置いてこれに対処するように、こういうことでこれを加えたわけでありませぬ。

三点目には、「国民保養地にふさわしい良質な施設の整備に努めるとともに、適正な料金で利用できるよう十分配慮すること。」長期滞在型ですから、今まで別荘をつくるのか高い料金を払わなければならぬようなゴルフ場をつくるのか、そういうことだけでは別荘地になってしまうわけです。しかも長期滞在に耐え得るような施設と料金ということは非常に大切じゃないか、こういうことでこの項目を入れたわけでありませぬ。

冒頭申し上げましたように、こういう問題が基本方針の中でどのように取り組まれているのか、またこれから取り組もうとしているのか、お伺いしたいと思っております。

○奥野国務大臣 附帯決議を通じて御指摘いただきました点は、事務当局の方でも常に留意してまいってきているように思っています。

ように、用意していくように、特に重点整備地区についてはその配慮をすべきだという指導をしてまいってきているように思っています。そういうこともございまして、三重県、宮崎県では、基本構想の承認が受けられますと、重点整備地区につきましても監視区域の設定をしたい、こう考えているように思っています。

二番目の自然環境の保全の問題につきましても、基本方針の中にそういうことを示しておられるわけに思っていますし、同時に法案の中にも書かれているようにございまして、基本構想の承認に当たりましては環境庁と協議をするということに思っています。同時にまた国立公園や国立公園の特別保護地区については重点地区を設けてはならない、このような指導もしているように思っています。これも大事なことでございまして、自然環境の保全と開発が矛盾しないように努力をしていくように思っています。

三番目の、単に長期滞在型で別荘やマンションばかりの高級なものでは困るよという御指摘、これはもちろん当然なことでもございまして、パラエティーのある料金という考え方で指導しているように思っています。やはり多くの方々がそこを利用していただくことが一番大事なことでございまして、いわゆる大衆的な料金設定も当然ながら必要ではないか、そういう注意もいたしているように思っています。

○中村(茂)委員 特に地価対策の問題で、私、先ほど規制区域ということを言いました。あの国土計画法ができる時には、こういう開発するところについて網をかぶせて地価の高騰を防いで立派な開発をしていく、こういう精神で規制区域というものはできたんだ、こういうふうには私は記憶しております。ですから、場所によっては規制区域も必要ではないかというふうに思うことが一点、しかし監視区域でやっていく、こういうことなら先ほど、言葉じりつかまえて申しわけありませんけれども、監視区域をするようだと、ようだとという言葉ですけれども、ようではなくて必ずやって

いくことを基本にするぐらいな考え方で対処していただきたい。特に重点整備区域、これは全体的な中で重点整備区域を置いてやっていくわけですから、その重点整備区域ぐらゐは基本的に監視区域を設定してやっていくんだ、こういう姿勢でやっていただきたいと思っておりますが、その点いかがですか。

○奥野国務大臣 地価の高騰には十分配慮するということの意味合いで指導しているわけに思っています。今一番進んでいるのは三地域でございます。そのうちの三重県と宮崎県につきましては、基本構想の承認と同時に監視区域の指定をするということに思っています。福島県の方は、今のところ地価高騰のおそれがないという判断をしているようにございまして、しばらく見守りたいという考え方に立っているように思っています。三地域それぞれの方々がございまして、ようだとという表現を用いたわけに思っていますけれども、具体的にはそういうことになっております。

いづれにいたしましても、地価が高騰を示すようなことになりますと、当然もつと強い指導を福島県についてもすることになるだろうと思っております。

○中村(茂)委員 それから二点目に私は重要だということに思っています。基本方針を決めて、これからそれぞれ計画している県から出されてきたものを基礎調査が行われるわけですね、この基礎調査というのが非常に重要だということに私は思っております。

見ていると、スキー場、ゴルフ場、別荘地、変わった計画を考えようということもありません。しかし、長期滞在型、こういうことを考えてみると、まだ勤労者の皆さんが長期で休暇をとれているというふうな風習もありません。しかし、二十一世紀に向かつての長期滞在型ということを考えてみると、なるほど基本方針の中にはいろいろ案が出たり書いてありますが、それが現実にはそのところへ移っていく、そのものができるといふのは基礎調査というのが非常に重要で、皆さんの考え方をその計画しているところへ持ち込む、向こうの方も受け入れられるものは受け入れて本當の意味の長期滞在型のリゾートをつくり上げる、こういうことですから、少しでも早くやろうとか早く承認しようとか、そういう早くやれやれというのではなくて、ゆっくりと、時間をとっていいからよく話し合せて、将来に向かつて悔いのないような対応をしていただきたいということを強くお願いしたいと思っております。

○奥野国務大臣 御指摘、全く同感でございます。また同時に、莫大な投資がなければ成立しないことでもございまして、一遍にたくさん指定をしますと共倒れになってしまうんじゃないか、こんなことも注意しておられるわけに思っています。十分留意して考えていきたいと思っております。おっしゃるとおり、基礎調査、これは一番大事なことでございます。

○中村(茂)委員 林野庁が来ていますけれども、このリゾートを進める場合に、特に私のいる長野県などについては、国有林いわゆる林野庁の協力を得なければならぬかなかなかできないような地況でありますし、そういう中で、国有林の活用について林野庁からお聞きしたいと思います。

○小林説明員 お答えいたします。国有林野事業におきましては、国有林野の中の自然景観がすぐれた地域や野外スポーツに適した森林空間などを活用いたしまして、人と森の触れ合いの場を整備するヒューマン・グリーン・プランを、地域振興等の観点を踏まえまして推進する

ことといたしております。

御指摘の総合保養地域の整備に当たりましては、良好な自然条件を有し、国土面積の約二割を占めております国有林野の活用が期待されておりますことから、国有林野事業の管理、経営との調整等を図り、国有林野の活用につき適切な配慮を行うことといたしております。総合保養地域に国有林野が含まれます場合には、ただいま申し上げましたヒューマン・グリーン・プランの積極的な活用を図っていかうございます。

○中村(茂)委員 林野庁がそういうふうな積極的に取り上げていくのも、それは大いにやっていたのは結構です。国有林を開放して、例えて言えば第三セクターをつくって恐らくお借りすることになるんじゃないかというふうに思いますけれども、その地域にふさわしいリゾートをつくっていく、こういう中の協力体制というものが非常に必要だということを私は先ほど申し上げたわけです。

ですから、形式的じゃなくて、その面について、特に自然環境の保全ということを含め、それから保安林というようなことを含めなかな調整は難しい面も出てくるんじゃないかというふうに私は思いますけれども、そういう面はそれなりきり解決をして、どういう調整、調和の中で積極的な協力ができるのか。積極的な協力がなければならぬというふうな面も出てくるんじゃないか、こういう面があるわけですから、その点の積極性についてお答えいただきたい、こういうふうに思います。

○小林説明員 ただいま申し上げましたとおり、昭和六十二年二月からヒューマン・グリーン・プランを実施して、野外スポーツや自然景観にすぐれた地域におきまして、積極的に国民に国有林を活用していただくよう努めていくという姿勢であります。

事業の実施に当たりましては、地元自治体、都道府県、市町村等と十分御相談しながら推進していくと考えてございます。

○中村(茂)委員 もう時間がありませんからそれ

以上言いませんが、積極的な対応をお願いしてきます。

次に、三省協定の問題についてお伺いいたしますが、三省協定といってもこれはなかなか面倒な内容で、わずかな時間でも倒れても面倒ですけれども、私は、三省協定というただ協定でなくて、三省協定資金というふうにつけていただくわけです。協定のところに資金をつけているところに非常に私的の質問の意味がありまして、その点を頭の中に入れてお答えいただきたい、こういうふうに思います。

私が申し上げるまでもなく、三省協定は、建設省、農水省、運輸省の三省の事務次官によって、公共事業の設計労務単価を決定する、その決定された単価を三省所管の直轄事業、補助事業等の公共事業工事を設計する際の見積りにする、こういうものではないかというふうに思っています。

そこで質問したいというふうに思っています。この見直しについてお願いしたい。その理由は、今までは年に二回、これを決定する際の調査をしてきたわけですが、六十年から十月一回にして、その調査したものを基礎にして労務単価をつくらせているわけですが、そのでき上がったものが後追いついていられないか、これが一点です。

それから二点目は、調査して得たものを決定の段階で手直ししているというふうに言うのですけれども、積算単価ですから、できたものは公表されません。ですから、調査のものについてはわかりませんが、その間のものが全然わからない。できたものもわからない。これが非常に低いものに抑えられているんじゃないか。

まずこの二点についてお答えいただきたいというふうに思います。

○望月政府委員 公共工事の設計労務単価、いわゆる設計単価でございますが、これは先生お話しのように、現在毎年十月に調査をいたしまして、都道府県別あるいは職種別に平均値を算出している。これを基本にしまして私も、労働省の毎月

勤労統計調査などを参考にいたしました。いわば調査時点から決定時点までの賃金水準の変動を考慮している、こういう格好で決めている次第でございます。

これを今、先生お話しのように、いわゆる後追いつくことになるからと見直したらどうかという御指摘でございますけれども、今申しましたように調査時点から決定時点までの賃金水準の変動というのは私どもなりに考慮して時点修正している、そういう見解に立っているわけでございます。そして、そういう中で可能な限り実勢に近いものになっておる、こういうふうな認識している次第でございます。

それから二点目に、いろいろ調査の過程で低い賃金が採用されていることになりはせぬか、こういう御指摘でございます。端的に言って元請、下請の関係なども含めての御指摘と思っております。この調査は御案内のとおり事業現場数で一万件あるいは労働者数で十五万人、こういう大変膨大な数の人たちが賃金台帳によって実態把握しているわけでございます。その間においては元請、下請の関係等も全部総合的に組み込まれる、こういうふうな理解をいたしておるわけで、お話しのように低きに流れるということとはまずないのじゃないか、こういう認識に立っている次第でございます。

○中村(茂)委員 この調査対象を見ますと、これは六十一年のときのものですけれども、これは①三省等が実施する直轄事業、補助事業等であること。
②六十一年十月一日〜三十一日の間に施工中の工事であること。
③一件当たり原則として五百万円以上の工事であること。

④請負に付されている工事であること。
そこで、この四番目の「請負に付されている工事であること」という中で、元請がどのぐらい調査対象になっているのか、下請がどのぐらい調査対象になっているのか。

調査対象になっているのか。

○望月政府委員 調査の仕方は今先生がおっしゃったようなことを踏まえて賃金台帳によってやっておりますが、元請は大体四三〇程度、したがって下請が五七〇程度、こんな感じになっております。

○中村(茂)委員 残念ですけれども、公共事業も民間の工事もそうですけれども、建設業というのは大体重層下請になっていまして、大きい工事になればなるほど下請、孫請まで実際にはある。労務単価が積算されて工事全体のものができ上がる。それが公表されていないけれども、その工事を受ける元請、そして下請に出していくに従って、実態とすればそこに勤めている労働者の皆さんの賃金は低くなっている。そして、今の調査でも元請が四三〇、下請の方は五七〇、多くの人たちが実際に調査になっている。それを何万人やろうと、全国やるわけですから上がってくる。

実際の状況を六十一年度のもを見ましても、例えて言えば一番上がっているというふうに思われる大工さん、こういう人たちは一〇三・五％ですから、前年より下がっている人もある。塗装と調査では前年より下がっている人もある。塗装とか板金とかサッシとか、こういう人は前年よりも下がっている。ですから、調査の対象が下請へいくほどそういうふうになっている。そして実際の調査もそういうところが出てきている。だから、実勢に合わせて手直しと言われども、その手直しした中身がわからない。したがって、求められて得るものはどうしても低いものになっていってしまうのではないかと、こういう疑念を持つ。そういうふうにはならないのですか、先ほどから言われておりますけれども。

○望月政府委員 個別の数字等についてはちよつと資料を持ち合わせておりませんので御容赦願いたいと思っておりますが、総じて申し上げると、先生のおっしゃった元請よりも下請は必ずといっては何ですが、低くは、低い、こういう前提であるかの御質問と受けとめさせていただきますけれども、私も、私ども実際にデータを見てまいりますと、かなりのものが下請の方がむしろ高いという現実も

出ております。要するに、これは先ほど言ったように賃金台帳によって調べておりますので、個々の雇い主と個々の労働者の間の賃金がどういふかに決められているか、こういったことを十二分に反映しているものと思えますから、下請は低いのだ、こういうふうには私も必ずしも理解いたしておりません。

○中村(茂)委員 それと調査の実態ですけれども、基本給というものがありませんね、それが労働者については請負給というふうになっている人も非常に多い職場なんです。いずれにしても基本給なり請負給を八時間計算にする、それから基準内手当についても八時間労働にして計算する、実物給与についても八時間労働に直す、年間のポータスについても一日八時間労働に直す、そして一日単価が出てくる。ですから一日単価だけ見ると、なるほど先ほど言いましたのについても大工さんは一万二千七百円というふうになっている。

しかし、一万二千七百円という単価で見積もりしてきて、一日一万二千七百円の労働費では、これは非常に低いものです。三十日は働かせんね、どんなに働いても二十五日ですね。そして、この労働費だけでポータスは含みわけでありませぬ。ポータスはこの一万何の中にも含まれているわけです。ですから、一般の勤労者と比較するとどうしても日額単価、日額単価というものはその人の一日勤めての報酬、こういうふうには受け取りませぬから、しかも調査の実態はポータスまで含めたり実物給与まで含めて一万二千七百円という単価の見積もりになっている、こういうことですから、実態と合わせてもこの日額単価というものはどうしても低いというふうには私は判断するわけです。

○望月政府委員 私どもの調査しておるのは、先生が今おっしゃったように、基本給だけではなくて、いわゆる基準内手当あるいは実物給与、ポータス、こういったものもすべていわゆる基本日額に反映させているということですから、いわば生の日額よりも高目に出てくるもの、こう理解しております。

それにもかかわらずなお、今大工さんの例がございましたけれども、実勢よりも低いものじゃないか、こういう御指摘でございますが、これは統計的に十五万人という数を申し上げましたけれども、こういうトータルを見ての中で全体的には適正な水準を確保している、また、それを確保するための一応現在では合理的な調査の仕方ではないか、このように思っております。個別に、あるいは最近言われているような賃金水準が幾らというのと比較いたしますとそういう感覚的な問題もあるうかと思えますけれども、私どもとしては今のような見方をしておりますから、生の日額よりもむしろ高目に出てくる、こういうふうには理解をしておる次第であります。

○中村(茂)委員 私どもが調査をした膨大な資料があるわけですけれども、四つの建設会社が三省協定についてどういふふうにかかっているかということを出して御紹介しておきますと、戸田建設は三省協定について「安い。変えるのは難しいが、業界全体で取り組みたい。」それから西松建設は「実勢の後追い。満足していない。」五洋建設は「あまりに低すぎる。飛鳥建設は「現状より低いが、唯一の基準。無いと困る。」これが私ども調査した内容で、冒頭から申し上げておりますように、調整したという幅が私どもにはわかりませぬから実態調査したそのもの、生ではわかりませぬ、今私、ここに資料があります、しかし、全体から見てもどうしてもそれが低過ぎるといふ感じを受けておりますので、全建総連の皆さんがそういう問題について署名運動を行って国会に請願として出ているわけでありませぬけれども、その中でも、この三省協定について調査の見直しをして改善してもらいたい、自分たちの職人の賃金と一般勤労者の水準がこの三省協定の賃金では非常に低い、もう少し上げてもらいたい、国会に対してこういう請願が出てくることもつけ加えて申し上げておきたいと思えます。いずれにしても、この問題についてはまだ機会を持って対処していきたいと思っておりますので、よろしく願いたいというふうになります。

思います。

次に、広域農道の問題についてお伺いしたいと思えますが、農水省来ていますね。

地元のことで申しわけありませんが、浅間山ろく広域農道というのがあります。これは昭和四十七年に着工が始まっているわけですが、ちょうど十五年。そして、六十二年で全部の計画の五九五%。この地域では、広域農道だから農道ですけれども、今パイパス的な役割を果たすような状況になっております。地元の皆さんはこれを一日も早く完成してもらいたい、こういう強い願いがあるわけですけれども、あと残された金額は約二十三億円。もう三年ぐらいでできないですか。

○森本説明員 先生御指摘のとおり、浅間山ろく広域農道地区は六十二年度までかかって約六〇%でございますから、工期は相当長期化しております。しかも、これも先生御指摘のとおり、その地域における重要な道路だということも認識しております。したがって、六十二年度からNTT資金を別に投入いたしましてその促進を図っているわけでございます。今後とも引き続きその進捗に努めてまいりたいと考えております。

○中村(茂)委員 NTT株どんなに使つてもいいから、早くやつてください。

それから今度、千曲川左岸の広域農道ですけれども、これは相当大幅なものでございますが、説明は省略していただいて、六十三年度から新規で着工していただきたいという強い希望があるわけですけれども、今の取り組み状況はどのような状況でしょうか。

○森本説明員 千曲川左岸地区は、現在、県から事業の内容でございますとか重要性でございますとか、そういうことを聞いている段階でございます。この地区の採択につきましては、今申し上げましたとおりの必要性だとか内容だとかを十分に検討を行つていきたいと考えております。

○中村(茂)委員 私の言っているのは、六十三年度で新規で採択できないか、こういうふうには言っているのです。

じゃ、もう少し違った言い方でお聞きします。この広域農道というのは、私が申し上げるまでもありませんけれども、土地改良長期計画の中で農道を整備していく。反面、建設省と農林省との覚書によって、そういう状況の中で市町村道と区間機能が重複するようなどころについては建設省が受け持つ。だから両方の共管みたいになっているのです。そしてその覚書の中で、この新規の採択については「前年度の十月までに、当該基幹農道の計画線、幅員等全体計画について、建設省と協議するものとする。」だから新たに採用するという場合については前年の十月までに建設省と今申し上げたような協議をしなければならぬ。

今申し上げた千曲川左岸については去年の十月に建設省と協議をされたですか、されないですか。

○森本説明員 協議しております。

○中村(茂)委員 協議しているということになれば、この覚書でいけば、前の年です。六十二年には実施する、筋道としてこういうことになるんじゃないですか。私は金をどのくらいつけるとかどうとか言っているのではないです。難しいことを言っているんじゃないです。金をどのくらいつけるとか、それはまだ予算が通らないから言えないでしょう。これははっきりして、予算がまだ通らないんだから。だけれども、採択するかしないか、なんというかはいろいろ難しいことを言う必要はないし、覚書からいっても十月に協議しているということになればそういう内容じゃないでしょうか。どうなんでしょうか。

○森本説明員 協議しておりますのは、広域農道として県から希望が上がつてくるわけでございますけれども、その全国から上がつてきております広域農道の採択候補地区についてはすべて協議しているわけでございます。

○中村(茂)委員 協議を前の年にするので、きつとなるでしょう。いろいろ言わなくてもう少しはつきりした方がいいですよ、こういうときは。

それと、最後ですけれども、今申し上げたこの

うに指導する、徹底をいたしたい、かように思います。

○西村委員 これは現実には公共事業の建設現場でないと言ひ切れるかというのを私はお尋ねしておるわけですが、もしも仮にあつた場合にはそれをどうするかということ。例えば、先ほど申し上げましたように、いわゆる労務管理の責任を追究して指名停止なども行う用意があるのかどうか、この辺のことについて具体的に答弁をしていただきたい。

○牧野(徹)政府委員 先生のおただしは広く公共事業ということですが、私も例えれば建設省の直轄というふうな受けとめて、代表的な例ですから御返事申し上げたいと思ひますが、ただいま大臣から御答弁申し上げましたように、まずそういうことのないように強力に今後やっていますが、仮に現認された、確かに確認された場合どうかということですがポイントだと思ひます。

その場合につきましては、先生の御主張もわかりますし、私も意のあるところは十分わかるわけですが、ただ、請負業者が外国人の不法就労者を雇つてゐる場合に、どうも勉強いたしますと、請負契約が有効だとか、あるいはこれは一般的にですが、そういう不法就労者を雇用したことのみをもつては罰せられないということのように聞いておりますので、一方においてそういう事情がおりますので、今後どのように対処することが正解であるか、もちろん心構えとしては大臣が御答弁したことがまず第一でございますが、そのようなことも踏まえて今後検討したいと考えております。

○西村委員 労働省、おられますね。いわゆる不法就労絡みの、例えば労働基準法違反、それから職業安定法違反、労働者派遣法違反、こういうものが現実には起こつた時点ではどういふ態度をとられるのですか。

○松原説明員 我が国の労働保護関係法令は、外国人であろうと日本人であろうと、我が国内で労働する場合にほゞ適用されるということでは

ございますので、そういうことで、法令違反につきましては私も厳正に対処してまいつておるところでございます。

○西村委員 その場合、いわゆる雇用主に對しての措置といひますか、対応といふのはどうされておりますか。

○松原説明員 労働基準法違反、あるいは最低賃金法、労働安全衛生法等の法違反がございますれば、必要に応じて最終的には検察庁に送検する等の手続をとつておるところでございます。

○西村委員 建設省、お聞きのとおりでございます。労働省側は、それなりに法律違反ということも明瞭になれば適正に処置していくということでございます。私も、外国人の就労を禁止しておるといふこの時点からかんがみましても、今後はいわゆる雇用主の方のそういった対応もより厳正にやつていただくことをお願いいたしたいわけでございます。

そこで、これは具体的な方法なんですが、建設現場での外国人の就労チェックの方法論としていろいろあるわけですが、アジアの国々の外国人は一見して顔の形あるいは体つき、これだけでは日本人と非常に識別がしにくいのであります。そのために、例えば大手建設会社の場合は、工事現場ごとに毎朝入場者の安全教育の時間を設けて、点呼や注意事項の徹底を行い、その後、安全教育受講確認という本人のサインを求め、ことにして日本語による氏名サインができないため、外国人であるということがすくなく確認できるわけでありまして、そのまゝ作業現場から退去させておられるというのが実情であります。

しかし、このようないふ方法をとつて建設現場といふものは大手建設会社のごく一部だけでございまして、あとはほとんど野放しだといふのであります。せめて建設省の直轄の公共事業の現場だけでもこれを実施させるように指導してはいかうございましょうか、見解を承りたいと思ひます。

○牧野(徹)政府委員 先ほどお答えいたしましたように、私もそういうことのないようにしたいと思つておりますが、ただ、今ここで全部、ただいま先生から御指摘ありました、就労者に対し日本語のサインを求めるといふことを確約するところまでの自信は残念ながらございませんが、そういう精神で確実に不法就労のないようにしてまいりたいとお答えにしたいと思います。

それから、先ほど私のお答えに對しまして労働省側の見解を聞かれて、そういう線でございます。お聞きしましたが、私どもの方も、労働基準法違反とかいろいろな違反ということになれば、これは業者が業務に關し不誠実な行為をしたという条項もございまして、そういう条項の発動は当然可能だと思つております。

○西村委員 いわゆる、外国人の就労チェックのために、建設省として単に今の指導だけではなしに、通達を出す御用意はございますか。

○望月政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、私も、とにかくあらゆる機会を通じて本間に業界団体の場で厳しく指導を申し上げております。通達という格好にいたしても、やはり業界団体を通じてという格好にはなるわけでございます。当面は、先ほど申し上げましたが、労働省を通じてお見まわす方が本当にしっかりと守られるということを見まわす必要とあらば、その辺のことも考えさせていただきますと思ひます。

○西村委員 いわゆる、外国人労働者の問題、これはいろいろと見解が今分かれようといつたところがございます。必ずしも反対論だけではございません。一部には賛成論もございまして、自然、経済大国としてその責任を果たす意味でも労働者を受け入れるべきだ、こういう議論もございまして、しかし、この論議は建前論でございます。この裏にはいわゆる低賃金の労働力、これがほしい、こういう願望があることも事実でございますし、またその需要があることも起因をい

たしておるところでございます。

しかし、この問題は建前論や企業の論理だけでは考えられない、根の深い問題である。その理由は、一つにはやはり低賃金労働力の供給源として期待をされておられますけれども、いわゆる汚い仕事あるいは危険な仕事、ハードな仕事、こういう日本人の嫌がる仕事を低いコストで充足しようという、この発想そのものが極めていびつだ、時代錯誤も甚しい、こういうことでありまして、結果的にはこの問題は、日本人の雇用機会を減らすことにもなりますし、労働賃金の低下、そういうことにもつながるおそれが非常に強いということでありまして、また、西ドイツやフランスなどのように、諸外国におきましても、かつて高度経済成長の時期には非常に大量の外国人労働者を雇入れたのです。しかし、その後の経過を見ておきますと、景気が悪くなるにつれて採用ストップを制限をしたり、場合によっては、掃蕩するときに大変なお金を使ってまで帰つてもらわなければならぬという、結果論としては社会的なコストが非常に高くなる、こういう問題が生じます。加えて、いわゆる外国人がその国に住みつく場合には必ず人権問題というものが発生する、こういうことでありまして、余りにも弊害が多い。我々

は、この諸外国の例を教訓として、この誤りを繰り返さないことが非常に大事ではないか、かように思つております。

そこでお聞きをするのでありますが、この問題、結局建設業における不法就労の原因、これは需要があるからということなんでしょうが、建設省としてこの辺の見解をどう考えておられるのですか。建設業界だけがなぜこんなに多いのか、この根本原因はどこにあるとお考えですか。

○望月政府委員 先ほど法務省の方から御答弁ありましたように、この二、三年非常にふえているということでございますが、これはある意味では公共事業を初めとする我が国の建設投資が増大局面に入った、それと相通ずる時期でもある、こ

いうことが一つ言えようかと思いますが、基本的には、やはり建設業というのが言語不自由であつても、あるいはまた非常に安易に入りやすいという体質を持っていることも否めない、こんなふうには実は考えておる次第でございます。

そういう実情は実情として、私も、とにかく建設業という職場に現在日本国内の本場に優秀な若年労働者がなかなか参入してまいらないという昨今の情勢等を考えますと、建設業界自体の体質をどうとん向上していかなければいかぬということを非常に重要な課題として受けとめております。そういった中で、今先生おっしゃったこと、全く私も基本的認識を同じくするものでございまして、安易にそういった外国人不法労働者を入れたらというところについては極めて厳正、慎重でなければならぬ、こういう構えを一層強くしてまいりたい、こう考えておる次第でございます。

○西村委員 この原因が、建設業界における若年の労働力あるいは技能労働者の不足ということが端的に述べられておりますし、また、なぜ来ないかということにつきましては、やはり低賃金がある、あるいは労働の質がヘッドである、さらには、長時間の労働を強いられる、福祉厚生面が非常に不備だ、将来展望がない、こういったことが原因になっておるのであります。今後我が国といたしましては、経済大国にふさわしい社会資本の整備、これが今非常に立ちおかれておるといふことで、迫られております。また、四全総に基づいて、ゆる新しい町づくりも課題でございまして、建設産業の各方面にわたる充実強化ということが強く要請をされてくる。

こういう状況の中で、この若年労働力あるいは技能労働者の不足について建設省はどのように認識をされ、業界を指導し、さらに対応をされようとしておるのか。例えば賃金の適正化の問題でありますとか、日曜祝日の全休でありますとか、労働時間の短縮、健康、社会保険の充実等々、余りにも問題が多いのでありますが、今後の対処する構えを聞かせていただきたいと思ひます。

○望月政府委員 もう改めて申し上げるまでもないと思ひますが、建設業というのは我が国の最も基幹的産業の部分である、しかも社会資本整備、住宅等を整備する上で非常に重要な役割を果たしておる、こういった大変大きな役割を持つておるにしましては、お話しのように最近若年労働者が魅力を感じないということが、私も非常に重視しておる点でございます。

そういった中で、これは単に安易に労働者を確保すればいいということではなくて、本当に質の高い労働者が入つていただけのように、基本的には建設業の体質そのものを改善向上しなければならぬというふうにご考えておる次第でございます。現在も中央建設業審議会におきまして建設業の構造改善策について諮問をいたしておる。大体六月ぐらいには御答申いただけるのではないかと期待しておりますけれども、私も私としては、そういった構造的な面をしっかりと固めながら対応策を充実してまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○西村委員 今後の二十一世紀を展望するときに、建設業界の担う役割というものは非常に大きいわけでございます。この問題は非常に奥行きも深く、間口が広いものですから、また改めてこの問題についてはお尋ねをしたいと思います。当面、いわゆる外国企業の参入問題、特に日米の公共事業への参入問題が焦点的になっております。

目下交渉中でございますし、小沢官房副長官もおいでになるようでございますから、交渉の方法だとかあるいは内容等については、微妙な時期でありますのできょうは具体的ににお尋ねをすることとは避けさせていただきますが、新聞報道によりまして、あれは二月ごろでございまして、日米政府間協議の事務協議で日本側はアメリカに対しまして、建設工事は七億円で、コンサルタント業務は二千五百万円以上の契約を開放の対象とするということが報道されております。ただ、この工事七億円以上の中には相当分の労務費が含まれて

おる、こう思うのでありますが、この場合の労働力というのは日本の国内の労働市場から調達するのかがどうか。国内で調達する場合には、当然ながら、これは外国に對しましては十分理解がいくような説明が必要であると思ひるのであります。一体どうなつておるのでしようか。

○望月政府委員 建設業に限らず、いわゆる単純労働者の入国問題については日本は厳しく規制しておるといふことは十分に明らかでございます。いまして、今のお話の外国企業の参入という事態が現実起こつた場合、そういう時期を迎えた場合におきましても、私も、この基本線はいささかも変わるものではない、こんなふうにご考えております。

参考までに、今先生から、七億円以上の工事は労務費がかなりあるだろうと。全くそうだと思ひます。ただ、私も現在、このプロジェクトそれぞれについて労務費の部分を実は精査いたしておりますが、大体公共事業、あの種の事業では二割ぐらいを労務費が占めておる、こういったことでは日本の労働者によって対応していただくべきもの、こういうふうにご考えておる次第でございます。

○西村委員 今後、国際化につれて外国企業の参入問題、アメリカに限らず広く世界の国々におたつてくるわけでございますが、今の局長の御答弁のように、基本原則はひとつきちつと守つていくように当面はしていただきたいということをお願いいたしておきます。

ことしの一月二十八日の衆議院の本会議で我が党の塚本委員長が質問をいたしました。その中で、「関西国際空港の建設工事を一部をアメリカが請け負つたとして、まさか日本政府が禁止している外国人一般労働者を特別に使わせるといふことは決してない」といふことをこの場で内外に宣言しておく必要がありはしないか。それはまた、アジアのどこかの国がアメリカの下請工事を請け負つたときも同様」といふ質問をいたしました。こ

れに對して竹下総理の答弁は、「我が国において、いわゆる単純労働に従事することを目的とする外国人労働者の入国につきましては、これを認めないのが政府の現在の方針でございます。御指摘のように、外国企業が請け負つたといつたしましても、その例外ではございません。」この明確に答弁をなされておるわけでございますので、ぜひこのことも肝に銘じて対処していただくようお願いをいたします。

それから、外国人労働者の日本に來る資格についてのいろいろなあれがあるわけでございますけれども、いわゆる単純労働者、こう言われる人まで例えば社員あるいは技師というような名目で入国申請をしてきたときには、一体どのように対応していかうとするのか。日本の建設業界の一部では、現場作業員あるいは労働従事者というのですか、こういった人のことを技能労働者と呼ぶケースも聞かれます。この呼び方は国々によって異なるのでありますが、いわゆる単純労働者の範疇も法解釈上非常に問題があると考えております。技術者、技能者と呼ばれる人々を入国させる場合でも、その範囲をどこまで拡大するのか。

今、いわゆる中間技術者の範疇をどう定めるのかということも一つの問題点でございますが、単純労働者との明確な区別をつけなければならぬにこれがふえていく、こういうおそれが非常に強いわけでありまして、日本の業界の一部で、今申し上げましたように技能労働者と呼ぶ人は場合によつてはイコール単純労働者、こういうこともあり得るわけでございます。この辺のことをきちつとしておかないと後々いろいろ問題が出てくる。そこで建設省としては、法務省や労働省とも協議をして、明確な定義を出しておかないと今後問題が残ると思ひますが、この点についてのお考えを聞かせていただきたい。

○望月政府委員 先生御指摘のとおり、私もまことに気にしているところでございます。現在、単純労働者というのは、たしか、労働省、法務省の御見解等によりまして、日本の労働者によって代

替可能な、要するに単純なもの、こういうふうになつていかと思ひますが、そういう意味では、我々が今話題に議論しているような労働者は、今後ともほとんど単純労働者の範疇に入るのじやないかと思つております。

そうはいいまでも、いわゆる中間労働者問題というものは今後議論の過程で出てくることも先生御指摘のとおりと考へますので、私も、今後とも労働省、法務省ともよく連携をとりながら研究をさせていただきたいと思つております。

○西村委員 大臣にお尋ねいたしますが、先ほども答弁がありましたように、法務省は外国人労働者入国問題検討委員会というものを既に設置して検討を開始しております。それから、労働省も外国人労働者問題研究会を発足させております。建設省のスタンスがまだ十分明らかではないわけでございますけれども、先ほど私が申し上げましたように、この問題は、単に単純労働者の不足、それにまたがる一過性のものだという認識ではございません。将来にまたがる建設業界としてのゆゆしき問題でありますだけに、いわば政府、内閣一体としての受けとめ方をしなければならぬ課題だと思つております。総合的な検討機関の設置を閣議で提唱して、この問題についてきちっとした対応をするお考えがおりますか、ございませんか。

○越智国務大臣 先ほど申し上げましたように、建設省としては不法入国の労働者を使わない、こういう前提であります。そのためには、できるだけ工事の平準化を図つてまいりたい、そして日本国内の労働者で進めてまいりたい、かように思ひます。

この質疑応答の中にも、あいまいな点がたくさんあります。今の技能者のお話、技能者といひましても技能者の判定というものは非常に難しい。でございますから、そういうことも含めて、とにかくいずれにしても不法入国者は使用しない、このことを建設省としては徹底していききたい、かように思ひます。

でございますから、先ほどいろいろ御説がございましたが、そういうことを含めまして使わない、使用しない。閣議でも何回も決定しておるわけでございますから、政府の全体の方針が変わつた場合はまた別でございますけれども、ただいまのところはそういうあいまいな解釈とかそういうことをやっておることに間違いがある、かように思ひますので、この点は、検討委員会とかなんとかといたうよりも、使わないことを徹底してまいりたい、かように思つております。

○西村委員 この問題は、現行の法制下にありましては、単に建設省や業界だけで勝手に独自の対応をすることは非常に難しいわけでありまして、だからといって、法務省や労働省、他省庁にゆだねるようなことではなしに、やはり建設省が一番大きな影響を受けるわけですから、前向きに勇気を持って議論をしていただき、一定の方針を明確にさせていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○中村委員長 中島武敏君。
○中島(武)委員 建設大臣は所信表明で、「豊かで潤いのある河川の整備を積極的に進める」、こつう言つておられます。

まず伺いたいのは、全国的にはたくさん水の電力所が水利権の更新期を迎えているわけでありまふけれども、現在、更新の審査中のところは何かありまふでしょうか。
○萩原政府委員 お答えをいたします。現在、更新期を迎えておりました審査にかかわつております発電用水利用は、百九十三件ほどあるかと思ひます。

○中島(武)委員 今答弁ありましたように、二百件近い更新期を迎えているところがあるわけでありまふ。私は、その一つの典型として大井川の問題を取り上げたいと思ひます。

大井川水系の中部電力の水利権の更新期に際して、地元の本川根、中川根、川根町の三町が、大井川に水を返せと一致して建設省と中部電力に要求をしております。マスコミも非常に大きく取り上

げて、今全国的に非常に大きな注目を浴びておるところであります。

(委員長退席、野島田委員長代理着席)

大井川の豊かな清流が奥泉ダムから川口、赤松発電所まで、主な支流の寸又川、笹間川の水をも含めて中部電力によって根こそぎ取り込まれていくといつてよい状況になっております。その水は結局どうなるかといふと、本川とは別に導水管によつて六つの発電所に次々と送られる、そして赤松発電所の下流で本川に放流される、こつうなつておるわけでありまふ。

その結果、奥泉ダムから赤松の放水口までの間、大井川の水量は激減して、特に塩郷ダムから下流二十二キロの間は事実上川とは言えない状態、つまり、支流からわずかな水が流入して、水たまりがあるいはとぎれ、あるいは細々と続くこつうな状況であります。塩郷ダムから五キロ下流ぐらゐまでは一滴の水もない状況でありまして、共産党の調査団もただただ驚くばかりであつたわけでありまふ。これは共産党で発行している「グラフこん

には」といふ写真雑誌にたまたま載つておるのですが、実に一滴の水もない河原砂漠、こつうな状況になっておられます。

しかも、塩郷堰堤の構造は、中川根町の昭和三十三年一月一日の広報「中川根」によりますと、河床の岩盤に久能脇発電所からの導水管が直接設置され、そしてその上に堰堤及び橋が建設されるといふ構造になつておる。このため、伏流水もこの塩郷堰堤でせきとめられておると地元では言つておるわけでありまふ。こつうな結果、大井川中流域の三町の主張によりますと、魚類は激減をしておる。アユその他の魚はもちろん川を上らない。それから、この地域の特産でありますあの著名な川根茶の栽培にも川霧が立たないためにいろいろと悪影響が生じておる。さらにまた、川根町の町営水道が枯渇して飲料水の確保の上でも非常に重大な問題が生まれておるわけでありまふ。このほか、塩郷ダム上流での堆砂問題あるいは水害問題あるいは中流域全体としての景観問題、いろいろな問題

があつて非常に深刻な問題になつてきておるわけでありまふ。

そこでお伺いしたいのですけれども、大井川中流域、特に塩郷ダム下流のこつうした現状は、流水の正常な機能の維持をうたつた河川法の第一条、そしてまた第二条の「河川は、公共用物であつて、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行なわれなければならない。」こつうな規定に照らして大問題だと思つておる。極めて重大な問題が発生してきておる。直ちに是正されなければならぬと思ひます。具体的には、是正されなければならぬと思ひます。思つておる。基本的な考え方についてお伺いしたいと思います。

○萩原政府委員 お答えをいたします。発電水利そのものが公益性のある事業でございます。ある時期動力源として大変重要であつたこつうな判断もございまして、歴史的に見ますと、こつうな形で維持流量をなくするは大変減らして運転されておるものが、大井川に限らず全国に多く見られます。

私も河川管理者といたしましては、河川の環境維持も最近特にその重要性を高めてきておる。ですので、これらの水利権につきましましては、更新の時期に当たりましてできるだけ適正な放流ができるように、こつうな時期をつかまえて発電事業者を指導してきておると思ひます。

○中島(武)委員 この大井川の清流を取り戻して川をよみがえらせる、あるいはまたそのこつうな景観を取り戻すといふだけじゃなくお茶の栽培にも非常によい影響を与える、あるいはまた飲料水も保障するこつうなことは、喫緊の重要事、非常に差し迫つた重要な問題だと思つておる。

建設省が私に提出しました「大井川中流域検討会の検討結果について」といふこつうな銘打つた文書によりますと、「流水の正常な機能を維持するため」といふこつうな、「景観及び動植物の保護の観点から、概ね次の放流量が必要である」としまし

て、塩郷ダムについてはおおむね三立米パーセコ
ンド程度というふうにしておるわけでありませう。
たつた三トンでよいかどうか、私はだめだと思
うのですけれども、何で三トンというふうにして
おられるのか、その根拠を伺いたいと思つてお
ります。
○萩原政府委員 お答えをいたします。

塩郷ダムの維持放流量と申しますか、三トンの
件につきましては、ただいま先生がおっしゃいま
したように大井川中流域検討会を設けて検討し
てまいりました。これには学識経験者、私どもの建
設省の出先、静岡県当局、それから地元の方、そ
れと発電主体でございます中部電力までが入った委
員会でございます。この委員会におきまして御
指摘のような景観の保持その他、維持流量として
備えるべき要件について種々検討を行ひまして、
三トンというふうな結論を出したと聞いておりま
す。

(野呂田委員長代理退席、委員長着席)
○中島(武)委員 共産党の調査団が中川根の町役
場の責任者に会つていろいろとお話をしました。
そうしますと、三トンというお話にならない
と非常に怒つておられるのです。と申しますのは、
要求としては、もともと大井川と申しますのは
越すに越されぬ大井川なんです。その水流の豊富
な大井川をもとへ戻せ、よみがえらせよというの
が切実な要求なわけですね。

それで、県の方が塩郷ダムの下流の河原に幅三
十メートルの河道を新たに掘ろうとして、町当局
から拒絶されたのです。これは私も当然だと思
うのです。と申しますのは、塩郷ダムの川幅は約二
三百メートルぐらゐりましようか。ところが、
その下流の方はぐつと広くなりましてほぼ九百
メートルぐらゐるのです。その九百メートルも
あるところに幅三十メートルの河道を掘つて三ト
ンの水を流して、これで正常な流量です、こうい
うふうに言つても、これは地元の方々はああそ
うでございますかと言ふ人はなかなかないのです
ね。それで三トンという話が出てくるのですけ
れども、三トンじゃどうにもならない。本気で川を

生き返らせようと願う人であれば、だれでもこれ
で結構だと答えるわけにはいかないと思つて
す。しかもさつき申し上げたような塩郷ダムの構
造ですから、伏流水がここで遮断されてしまつて
いる。そのために、仮に三トンの水を流したから
といってさきで川になるものやら、伏流水は遮断さ
れて、ないわけですから、地下に潜つてしまつた
のやら、これもわからないという状況なんです。
それで、町役場の方々も大変怒つておられるので
すけれども、昭和五十六年三月、当時の建設大臣、現
在静岡県知事をやっておられる斎藤滋史さん
が、河川審議会に今後の河川環境管理について諮
問をしたことがあります。それについて五十六年
十二月に「河川環境管理のあり方について」とい
う答申があつたのです。これを見ますと、これは
都市化の中の河川環境管理とそのあり方というこ
とを念頭に置いたものかもしれませんけれども、し
かし大井川は別ですというのではないと思つて
います。

これを見ますと、「本件は、極めて重要な国民的
課題である」、そういう観点が示されて、「河
川環境管理の理念」の項では「河川管理には治水、
利水及び河川環境の三つの面がある。」という
ふうにして、川の存在というものと人間の日常
生活との深いかかわりがうたわれておるわけであ
ります。大井川の問題の解決もこの点が非常に重
要な点だと私は思つておるのです。

それで伺いたいのですけれども、現在大井川ダ
ムの上流に長島ダムをつくつておる最中でありま
す。この計画によりまして、「下流の既得用水の補
給等流水の正常な機能の維持と増進」、また下流
四市十二町の水道水の確保その他を目的として、
水質保全の観点から国鉄橋地点の維持流量十一
トンというふうにしておると思つておるのですけ
れども、間違いないと思つておるのですか。

○萩原政府委員 お答えを申し上げます。
私も一級河川、特に大きい川につきましては
水系ごとに工事実施基本計画というものをそもそ
も持つておりました。大井川につきましてもその

ようなものを持つておるわけでございます。
その中で、先生御指摘のように、流水の正常な
機能を維持するために必要な流量として、国鉄東
海道本線鉄橋地点において十一トン確保できれば
それが望ましいということを書いてございませう。
これは、おっしゃいました長島ダム等の開発によ
りまして、順次この流量が確保できるようにとい
う頭で書いておるものでございます。

○中島(武)委員 今局長が言われたように、維持
流量十一トン、こうなつておるわけですね。だと
すれば、この十一トンと、それからすぐその上流
にありまして中部電力の川口発電所の水利権のこと
はちよつと一時おいておいて、他の水利権の流量
は幾らあるかという、これは建設省から既に資
料をいただいておりますが、非かんがい期の合計
で十七・二八五トンなんです。ですから、十一トン
と合わせると二十八・二八五トンの流量がその川
口発電所がなければ塩郷ダムから流れてこなければ
ならない水になるわけですね。

塩郷ダムから赤松の放水口までの間に、これは
静岡県の土木事務所の大井川の水系地図で調べた
んですけれども、十五本の支川があるのです。笹
間ダムがないもの、そしてそこに川が流れてい
るものと考へて、非かんがい期にこれらの十五の支
川から一体幾らの水が流れ込むか、多目に見ても
局長これはせいぜい三トン程度ではないかと思
うのです。そんなものじゃないかと。この見方も
かなり多目だと思つておるのです。それでその程度だ
ということになりますと、その三トン程度が本川に
流れ込んでおる、そうすると、その分を差し引き
ますと二十五・二八五トンが塩郷ダムからの流量
とならなければならぬ、こういうふうになるの
です。これはお認めになると思つておるのです、どう
ですか。

○萩原政府委員 お答えをいたします。
先ほど申し上げました工事実施基本計画なるも
のは、河川法が昭和四十年に改正されて、そ
のような計画をつくるのが義務づけられてしま
つて以後決めたわけでございます。その時点では、既

にいろいろな水利使用が現に行われていたわけ
でございます。川の自然の状況もよきにつけあ
しきにつけ大変変わつておつたわけでございます。
そういう現状を全部見詰めて、先ほど申しま
した東海道本線から鉄橋の下流まで何トン要
るかという結果が十一トンということございま
すので、そういう前提条件に既にいろいろな水利使
用がなされておるということを決めた十一トンで
ございませう。途中で引かれておるものと合
せましたものが自然の状態ですと自然に流れてくる
ということにはならないんだらうと私も思つて
おります。それぞれの条件を踏まえながらそれぞ
れ必要な数字を決めておらうかと思つておる
のです。

○中島(武)委員 局長、それは物の言い方です。
私の言つておるのは理屈なんです。別に理屈を局
長否定してはいるわけではない、今の話は。
それで問題は、塩郷ダムからの放流量、これを
三トンなどという計算は何で出てくるかとい
うと、私は率直なことを言つただけでも、あくま
で中部電力の水利権、より正確に言うと導水管で
発電所から発電所を結ぶこの形式の取水を最優先
して考へているから私はこうなるのだと思つて
おるのです。

昭和四十年以前からだ、こういうふうには局長言
われる。それは確かに四十年以前のいろいろな
な状況があつたわけですね。あつたわけですね
も、ここでやられておることというのは、川の上
流をせきとめてダムをつくつて、導水管に移して、
それでそれを六つの発電所へつと送つていくわ
けですよ。こういうやり方なんです。私は、この
取水の方法、発電用水の使い方、これが非常に問
題じゃないかというふうにおもつておる。何しろ、
導水管で本川に水を一滴も戻さないで取水する。
奥泉ダムから川口発電所まで数十キロありましょ
う。五十キロぐらゐりましようか、その間全部
川へ水を戻さないのですから、ずっとあの導水管
の中を流れておるんです。このために、大井川
中流域の二万人の人口を持つ三町の産業と生活が
非常に脅かされるという状況になつておるの

で、非常に脅かされるという状況になつておるの
です。

す。確かに中部電力は水利権を持っていて、しかも、あの水利権というのは水の利用権なんです。所有権じゃないんです。事実上所有してしまっている、ずっと数十キロにわたって。川はからからだ。こんな例は一体ほかにあるのかということなんです。

○秋原政府委員 発電事業そのものは、改めて申し上げるまでもないわけですが、これは公益事業であるわけですが、発電なるものが大変人口に膾炙しておるわけですが、いろいろな時代を反映いたしまして、公益上の判断のほかりがいろいろ違った時代があらうかと思えます。そういうことの結果といたしまして大井川のようなケースができておるわけですが、全国的に見ましても、やはり当時つくりましたダムは全量水を取水いたしまして本川に流さなかつたというケースが全国的に見ましても多々ございまして。ただ、それは今この時代の目で私ども河川管理者として見直しまして決して好ましいことではございませんで、いろいろ必要な維持流量を少しも流すような努力を今始めているところでございます。

○越智国務大臣 事実関係は今局長の方から御答弁を申し上げましたが、水利権、所有権の問題、いろいろございまして、水利権というのは非常に厳密なものであります。なかなか水利権を変えようというのは大変なことでございます。この私が、確かに所信表明のときに潤いのある河川の管理ということをお願いした。基本はそのとおりであります。しかし、今の大井川の話をお聞きしてみますと、ずっと以前からその水利権がきちっとしておる、これを変えようというところは、できるだけその努力はいたしますけれども、それを無視することは私にはできません、かように思います。

また、飲料水の話がございましたけれども、本間に飲料水がどうにもならないという事態に、電力会社にお願いをすれば、それを放流しないということはあり得ないと私は確信をいたしております。生活用水、特に飲料水が枯渇してしまうとどう

もならないというときに、それを放流してくれないというところはあり得ない。今後とも、そういうことがありましたら、電力の方にもお願いをいたします。

いろいろお話がございましたけれども、漁業の問題その他ございましたが、そのダムをつくるときに、地域の方々、また漁業その他、皆話し合いをして進んでおる。今も検討委員会で検討しておるようでございますが、これも各界の人が入ってやっておりますので、その線に沿って努力をしていきたい、こう思います。

ただ、全部変えてしまえというようなお言葉、私は決して電力会社の味方ではございませんけれども、電力会社が皆悪いというようなことには私はちよつと受けとめていない。ずっと歴史がございまして、その歴史に従って進めていきたい、かように思います。

○中島(武)委員 大臣、率直に言つてちよつと甘いのです。中部電力のこれらの発電所とダム、これはつくつたときは県が所管したのです。そのときの命令書がここにあります。三十一号から成っている。その中の二十五号には、「次の場合には静岡県知事は許可の一部もしくは全部を取消し、又は工事の変更中止を命ずることがある。一、公益上必要があると認めるとき。二、河川の状況の変更その他許可の後に起つた事実によつて必要があると認めるとき。」こういう命令書があるのです。それで、現在の河川法の七十五号第二項三号、五号、ここに同様なことが書かれているのです。私は、中部電力を全部敵にするとか何とか、そんな考え方を持っているのじゃないのです。しかし、こういういろいろな沿川町民、住民の生活がかかっている問題でありますから、この問題について、やはりもつとそれらの住民の人たちの意見もよく聞く必要があるんじゃないかというところを申し上げたいわけなんです。

それで、ちよつと端的な話をしますと、赤松発電所の件は別におくとして、川口発電所、ここには十七・二八五トンの流量による発電をやればば

いのです。あるいは、塩郷ダムの堰堤だけは取り壊しても、中電の取水口、発電所の取水口を別に作るというやり方でもできるのです。そんなことをと、こつとこつとやるかもしれないけれども、実は自民党の県議の方ですけれども、この大井川がこうなつたことによつてどんな被害を及ぼされているかというのを切々と述べて、そうしてこの塩郷ダムを取つたことを切々と述べて、そうしてそれで、この川口発電所がなくなつても中部電力は〇・五三%の被害にすぎない、こつと側の受忍限度と中電側の受忍限度を考えたらどうなるというところを言つて、切実に求めていらつしやる。

私は、やはりそういうふうにしなればならないんじゃないかということを重ねて大臣に申し上げたいのです。

○越智国務大臣 私が甘いのではないかということでございますが、私は甘くも辛くもない、中庸であります。公平な立場で申し上げておる次第であります。

いずれにしても、先生が地域住民の方々と、こういう話でございますが、地域住民の方々はその市町村によくお話しして、各市町村また県、そして県もこちらに御相談があるでしょうから、そういう問題をとらえて進めていただきたい、こう思う次第であります。いきなり私の方から中電にダムをぶち壊せというようなことはなかなか言えるものでございませんで、それはやはり地域の方々、すなわち市町村あるいは県、それから十分御議論をいただいて、私の方としてはできる限りの措置をしたい、かように思う次第であります。

○中島(武)委員 私は、この川をよみがえらせる、川を守るというのは、これはもう建設省しか行政の側にはどこにもないのです。何も中部電力を敵視せよというところを言っているのじゃないのです。川を本当に守るのは建設大臣並びに建設省しかいない、この自覚に立つて、ぜひひとつ大井川をよみがえらせ、流域の生活と産業が大いに発展をしますように重ねて要望しまして、時間の関係もありますので、次の問題に移らせてもらいたい

と思つて、建設業者にかかわる問題についてお尋ねしたいと思つております。実は、建設市場の国際的な市場開放問題とかあるいは外国人労働者問題あるいは官公需の単価問題など、ぜひ聞きたい問題が随分あるのですけれども、ちよつと時間の関係もありまますものですか、その問題は別の機会に譲らせてもらつて、きょうは、初めに建設法の改正にかかわる問題で二、三お尋ねしたいと思つております。

まず一つは、特定建設業者が監理技術者を配置しなければならぬ下請契約の請負代金、現行は二千万円ですけれども、これは幾らに引き上げる予定でありますか。三千万円というふうな話も聞いているのですけれども、いかがでございますか。

○望月政府委員 現行では、ただいま先生おっしゃつたように、二千万円以上ということに相なつておるわけですが、実はこの金額といたしましては、御承知のとおり、特定建設業者の許可を必要とする下請代金の額とも定められておるわけでございます。いまして、これを全面的に見直すということは現在考えておりません。

ただ、一部の業種におきまして、下請への依存度が増大する傾向にあることも事実でございます。私どもとしましては、こつとつた実情を踏まえて、現在、その見直しも含めて検討中でございます。

○中島(武)委員 もう一つ重ねてお伺いします。監理技術者を工事現場ごとに専任で置かなければならぬものとされている工事は、現行では建築一式の場合には九百万円以上、その他の工事は三百万円以上とされておられますけれども、これをどこまで引き上げようとお気持ちはありますか。これも三千万円とかいう話も聞いているのですけれども、いかがでございますか。

○望月政府委員 御指摘の件につきましては、昨年一月十三日に中央建設業審議会から出された答申の中におきましても、いうところの専任制の範囲については、真に専任を必要とする工事

に限定して、建設業者に過重な負担とならないよう、工事一件の請負代金額を引き上げるようにと御指摘を受けている次第でございます。

私どもも、この答申の趣旨を踏まえまして、現在、具体の金額はまだちよつと差し控えていただきますけれども、見直しについて検討中でございます。

○中島(武)委員 その見直しの場合なんですか、金額を決めるに当たって、建築の場合一級建築士を専任で置けるかどうか、受注金額と人件費の関係といった経済性の問題はお考えになっておられますか。

○望月政府委員 私どもも、この問題をせつかく検討するからには、もろもろの要素を総合的に含めて考えさせていただきたいと思っております。

○中島(武)委員 実は、これは局長はよく御存じかと思えますけれども、一級建築士一人を雇うには、平均的に見て、仮に三十万円の給料としても六十万から七十万ぐらい、倍ちよつと、これぐらいの費用が必要だと言われております。三千万円で五カ月間の工事で計算しますと、これまで月のうち三分の一を他の工事現場をも兼務して仕事をしていた者を専任にする、そうしたらどれぐらいかかるか。結局、今申し上げたところから、三分の一ですから、二十万ないし二十三万円掛けること五カ月ということで、百万から百十五万円の費用を当該工事で手当てしなければならぬということになるわけでありませう。

そこで、建設省作成の六十二年八月に公表されたものですけれども、業種別平均財務諸表構成比率損益計算書に出ている原価構成比を三千万円の工事に当てはめて計算してみますとどうなるかという、これは営業利益が二、三%ですから三千万円掛けると六十九万円です。これしかないということになるわけなんです、一級建築士を専任で置くことはできないということになります。それで、五千万円にしたかどうか、これも決して十分な金額じゃないのですけれども、工事期間が五カ月以内だったら、まあもうけはないのだけれども

何とかとんとん救われるというような計算になります。問題は、金額の決めようによつては非常に中小建設業いじめになりかねないということでありませう。

それで私が申し上げたいのは、五千万円の工事と例えれば数十億の工事を比較しますと、金額に比例して建築士等の技術者が必要になるわけではありませぬから、まずやはり第一に押さえないければならないのは数千円単位の小規模工事、この原価構成を押さえる。それからもう一つは、受注金額だけじゃなくて工事期間を配置基準に加える、考慮するということが必要じゃないかと思つたのです。今、一級建築士一人で大体月一千万円ぐらい稼ぎ出す、こういうのが業界の通説になって

います。この二つの点をせひひとつ決めるに当たつて考慮していただきたい、考慮する必要があるのじゃないかというふうにお考えですが、いかがでございますか。

○望月政府委員 ただいま先生から大変具体の御提言というか、問題を提起していただきながらの御質問を賜りましたが、私どももいたしましては現在検討の過程でももろもろのアンケートもしたり各方面の意見も聞きながら検討させていただいておりますので、その結果、ひとつまたお願いしたいと思つた。

○中島(武)委員 ぜひ私の意見もよく御検討いただきたいと思つた。

ついでにちよつとお尋ねしておきたいのは、全国建設業協会が主張している、公共工事で監理技術者が常駐していない違反業者は指名停止にしたらい、あるいは常駐の有無を確認するためにパトロール体制を確立したらどうか、こういうことを言つておられるのですけれども、これは私は大変な問題だと思つたのですが、建設省はどう考へておられますか。

○望月政府委員 先生お話しのように全国建設業協会の方からいろいろ御提言があることも承知いたしておりますが、はっきり言えますことは、昨年の建設業法の改正の中で監理技術者資格者に

つきまして非常に重視しているということは御承知いただいているとおりでございます。こういったものにつきましては、私どもとしては、法に基づきまして資格者証の交付制度というものを創設し、これをもつて専任制の実効を確保しよう、こういう考え方でも取り組んでおられる次第でございますが、何としましてこれを実効あらしめるために、私ども、幸いにしてまいりましたか、二年間の施行猶予期間、六十五年六月からこの部分は施行になりますので、それまでにいろいろの勉強もさせていただき、また関係方面の理解も深めたい、このように考へておるところでございます。

○中島(武)委員 これは違反しているからすぐ指名停止だとか、それから監視体制、パトロール体制をつくれとか、こういうのはちよつと本末が転倒していると思つたのです。監理技術者を置くということの重要性とこのことは別のことだということを重ねて申し上げておきたいと思つたのです。

それから、関連して官公需の共同受注体制、この問題について伺いたいと思つております。

中小企業庁の要綱で、官公需適格組合の証明を得る場合、工事にかかわる場合には「事務局常勤役員が一名以上、常勤職員が二名以上、当該役員職員のうち二名以上が技術職であること」というなつておられるのです。なぜ官公需適格組合に三名以上の専従者を置かなければ資格が取れないのでしょうか。

○望月政府委員 この点は先生の御案内のとおり中小企業庁の方の基準でございます。私どもからコメントをすべき筋じゃない、こう思つたわけでございますが、考へ方として、やはり発注者の信頼を十分得られるような組合にしよう、こういう観点からの基準見直し、こういうふうには理解している次第でございます。

○中島(武)委員 発注者の信頼と言われるのですけれども、これは大変なんです。きょうは泥臭い話ばかり質問しているのだけれども、中小企業を守るためにはやはりこういうところへ踏み込んで考へないと本当に守るわけにはいかないのです。

それで私あえて申し上げるのですけれども、三人の人員費は、年六百万円と仮に仮定しましても二千五百万円かかる。だからこれもまた、発注者の信頼といふことを言うのですけれども、私は中小企業いじめにつながりかねないということをお話したいわけなんです。

といひますのは、私の知っている適格組合いろいろあります。そこは今までどうやっていたかといへば、組合理事長のところの職員の方が同時に適格組合の仕事をやっておられるのです。その社長が理事長を兼務してやっておられて、それで、やる仕事は非常に立派な仕事をやる、こういつて褒められて、信頼があるのですよ。ところが、発注者の信頼ということはどういうふうになつてしまふのじゃないかということをお話するのです。

時間もありませんので僕は最後に大臣にちよつとお尋ねしたいのですけれども、官公需法、これは建設省の方ではありませぬが、官公需法を何と言つておられるかという、中小企業者の需注の機会の増大を図るようになつていかなければならない。ということをお話して、組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならぬ。こういうふうには明記しているのです。

それから、大臣御存じの昭和六十二年度中小企業者に関する国等の契約の方針というものの閣議決定を昨年七月に行つておられますけれども、ここでも中小企業者の受注機会を増大させるための措置として、適格組合を初めとする事業協同組合を大いに活用しなければいけません。これを閣議決定しているわけなんです。

私は、今まで申し上げてきておられることがこういう精神と相反することのないようにしなさいという、もつと中小企業にたくさん受注の機会が与えられるようにしなさいやらない、こう考へるの

です。

ですけれども、大臣に最後に決意を聞かして貰って、本当はいろいろ聞きたいことがあつたけれども、時間がなくなりましたから質問を終わりたいと思います。

○越智国務大臣 中小企業に官公需の受注の機会が多くなるように努めております。建設省といったしましても得るだけ努力をいたしております。

ただ、協同組合の受注の問題ですが、これも組合によってどういふことになるか、構成メンバーがどうかというようなことがなかなか難しい。要は中小業者に受注の機会が多くなるように努めておりますし、今後も努めてまいりたい、かように思います。

○中島(武)委員 終わります。

○中村委員長 坂上富男君。

○坂上委員 ます河川行政についてお伺いをいたしたいと思ひます。

昭和五十九年でありましようか、大東水害の最高裁判決が出ました。昨年でありましようか、多摩川控訴審判決が出ました。実はこの二つの判決につきまして、法曹界では、裁判官が担当裁判官を集めていろいろの指導をしてこういふ国寄りの判決をしたという、大変な批判も実は出ておる判決であります。

しかし結論は結論でございますので、河川行政の上においてはほつとされているのだらうと思ひでございますが、一体この判決をどのようによつてとめられておるか、河川局長さんからお聞きをいたしましよか。

○萩原政府委員 お答えをいたします。

先生御指摘の五十九年一月二十六日の大東水害訴訟最高裁判決並びに六十二年八月三十一日言ひ渡しの多摩川水害訴訟東京高裁、いわゆる二審判決でございますが、いずれも、建設省がこれまで繰り返して申し上げてまいりました考え、これを基本的に認めていただいた、そういうふうにも受け取っております。

○坂上委員 さて、その判決を受け取りまして、

河川行政にどう生かすかということをお聞いているわけですか。

○萩原政府委員 お答えをいたします。

判決の要旨は、改めて申し上げるのもなんですが、改めまして、河川というのは本来的に危険が内在している公物であるということ、またそれを段階的に除去していかなざるを得ないものであるということ、またそういうものを総合的に判断しました場合に、いろいろな制約のもとで同種規模の河川の管理が一般水準、まあ社会通念に照らしまして是認し得る安全性を備えていなければいんたというふうなところが骨子かと思ひます。私どもは今まで努力して続けてまいりました治水事業を今までどおりの考え方で努力をして、続けていく、そういうふうにご考慮のところでございます。

○坂上委員 さてそこで、確かに判決は、財政的、時間的、技術的な制約が河川にあるんだ、こう言っているのです。今あなたの御答弁を聞いておりますと、今までどおりやります、こういう御答弁でございます。

当時、井上さんという局長さんがおられました。近藤さんという河川課長さんがおられました。学者の先生方と座談会を開かれております。これは御存じでしよか。この中にこういふことを言っているのです。あなたの答弁、大変不満だから御指摘を申し上げるのですが、今回の判決を見て私に感ずることは、河川行政の立場を認められたものではありますけれども、河川行政に携わられる方が、一〇〇%自分らの主張が認められたとか、これが決定的な免罪符であるとお考えにならずに、これは見方によつては、河川行政の責任は非常に重いぞと言つておられるとも理解できます。こう言っているのです。あなたの理解と、あなた方が集めた学者の座談会のあなた方への言葉はこういふ言葉なんです。もう一度お聞きをいたしましよか。

○萩原政府委員 私の答弁の言葉が足りなかつたかもしれませんが、私どもも従前から、河川を管理します責任の重さについては十分考へておるつもりでございます。従前どおりと申しましたのは、

ある時期裁判において敗訴が続きました、これはあるいは私どもも従前考へておりました河川管理をそのまま続けていくわけにはいかないのではないかと不安を持った時期がございました。それに絡みまして従前どおりのやり方をやらせていただくことにならうと思つたやうに答へたわけでございます。責任が軽くなつたとか、追認されたのでほつとしたとかという意味ではございません。

○坂上委員 こういふ判決が出ますとどうも国家賠償法による救済が不可能だと、この座談会で言つておるわけでございます。そこで、河川審議会のあたりが、水害保険あるいはその他の被害者救済の方法を早急に講ずべきだ、こう言つておるわけでございます。五十九年から今日まで被害者救済の観点から一体どのような検討がなされ、今後どういふふうにするか、今のようなやり方でやりますと今までのような被害も出るわけでございます。判決が出たからといって水害がなくなるわけではありませぬ。したがしまして、こういう点をまず河川局長さんとしてはどういふふうにお考えになつておるか。

これはこの程度でとどめますので、ひとつ建設大臣、今そういう問題があるわけでございます。今度こういう被害が起きた場合の救済方法、裁判に出してもだめだとするならば一体行政はこれを守るかというのをどういふふうにお考えになつておるか、大臣からもお聞きをしたいと思います。

○萩原政府委員 お答えをいたします。大変残念なことでございますが、現在我が国におきます治水の安全度というものは極めて低いところにあるわけでございます。御指摘のとおり年々大変な人数の方の被害者と大変な額の水害被害が起きておるわけでございます。私ども、やはり基本的には治水施設をできるだけ早く整備して被害を減らすことと思ひます。またあわせておつしやいます水害保険等の構想についても検討は続けておるわけでございます。

ただ、日本の国の水害発生の実情を見ますと、水害の発生地域そのものに大変いろいろ隔たりがございまして、保険をつくりましても結局危険度の高い地域の方だけが保険に入られることになつてしまつたやうなことで、また実際に起こる被害が大変巨額でございますので現実には保険制度としてなじむ名案がなかなか出てこないというやうなことで、また実現には至つておりませぬ。ただ、民間の損保会社等でも住宅総合保険等が実際には出されておりました。また農地関係については農業共済制度が確立されたりしてございまして、保険の道が少しづつ開かれてきてはおりますかと考へておるわけでございます。

○越智国務大臣 河川の管理につきましては、常に留意をしておるところであります。まず災害が起らないやうに、第一点はダムをもつとつていく、洪水調節。それから砂防施設、あるいは今度決定をいたしております急傾斜地の崩壊対策、こういうことで急に水が流れないようにして行く。そして河川は河川の改修を進めていく。したがって災害を未然に防ぎ、災害を出さない、こういうことに努めていきたい、こういうふうにお思ひしております。御承知のように、今までは予算も非常に少ない。でございまして、ことしから予算もふえておりますので、おいおいそういうことに努めていきたい、かように思ひます。

保険の方につきましては、今局長からお答えいたしましたように検討はしていきと思ひますが、これは範囲が、洪水がどの地点に来るかというのが非常にわかりにくい。また濁水がどの地点に来るかというのにはなかなか難しいのであります。でございまして、検討は進めてまいりますが、どの範囲が入つただけかという問題もありませんし、今後の課題としてまいりたい、かように思ひます。

○坂上委員 大変失礼でございますが、甚だ不満です。もう三年もたつておるのです。その間にも水害が起つておるのです。裁判所へ持つていつて助けてくれなければだれが助けるんだということ

なんです。やはり河川行政の中でどう助けるか。保険に入ればいいといったって、保険会社は民間なんです。これは行政的な処置としてどうすべきかということはこの座談会の中で議論なさっているわけでございます。どうぞもう一度勉強なさって、この次またお聞きをいたしますから、ある程度安心のいくような対応をひとつお願いしたいと思ひます。もちろん水害の起きないところの河川をつくっていただくことは第一原則です。万一起きた場合どうするか。どうも今の話を聞くと、これはしつこく水害の起きることを覚悟しなければならぬというような答弁であつてはいかぬと思ひますので、ひとつ甚だ失礼であります、強い要請をいたしておきたいと思ひます。

さて、また河川に關係をすることでございますが、これは、私新潟でございますが、雪が割合に少なかった、こう言われておるわけでございませぬ。雪が少なくなるといふことになりませぬ、これまた関東地方の渇水にもかわることでございませぬ。それからまた、梅雨どきに関東の渇水といふものが、大体今後どのように長期予報の中から見ておいたらいいか、ひとつ気象庁から来ていただいでいるようにございませぬので、御答弁いただけるように。

○嘉味田説明員 お答えいたします。積雪の状況についてでございますけれども、この冬の関東北部から新潟県にかけての積雪は、日光、高田それから新潟等の気象官署では平年の五〇から七〇%でございまして、昨年と同程度となっております。

それからまた、群馬、新潟県境付近の山間部の水源地付近の積雪は、アメダス等の資料によりまして、昨年と同程度でございませぬ。今後の予想についてでございますが、四月から六月にかけての関東甲信越地方における降水量は、前半は平年並み、後半はやや少ないと予想いたしております。

私は事あるたびに同じ問題を提起しておるわけでございませぬが、御存じのとおり、信濃川分水関東分水という問題、それから尾瀬沼分水という問題が世に言われておるわけでございませぬ。どうも政党政派を乗り越えまして、地域的な対立にならうといたしておるわけでございませぬ。もちろん私は信濃川分水反対、尾瀬沼分水反対の立場から質問をずっと続けてきたわけでございませぬが、大臣がかわられ河川局長さんかわられておられますけれども、この問題について、河川局長さんや水資源部長さんは、どうも関東の方の水が足りないので分水というようなお話のようであるわけでございませぬが、どのようなお話なのか。今お話を聞いておつてもおわかりのとおり、信濃川の水源になるところの雪が大変少なくなつて、長野、新潟等も、あるいは福島等も水が枯渇をする状態があるいは起きるのかというふうな心配も実はしておるわけでございまして、その辺ひとつ部長さん、局長さん、お答えをいただきたいと思ひます。

○萩原政府委員 お答えをいたします。信濃川分水でございませぬが、先生御存じのとおり民間のレベルの計画でございまして、私も建設省といたしましては現在のところ関知しておらないという立場でございませぬ。それから尾瀬沼分水でございませぬが、これは先生よく御存じのように、大正年代に実は一度水利処分がなされておるものでございませぬ。やはりこれも自然保護との調和が大変大事な問題のようでございます。また、大変大きな流域同士の流域変更ということになりますので、関係県、当然両側の関係県がおいでになるわけでございませぬが、こちらの意見を十分に尊重いたしまして、私も対応を慎重にしていなければいけないと考えております。

七十五年、つまり二十一世紀初頭の水源開発計画の施設計画をつくっておるわけでございませぬが、その計画の中では、たゞいまお話しした信濃川分水あるいは尾瀬沼分水、いずれも私どもの計画としては現在含んでございませぬ。以上であります。

○大河原政府委員 ことしの夏も首都圏の渇水が心配なわけでございませぬが、関東地域におきまして水資源のいろいろ開発施設には、従来から関係機関の協力を得まして積極的に取り組んできているところでございませぬ。そして二十一世紀当初の水需要でございませぬが、これは先ほど河川局長からも御説明ありましたが、全国総合水資源計画、これに基づきまして、五十八年時点で年間約百六十一億トンであつたものが、現在、三十五億トン増加いたしました。年間百九十六億トンということになるわけでございませぬ。

この需要を満たすには、現在、関東地域内の水資源開発施設、これを促進していけば対応できるというふうな考へておられて、これらの関東地域内の事業を促進することが緊急である、こういうふうな考へておられておる。○坂上委員 ひとつ両大臣からも御所見を賜りたいのでございませぬ。

○越智國務大臣 河川局長からお答えをしたとおりであります。信濃川の問題につきましては、ただいまのところ民間でございませぬから建設省は関知しておりませぬ。尾瀬沼分水につきましては、お話しにございませぬように、分水ということになりますとなかなか難しい問題でございませぬから両県十分協議をしなければなかなか結論が出ない、かような認識であります。

さて、関東、東京都の水であります。気象庁からも今お話しをいたしました。建設省といつても心配をいたしておりました。全国いろいろございませぬが大変でございませぬけれども、この夏、去年のような渇水にならないように、いろいろの方策を今進めておるところであります。一例を言いますと、電力会社等にお願いをして貯水をできるだけ多くしておこう、こういうことも今からお願ひをしておるようなことであります。

○奥野國務大臣 先ごろ、利根川、荒川の水資源開発基本計画の改定を閣議決定したわけでございませぬ。その際に事務当局から伺いましたところでは、地域内の水資源を開発し有効利用することによって昭和七十五年までいけます、こういうことでございませぬので、私から、分水のことは考えていないんだなど、これには入つておりませぬというございませぬので、どなたから同じようなお尋ねを受けましたときにも、現在考へておりませぬ、こう申し上げたわけでございませぬ。今も同じでございませぬ。

○坂上委員 どうもありがとうございました。これはこれで終わります。今度は建設省、厚生省、自治省との関連においでお聞きをいたしますが、地方生活圏構想あるいは広域圏構想、あるいは定住圏構想あるいは地方医療圏構想とかいうようなことで、各県が四つか五つに広域化されてそこに行政をなさうとしておるわけでございませぬ。関係官庁から来ていただいでおるわけでありますが、私の出身県、新潟県の例を挙げまして、こういうものが今どのようになり、そしてまたその目的は何で、現在こういう利点が起きてきているという点をお話しいただきたいと思ひます。

○森(繁)政府委員 国土庁の方ではいわゆるモデル定住圏というのを担当させていただいておるわけでありますが、先生御承知のように、三全総におきまして定住構想を受けまして、大体各県一圏域がモデル的に設定されておるところでございませぬ。このモデル定住圏のそれぞれの圏域におきましては、施設整備のようなハードな面とそれから住民の主体的な活動を支援するためのソフトの計画、この二つの計画を相まってこの事業を推進しておるところでございませぬ。新潟県につきましては、上越市を中心とした

りましたし、またねらいもそれぞれ違っておったわけでございますので、今日のような状態になつてくることはやむを得ないのじゃないかな。でございますので、その違つた中でできる限り協力をし合つていくという姿を進めていくことじゃないだらうかな、こう思つておるところでございます。

○坂上委員 その点をひとつよく調べていただきまして、ひずみと申しましようか、広域圏とた言つても本当に各省が都合がいいようなこととしてないの、今道路の話があつたわけでありまして、この広域圏の道路だけではないのでございまして、今道路なんというのは新潟から東京まで、新潟から大阪までというような道路なんでございます。広域圏内における道路というのは今そんな小さいものじゃなからうかと私は実は思つておるわけでございます。そんなような意味で、ひとつ全体的に整合性というものをとつと調整をしていただく、そしてこの構想があるならば、圏をつくらなければ、つくつたりの利点というものを与えていただかない、こう思つておるわけでございます。

時間がありませんで、いま一つだけ地元の仕事の話でございますが、私の町三糸市は本当に今、市の活性化願つて都市再開発をいたしまして、昭栄ビルというものを大変な困難の中でつくり上げたわけがあります。しかし、これはつくつただけでは全く袋のネズミでございます。これには橋をつくらなければならず、これは橋を早急につくつていただかなければならぬわけでありまして、さしあたり昭栄橋というものを早急につくつていただかなければならぬわけでありまして、およつと見通しを聞かせていただきたいと思つておるわけでございます。

○木内政府委員 実情につきましては先の方がよく御承知だと思つたので、簡単に答弁させていただきますかと思つた。

昭栄橋につきましては今三〇％ぐらいの進捗状況で、橋はたくさんさんの事業費がかかりますので、用地買収は大体済んでおりますけれども、橋梁の下部工の着手を六十三年度ぐらゐからやりたいと考えております。それで、完成の見通しでございますけれども、できれば六十六年度ぐらゐをめどに整備の促進を図つてまいりたいと思つております。

それから、田島橋、これ二本の橋で、三糸市も大変でございますけれども、これも三糸市が都市計画道路としてやつておるわけでございます。これも六十二年度までは事業費ベースで三〇％の進捗はなつております。六十三年度はまだ引き続き用地買収を進めてまいりたい。これも六十年代には完成するよう市の方も努力しておりますので、できるだけの応援はしてまいりたいと思つております。

○坂上委員 要望だけでございますが、昭栄橋というのは本当に三条の命運をかけたような状況になつておるわけでありまして、それを生かすか殺すかこの昭栄橋が早期に完成するかどうかにもかかつておると思つておるわけでありまして、これが六十年ぐらゐというふうなことになるかと、三年間本当に袋のネズミのところ、せつかくの開発したビルが死ぬおそれがあるのじゃないかと大変心配します。また、この昭栄橋の影響で田島橋が六十年代で完成などということ、住民は大変怒ると思つておるわけでありまして、これはもつと促進していただかなければ本当にみんなしわ寄せが来るよくな感じでございますので、ひとつ強く要望をしておきまして、時間だそうでございますので終わらせていただきます。ありがとうございます。

○中村委員長 次に、内閣提出、道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一

部を改正する法律案、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案及び特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案の三案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。越智建設大臣。

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案
農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案
特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○越智國務大臣 ただいま議題となりました道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案について、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

現行の第九次道路整備五カ年計画は、昭和六十二年度をもって終了することとなりますが、我が国の道路は道路交通の進展に比し、その整備のおくれが目立つなど、今なお質、量ともに不十分な状況にあります。今後、多極分散型国土の形成、地域社会の活性化等の緊急課題に対応するとともに、国民生活の充実を図るなど、国民の道路整備への要請に的確に対応するためには、緊急かつ計画的な道路整備を推進する必要があります。

このような状況にかんがみ、政府といたしましては、昭和六十三年度を初年度とする道路整備五カ年計画を策定して、道路を緊急かつ計画的に整備することとし、このため、道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、昭和六十三年度を初年度とする新たな道路整備五カ年計画を策定することといたしました。

第二に、道路整備五カ年計画に合わせて、昭和六十三年度を初年度とする奥地等産業開発道路整備計画を策定するため、奥地等産業開発道路整備臨時措置法の有効期限を昭和六十八年三月三十一日まで延長することといたしました。

その他、これらに関連いたしました関係規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

この法律案におきましては、農地の所有者がその農地を転用して行う賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について、政府が利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができる期限を三カ年延長し、昭和六十六年三月三十一日までとする。昭和六十六年三月三十一日において現に賃貸住宅を建設するために宅地造成に関する工事が行われている土地に建設される賃貸住宅に係る融資につきましては、その期限を昭和六十八年三月三十一日まで延長することといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

この臨時措置法は、昭和四十八年に三大都市圏の特定の市の市街化区域に所在する農地に対して固定資産税の課税の適正化を図るに際し、これとあわせてその宅地化を促進するために必要な措置を講ずることを目的として制定されたものであり、特定市街化区域農地の宅地化促進のための事業の施行、資金に関する助成、租税の軽減等その内容としております。

これらの措置の適用期限は、同法のほか、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法、租税特別措置法及び地方税法により、当初それぞれ昭和五十年年度までとされておりましたが、各法の一部改正により、現在は昭和六十二年年度まで延長されております。

しかしながら、特定市街化区域農地の宅地化の動向及び今後の三大都市圏における宅地需要を考へますと、昭和六十三年年度以降においてもこれらの措置を引き続き適用し、特定市街化区域農地の宅地化の促進を図ることが必要であると考えられるのであります。

以上が、この法律案を提案した理由であります。次に、その要旨を御説明申し上げます。

前述のとおり、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法に基づく措置につきましては、同法のほか、他の法律によりそれぞれの適用期限が定められておりますが、この法律案におきましては、同法の附則において適用期限が定められている土地区画整理事業の施行の要請及び住宅金融公庫の貸付金利の特例措置につきまして、その期限をそれぞれ三カ年延長し、昭和六十六年三月三十一日までとする。同時に、住宅金融公庫の貸付金利の特例措置に係る金利について現行の法定金利を上限として政令に委任することとしております。

なお、前述の他の法律により適用期限が昭和六十二年年度までとされている措置につきましては、別途今国会に提案されているそれぞれの法律の改正案において、その適用期限を三カ年延長することといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださるようお願い申し上げます。

○中村委員長 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。
次回は、明二十四日木曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時四十八分散会

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案
道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律

(道路整備緊急措置法の一部改正)
第一条 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
第二条 第一項中「昭和五十八年度」を「昭和六十二年年度」に改める。
第三条 第一項中「昭和五十八年度」を「昭和六十二年年度」に、「前前年度」を「前々年度」に改

める。
第四条中「昭和五十八年度」を「昭和六十三年年度」に改める。
第五条 第一項中「昭和六十年年度」を「昭和六十三年年度」に、「三箇年」を「五箇年」に改め、同条第二項中「昭和六十二年年度にあつては、昭和六十年年度」を「当該年度の前々年度」に、「十五分の一」を「四分の一」に改める。
(奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部改正)
第二条 奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十一年法律第一百五号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十八年三月三十一日」に改める。
附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。
(昭和六十三年年度及び昭和六十四年度における地方道路整備臨時交付金の総額の特例)
2 昭和六十三年年度及び昭和六十四年度における第一条の規定による改正後の道路整備緊急措置法第五条第二項の規定の適用については、同項中「予算額(当該年度の前々年度の揮発油税の収入額の子算額が同年度の揮発油税の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額を加算し、当該予算額が当該決算額を超えるときは、当該超える額を控除した額)」とあるのは、「予算額」とする。
3 (道路整備特別会計法の一部改正)
道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
附則第十六項を附則第十八項とし、附則第十三項から第十五項までを二項ずつ繰り下げ、附則第十二項の次に次の二項を加える。
13 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第

号。次項において「改正法」という。)第一条の規定による改正前の道路整備緊急措置法(以下この項において「改正前の法」という。)第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額を改正前の法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行つた道路整備事業(昭和六十二年以前年度のこの会計の予算で昭和六十三年以後の年度に繰り越したもの)により行う道路整備事業を含む。次項において「旧道路整備五箇年計画に係る道路整備事業」というのは、第一条第一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。

14 旧道路整備五箇年計画に係る道路整備事業に要する費用の財源に充てるため第十条第一項の規定により借入れられた借入金及び昭和六十三年三月三十一日までに生じた当該借入金の利子(同日までに償還され、又は支払われたものを除く)は、改正法の施行の時に、一般会計に帰属させるものとする。

理由
道路を緊急かつ計画的に整備して道路交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため、昭和六十三年年度を初年度とする新たな道路整備五箇年計画の作成、地方道路整備臨時交付金制度の拡充等道路の整備に關し必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案
農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律
農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第三十二号)の一部を次

和六十三年法律第

三九

